

平成 22 年第 7 回定例会

津幡町議会会議録

平成22年12月 3 日開会

平成22年12月10日閉会

津幡町議会

津幡町告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成22年第7回津幡町議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年11月22日

石川県津幡町長 矢 田 富 郎

1 招集期日 平成22年12月3日

2 場 所 津幡町議会議場

平成22年第7回津幡町議会定例会会議録 目 次

1. 招集告示	1
第1号(12月3日)	
1. 出席議員、欠席議員	3
1. 説明のため出席した者	3
1. 職務のため出席した事務局職員	3
1. 議事日程(第1号)	4
1. 本日の会議に付した事件	4
1. 開会・開議(午前10時00分)	5
1. 議事日程の報告	5
1. 会議録署名議員の指名	5
1. 会期の決定	5
1. 会議時間の延長	5
1. 諸般の報告	5
1. 議案上程(議案第75号～議案第87号)	5
1. 議案に対する質疑	9
1. 委員会付託	9
1. 町政一般質問	9
5番 酒井義光議員	9
4番 角井外喜雄議員	13
9番 道下政博議員	17
1. 休 憩(午後0時00分)	25
1. 再 開(午後1時00分)	25
1番 荒井 克議員	25
16番 河上孝夫議員	30
2番 中村一子議員	35
1. 休 憩(午後2時53分)	46
1. 再 開(午後3時10分)	46
6番 塩谷道子議員	46
11番 南田孝是議員	54
3番 森山時夫議員	56
17番 谷下紀義議員	62
1. あいさつ	67
1. 閉 議(午後5時18分)	68
第2号(12月6日)	
1. 出席議員、欠席議員	69
1. 説明のため出席した者	69

1. 職務のため出席した事務局職員	69
1. 議事日程（第2号）	70
1. 本日の会議に付した事件	70
1. 開 議（午前10時00分）	71
1. 議事日程の報告	71
1. 会議時間の延長	71
1. 同意・諮問（同意第4号、諮問第2号）	71
1. 質疑・討論の省略	71
1. 採 決	71
1. あいさつ	71
1. 閉 議（午前10時06分）	72
第3号（12月10日）	
1. 出席議員、欠席議員	73
1. 説明のため出席した者	73
1. 職務のため出席した事務局職員	73
1. 議事日程（第3号）	74
1. 議事日程（追加第1号）	74
1. 本日の会議に付した事件	74
1. 開 議（午後1時30分）	75
1. 議事日程の報告	75
1. 会議時間の延長	75
1. 議案等上程（認定第1号～認定第14号）	75
1. 決算審査特別委員長報告	75
1. 決算審査特別委員長報告に対する質疑	75
1. 討 論	76
1. 採 決	77
1. 議案等上程（議案第75号～議案第87号、請願第19号～請願第29号）	78
1. 委員長報告	78
1. 委員長報告に対する質疑	80
1. 討 論	80
1. 採 決	91
1. 議会議案上程（議会議案第14号～議会議案第16号）	93
1. 質 疑	93
1. 討 論	93
1. 採 決	93
1. 質 疑	94
1. 討 論	94
1. 採 決	95
1. 休 憩（午後3時15分）	95
1. 再 開（午後3時16分）	95

1. 津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任	95
1. 休憩（午後3時19分）	95
1. 再開（午後3時35分）	95
1. 議会議案上程（議会議案第17号～議会議案第20号）	95
1. 趣旨説明の省略	95
1. 質疑	96
1. 討論	96
1. 採決	96
1. 閉会中の継続調査	96
1. 閉議・閉会（午後3時40分）	97
1. 署名議員	98

平成22年12月3日(金)

○出席議員(18名)

議長	谷口正一	副議長	南田孝是
1番	荒井克	2番	中村一子
3番	森山時夫	4番	角井外喜雄
5番	酒井義光	6番	塩谷道子
7番	多賀吉一	8番	向正則
9番	道下政博	10番	鈴木準一
13番	山崎太市	14番	洲崎正昭
15番	長谷川恵子	16番	河上孝夫
17番	谷下紀義	18番	中田健二

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	矢田征夫
総務部長	坂本守	総務課長	長和義
企画財政課長	岡本昌広	監理課長	大田新太郎
税務課長	河上孝光	町民福祉部長	焼田新一
町民児童課長	瀧川嘉孝	保険年金課長	岡田一博
健康福祉課長	板坂要	環境安全課長	竹本信幸
産業建設部長	川村善一	産業経済課長	榎田和男
都市建設課長	岩本正男	上下水道部長	村田善紀
料金課長	太田和夫	上下水道課長	石庫要
会計管理者	北野力	会計課長	橋屋俊一
監査委員事務局長	大坂茂	消防長	高森良昭
消防次長	國本学	教育長	早川尚之
教育部長	藤本英幸	学校教育課長	八田信二
生涯教育課長	宮川真一	河北中央病院事務長	東本栄三
河北中央病院事務課長	酒井菊次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議会事務局長補佐	高山真由美
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
財政係長	杉田純也		

○議事日程（第1号）

平成22年12月3日（金） 午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案一括上程（議案第75号～議案第87号）

（質疑・委員会付託）

議案第75号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第6号）

議案第76号 平成22年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第78号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第79号 津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

議案第80号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条
例の一部を改正する条例について

議案第81号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第82号 津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第83号 津幡町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第84号 小字の区域及び名称の変更について

議案第85号 小字の区域及び名称の変更について

議案第86号 小字の区域の変更について

議案第87号 町道路線の認定について

日程第5 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<開会・開議>

○議長【谷口正一君】 ただいまから、平成22年第7回津幡町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、定数18名中、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

<会議録署名議員の指名>

○議長【谷口正一君】 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において18番 中田健二議員、1番 荒井 克議員を指名いたします。

<会期の決定>

○議長【谷口正一君】 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月10日までの8日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月10日までの8日間と決定いたしました。

<会議時間の延長>

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<諸般の報告>

○議長【谷口正一君】 日程第3 諸般の報告

をいたします。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付してあります。

次に、町長から地方自治法180条第1項の規定による

報告第11号 専決処分の報告について（「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（津幡北部地区放課後児童交流施設建設工事（まち交）））

以上、報告がありましたので、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第19号から請願第29号までは、津幡町議会会議規則第91および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成22年10月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

<議案上程>

○議長【谷口正一君】 日程第4 議案上程の件を議題とし、議案第75号から議案第87号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。
矢田町長。

〔町長 矢田富郎君 登壇〕

○町長【矢田富郎君】 本日ここに、平成22年第7回津幡町議会定例会が開かれるに当たり、最近の町政の状況と提案いたしました一般会計および特別会計の補正予算ならびにその他の諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

初めに、去る11月28日、加賀市の山中温泉を出発点とし、加賀体育館前を決勝点とする第8

回石川県市町対抗ふるさと駅伝が行われました。

市町対抗部門では、津幡町チームが2年ぶり5度目の優勝を、また、ふるさと部門に出場の1・2・SUNつばたチームも4連覇を果たしました。当町出場の2チームがアベック優勝というすばらしい成績をおさめられ、元気な津幡町をアピールしていただきました。

この大会は、中学生から社会人までの男女ランナー6人で編成されたチームがたすきをつなぎ、選手それぞれが持てる力を十分に発揮された結果であると思っております。

また、11月23日には当町役場前を発着点とした、箱根駅伝とともに国内最古の歴史を誇る第90回記念河北潟一周駅伝競走大会が開催されました。

中学生・同好会の部では、津幡中学校陸上部が初出場で優勝、津幡南中学校も第2位という立派な成績でゴールし、一般の部におきましても、津幡町陸上競技協会が第2位と健闘されております。

さらに、そのほかのスポーツや文化面などの各種大会においても町の将来を担う若者たちが活躍されました。これは、個々の皆さまの努力はもとより、指導者の方々のおかげであり感謝を申し上げる次第でございます。

今後とも、皆さまには精進を重ね、それぞれのさらなるレベルアップをご期待申し上げますところでございます。

さて、毎年この時期はインフルエンザの流行が始まる時期でございます。昨年は、新型インフルエンザが世界中に蔓延し、我が国においても不足するワクチンの接種優先順位を定めるなど、その対応に当たっていたところでございます。

本年は、今のところ新型インフルエンザの大規模な流行はないようですが、すでに国内で200人を超える死亡者が厚生労働省から報告されております。再流行のおそれもあることから、当町におきましては、新型・季節性を合わせた

予防ワクチンの接種を促す広報などを行い、町民の皆さまの安全・安心対策に万全を期しているところでございます。

また、来る12月23日には、NHK大河ドラマの誘致に向けて「義仲と巴」シンポジウムを文化会館シグナスで開催することとしております。

石川県のほか、金沢市や小松市初め、県内の4市1町と富山県小矢部市から参加をいただき、義仲ゆかりの地の取り組み状況を報告する予定であります。

歴史小説「巴御前」などで知られる作家、鈴木輝一郎氏の基調講演のほか「大河ドラマ「義仲と巴」をぜひ誘致しよう」と題したパネル討論を行い、大河ドラマの必要性などについても討議していただくことといたしております。

このシンポジウムには、来賓として山岸石川県副知事初め、小矢部市長、野々市町長、加賀市副市長、富山県南砺市副市長、長野県木曾町教育長ほか各市町の担当部課長がお見えになる予定でございます。また、議会からは谷口議長のご尽力により、金沢市、加賀市、かほく市、小矢部市、野々市町、内灘町、宝達志水町の議長さんが、また、小松市、南砺市からは副議長さんほかがいらっしゃる予定となっております。

町民の皆さまを初め、議員の皆さまにおかれましてもご来場いただき、大河ドラマ誘致推進にご理解とご協力をお願いするものでございます。

それでは、本日提案いたしました一般議案につきまして、その概要を説明いたします。

議案第75号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第6号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2億4,225万1,000円を追加するものであります。

歳入の主なものを説明いたします。

12款分担金及び負担金の減額477万1,000円は、保育園保育料の減額などによるものであります。

14款国庫支出金1億404万6,000円の増額は、社会資本整備総合交付金や地域再生計画道整備

交付金の土木費国庫補助金のほか、地域介護・福祉空間整備交付金など民生費国庫補助金ならびに障害者自立支援給付事業など民生費国庫負担金が主なものでございます。

15款県支出金4,371万4,000円の増額は、国民健康保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付事業などの民生費県負担金のほか、中山間地域等直接支払制度事業などの農林水産業費県補助金が主なものでございます。

17款寄附金661万3,000円の増額は、地域交流センター建設事業や森林公園活性化事業への寄附金等が主なものであります。

18款繰入金の減額2,409万3,000円の主なものは、財源調整による財政調整基金からの繰入金の減額であります。

20款諸収入5,743万4,000円の増額は、石川県市町村振興協会市町臨時交付金および延払機械設備貸与事業資金貸付金の元金収入などであります。

21款町債5,910万円の増額は、各種道路整備や北部公園整備の事業費増額に伴う土木債の増および地域交流センター建設事業費減額による教育債の減額が主なものであります。

続いて、歳出の主なものを説明いたします。

2款総務費1,393万6,000円の増額は、役場1階多目的トイレの非常通報装置故障や雨漏りなど緊急性の高い庁舎修繕に係る庁舎管理費の増、また、本年7月に司法による判断が下された、生命保険年金の二重課税相当額を含む過年度過誤納金返還金の増、国税連携システム導入に伴う確定申告支援システム改修に係る町税電算機器管理費、さらに、平成23年4月に執行が予定されております石川県議会議員選挙費および町議会議員選挙費の平成22年度執行経費が主なものであります。

3款民生費8,394万1,000円の増額は、地域生活支援事業や障害者福祉サービス費などの障害者自立支援給付費の増、町内のグループホームへのスプリンクラーおよび保育施設設置費補助

に係る地域介護・福祉空間整備事業費の増、国民健康保険税の軽減分にかかる保険基盤安定繰出金などの増のほか、私立保育園運営費の減などに伴う保育園運営費の減額でございます。

4款衛生費564万1,000円の増額は、日本脳炎予防接種、麻しん、風しん予防接種委託費など、感染症予防費の増額が主なものであります。

6款農林水産業費196万6,000円の増額は、対象集落および農用地の増加に伴う中山間地域等直接支払制度事業費の増や県営の竹橋地内ほ場整備事業と上矢田地内ため池整備事業費の追加による県営土地改良事業負担金の増および職員給等の減額が主なものでございます。

7款商工費2,894万1,000円の増額は、延払機械設備貸与事業資金貸付金および社屋新築事業所1件に対する商工業振興促進助成費などであります。

8款土木費1億597万6,000円の増額は、町道川尻17号線や町道北中条17号線など社会資本整備総合交付金による町道整備事業の増額および追加や道整備交付金による町道加茂1号線整備事業の追加、さらに、社会資本整備総合交付金による北部公園整備事業費の増額のほか、町道20路線の修繕に伴う道路維持修繕費の増が主なものであります。

9款消防費の減額1,040万1,000円は、防火水槽設置事業費の確定による減額のほか、期末勤勉手当など職員給等の減額によるものであります。

10款教育費1,426万9,000円の増額は、平成23年度から町内小学校で使用する教科書が改訂されることに伴い、教師用指導書等の更新を行うための教師用教科書教材費の増や対象人数増加に伴う小中学校就学奨励費および幼稚園就園奨励費の増、さらに、中学校の放課後課外活動推進事業費や緊急を要する施設修繕に係る総合体育館管理費および津幡運動公園管理費の増および地域交流センター建設事業の整理、減額などが主なものであります。

第2表債務負担行為補正は、石川県議会議員選挙公営ポスター掲示場費および中学生海外派遣交流事業について、事業の期間および限度額をそれぞれ表のとおり追加するものであります。

第3表地方債補正は、県営土地改良事業ほか7件の限度額を変更するものであります。

議案第76号 平成22年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ1,609万8,000円を追加するもので、医療費の増加に伴う退職被保険者等療養給付費および国保の電算システム改修に伴う事務費の増額が主なものであります。

議案第77号 平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ4,830万8,000円を追加するもので、介護サービス利用増による施設介護サービス給付費および高額介護サービス費などの増額が主なものであります。

議案第78号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ154万1,000円を減額するもので、人事異動等に伴う人件費の整理と単独事業費の整理による減などでありま

議案第79号 津幡町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡町男女共同参画推進条例の施行に伴い、非常勤の特別職の報酬の項目に男女共同参画審議会委員を追加するものであります。

議案第80号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、国家公務員の国際機関等への派遣制度に関する人事院規則の一部改正に伴い、一般の派遣職員および企業職員または技能労務職員の給与の算定方法について改定するものであります。

議案第81号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について。

本案は、火災予防に関する総務省令、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、複合型居住施設用自動火災報知設備を一定の基準に従って設置した住宅については、住宅用防災警報器等の設置を免除する要件を追加するものであります。

議案第82号 津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、特定屋外タンク貯蔵所および準特定屋外タンク貯蔵所の設置許可等に係る審査事務手数料を改定するものであります。

議案第83号 津幡町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について。

本案は、預かり保育時間に学年始休業日および学年末休業日を追加するとともに、預かり保育時間の保育料を細分化するものであります。

議案第84号および**議案第85号**は、小字の区域および名称の変更についてであります。

議案第84号につきましては、中山間地域総合整備事業河合谷地区瓜生工区の施行に伴い、また、議案第85号につきましては、同じく中山間地域総合整備事業河合谷地区上河合工区の施行に伴い、それぞれ従来の区画形状に変更が生じ、小字の区域および名称の変更が必要となったものであります。

議案第86号 小字の区域の変更についてであります。

本案は、中山間地域総合整備事業河合谷地区木窪工区の施行に伴い、従来の区画形状に変更が生じ、小字の区域の変更が必要となったものであります。

議案第87号 町道路線の認定について。

本案は、町道能瀬13号線ほか6路線を道路法第8条第2項の規定により、町道に認定編入するものであります。

以上、本議会にご提案を申し上げました全議

案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

<議案に対する質疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○議長【谷口正一君】 ただいま議題となっております議案第75号から議案第87号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

<町政一般質問>

○議長【谷口正一君】 日程第5 これより一般質問を行います。

なお、本定例会の一般質問は、一問一答で行います。

質問時間は、1人30分といたします。質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは、通告がありますので、これより順次発言を許します。

5番 酒井義光議員。

○5番【酒井義光君】 5番、酒井です。

今回はトップということで、ちょっと緊張していますけれども1点目の質問です。

国道の法面の除草について質問をいたします。

国道159号津幡バイパスの法面の草が伸び放題で、いつ草刈りをするのか不思議に思いながら走行していました。

ことし7月30日に国道8号・159号津幡町整備促進期成同盟会総会が開催され、最後に津幡町国道事業説明会ということで、国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長のあいさつと事業説明がありました。その中で「政権がかわり、法面の草刈りは、1年に1回となった」と説明がありました。変更になった内容を調べてみると、道路の巡回は平日毎日、休日2日に1回であったのが、原則2日に1回。清掃は路面掃除年間0回から6回であったのが、原則人口集中地区内は6回以内、それ以外は1回以内、歩道清掃は年間0回から1回であったのが、落ち葉などの除去に限定。除草は年間0回から3回であったものが年間1回となり、草刈り作業をしている姿を見ることがなくなったものでした。

町内の地域では、いつまでたっても除草してもらえず、通行上視界が悪くなり、自主的に草刈り、また、除草剤の散布などで管理しております。横断ボックス出口の視界が特に悪いため、先日も直径7センチにもなるアカシアの木を数本切り倒しましたが、クズ葉が絡み倒れず、悪戦苦闘しました。

また、舟橋地区でも雑草が伸び放題で見通しが悪いため、見るに見かねて地域の有志がバイパス下から側道や植栽スペースの周辺の草刈りをしていました。側道は草刈りをしてなく、法面から伸びてきたクズ葉がセイタカアワダチソウの上に絡まり、白線を越し車道にはみ出し、車道がだんだん狭くなっています。

10月13日の新聞で「小松の国道8号バイパスに高さ2メートルの雑草生え、天然の分離帯。事業仕分けが影響」と大きく掲載されていました。内容は、100メートルにわたり草が繁殖し、歩道側から見るとまるで草のカーテンに見え、幹線道路なのに見た目がいとは言えないということで、記者の方が国土交通省加賀国道維持管理出張所に問い合わせたところ、事業仕分けで予算が減ったから回数が減ったとの返事だっ

たそうです。取材して間もなく現場を訪ねると、草は刈ってあったと掲載されていました。

そこで、防犯上や通行面で視界の悪い部分だけでもまちづくり美化大作戦などを利用し、地元区などへ手入れの要請をしてはどうでしょうか。

また、整備促進期成同盟会総会で金沢河川国道事務所長が「必要に応じて草が生えない工法の検討をしたい」とお話があったはずであり、国道横断ボックスの出口で見通しの悪いところに、モデルケースとして草の生えない対策を早急に取り組めないか要望をしてはと思います。

また、歩道に植栽のスペースがありますが、草が生え放題です。草が生え放題の植栽スペースをなくするか、草が生えない対策も含め、交通安全、景観の対策を要望してはと思いますが、今後の取り組みについて町長の答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 国道の法面の除草に関する酒井議員のご質問にお答えいたします。

除草を含む国道の維持管理につきましては、ご指摘のとおり、国土交通省におきまして全国統一の基準を設定し、運用されており、昨年度に比べその回数は減少しているようでございます。

津幡町内の国道におきましても、道路法面を初め、横断ボックスの出入り口、植栽スペース等に雑草が繁茂し、景観保全や道路通行上好ましくない状況となっているところも多く見られるところでございます。

町といたしましては、これまでに寄せられました各地区からの除草等に関する要望にこたえ、ことし10月に道路管理者であります国土交通省に対し除草等維持管理の充実に関する要望を行っているところでございます。

まちづくり美化大作戦におきまして、地元区などへ国道の除草に関する要請などをしてはどうかのご質問でございますが、この行事の開

催趣旨は、町民が自分たちの住む地域を自分たちの手で自主的にきれいにすること。また、社会参加と社会奉仕の意識をはぐくむこととでございます。

よって、地元区などへ要請することは作業安全上の検討課題も多く、現時点では難しいものと考えております。

なお、今後も引き続き国土交通省に対しまして除草を含む国道の維持管理の強化、充実と草が生えない工法の実現等を要望してまいりたいと考えております。

○議長【谷口正一君】 酒井義光議員。

○5番【酒井義光君】 ありがとうございます。

ボックスの上から草が垂れ下がって、草むらの中をボックスが横断しているような形で、車も子どもも見苦しい雰囲気の良い嫌なところを通るような感じがしますので、何とか要望をしておいてほしいと思います。

2点目に、猟友会会員の減少についてお伺いいたします。

21年9月議会に、谷下議員も猟友会に対しねぎらいの言葉がありましたが、私からは猟友会会員の高齢化、新規会員の勧誘に関する補助金、今後のあり方について質問いたします。

新聞に「県内でイノシシ繁殖、猛スピード 駆除、10年で300倍」の見出しで、ことし4月から10月までにイノシシ駆除数が557頭で、すでに過去最多となっていると掲載されていました。

県での駆除数は平成13年度の2頭から300倍を超えることは確実で、11月15日から2月15日までであった狩猟期間を、昨年につき3月末まで延長するとのこととです。

同じ新聞欄で「松任中学周辺にイノシシ出没」との記事が掲載されていました。

当町においても、イノシシ被害があるものの、今やどこの地域でも珍しくないため、よほどのことがないと報道されていません。

クマについては、ことし1月から9月30日までに各地の農林総合事務所から県に入った目撃

情報が122件、痕跡情報が24件あったそうです。

県は、特定鳥獣保護管理計画に基づき、クマの駆除数を推定生息数の1割に当たる70頭を上限としていますが、すでに11月11日で50頭駆除され、このままで進むと上限を超えることが予測されています。また、各地でクマによる人身被害が発生しています。最近の報道では、金沢の東長江でクマにかまれけが、他県ではクマに襲われ大けがなどの報道がよく新聞に出ています。

当町では、6月21日から9月30日までに10件の目撃、1件の痕跡確認があったそうですが、クマによる人身被害は今のところ発生していません。また、捕獲について特に報道されていませんが、11月20日までにイノシシ12頭、クマ4頭が捕獲されています。

駆除などのたびに猟友会という言葉がよく出てきます。ホームページや新聞で猟友会会員減少続く、銃刀法改正影響、クマ対応に課題とあります。クマ出没時の対応を猟友会の支部会員に一任している行政にも待ったなしの課題で、全国の会員数はピーク時の4分の1近くまで落ち込んでいるとのことです。

これまでもクマやイノシシが出没し、おりを設置、猟友会が駆除など、言葉では聞いていましたが、実際に参加している会員の方々と話す機会があり聞いてみると、足跡の確認情報による会員の招集、おりの設置、えさの手配、早朝の捕獲確認、夕刻の捕獲確認、捕獲持の会員の招集、駆除、後始末など、発見情報から捕獲に至るまで入れると大変な時間を要し、また、おりで捕獲しても血だらけになり威嚇し、逃げようとして大暴れ、鳴き声を聞くとなかなか駆除ができないとのことです。

当町の猟友会の会員の内容を見ますと、平均年齢59.4歳、70から80歳代4名、60歳代19名、40から50歳代12名、20から30歳代が2名となっており、60歳代が大半を占めています。そのうち町職員1名、農協職員2名も入れて合計

で37名となっています。人数としては多いように見えますが、仕事で全員がいつでも集まれるわけではありません。このように、どこの町も高齢化が進んでいる状況は同じとのことです。また、町職員は担当課の異動で出動などなかなかできないとのことです。

昭和58年度の会員数では津幡町65人、内灘町33人、かほく市の旧3町で39人であったが、現在はどこの町も会員数が半減している状況です。

また、一種免許の取得時に、講習費、健康診断書など9,400円、合格したら火薬や銃の所持の許可申請に2万6,200円、合計3万5,600円は最低必要です。また、毎年狩猟免許一種で3万3,900円が必要で、隣県に逃げ込んだ鳥獣を捕獲するため、隣県の免許を取ると2万円がかかります。

また、過失により他人に危害を与えたり、みずからの生命や身体を害したときに対象となる3,000万以上の共済に入るか、3,000万円以上の預貯金がある証明も必要でいろんな負担がかかります。

免許の更新などには仕事を休み、何度も足を運ぶ必要があり、金銭面と時間の両方で会員のふえない原因となっているかと思えます。

鳥獣は年々何倍かの割合でふえ、猟友会の会員は高齢化し、年々減少していき、いずれは猟友会では対応できない時代が来るのかと予想されます。

本来、趣味と言われた猟友会であったかもしれませんが、今では住民を守るための会だと思います。

害獣から農作物被害や町民の安全を守るため若い会員をふやすべきであり、金銭面も含め町独自で先を見据えた対策が必要と思いますが、町長の答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 若い会員をふやせとのご質問でございますが、狩猟を趣味にと思う町民がどれぐらいいらっしゃるのかが根本的な課

題ではないかというふうに考えております。

近年、日本を取り巻く生活環境は目まぐるしく変化し、特に若い人たちの趣味、趣向は多様化する傾向にあり、狩猟を試みる若者が少なくなっているのが現状ではないかというふうに思います。

そのような中、猟友会会員の皆さまには長く狩猟の経験を積まれ、町民生活の安全、安心を守るため、有害鳥獣の被害状況や目撃情報の確認と捕獲、駆除に時間を問わずご協力をいただき、大変感謝しているところでございます。

今後は、若い人に興味を持っていただき、会員増加につながるような企画や環境を猟友会の皆さまとともに検討してまいりたいと考えております。

狩猟免許取得の補助金につきましては、当町猟友会会員の免許更新に係る負担金として、10万円の支援を行っております。また、昨年度より石川県猟友会河北支部の協力により、10人がわな免許取得の助成を受けておられます。

今後も、さらに会員が増加するように更新費用補助の拡充を検討してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長【谷口正一君】 酒井義光議員。

○5番【酒井義光君】 今ほどの10万円というのは猟友会に対してではないかと思うのですが、猟友会に対してですね。かかるお金がこうだからというのではなくて、その辺また猟友会の人とも相談をしながら有効に使ってもらうように、また、いろいろと検討してみます。

それでは3点目の質問に入る前に、5日に退任されます矢田征夫副町長に感謝の意を述べさせていただきます、後で質問の答弁をお願いしたいと思います。

平成7年から14年まで町収入役として矢田 剛町長、また、14年から村 隆一町長以来、今日の矢田富郎町長まで3名の町長のサポート役として15年5か月半、町職員となり通算45年6か

月半の長きにわたり町政にご尽力されましたことに感謝と敬意を申し上げます。

これからも健康に留意され、町発展のため、これまでの経験を生かし、町民の目線でアドバイスやご協力をいただければと思います。

本当に、ご苦労さまでした。

それでは3点目に、ごみのポイ捨てをしない町として啓発活動をとの質問をいたします。

農作業の開始時、田に捨てられた空き缶、コンビニの袋に入った弁当の食べがら、使用済みの紙おむつ、大きいものではごみ袋のまま捨てられたごみなどを拾い集め、その後も何度も空き缶拾いなどをして農作業をしています。

先日も能瀬環境保全協議会が主体となり、地区民で幅2.7メートルの基幹排水路のしゅんせつをしました。600メートルで土砂の中から空き缶、ペットボトル、ナイロン、衣類など2トン車に山盛り3杯があり、廃棄処分をしました。

側溝工事から15年ほど経過していますが、「なぜ、これだけのごみが」と作業をしていたみんなであっけにとられました。極端にいうと、ごみを川に敷き詰めたほどで、どうにか川は掃除をし、集落全体の空き地、溝などもすべてというほど先日もごみ集めをし、さらにダンプ1台のごみを回収しました。

また、家の周辺では通勤電車に乗る人が、火が付いたままのたばこを捨てていくこともあり、溝に捨ててあるのはよくある話です。

また、地区の会館の駐車場にたむろした若者が、たばこ、ラーメンのカップ、お菓子の空袋、空き缶など何のためらいもなく捨てていき、ごみの掃除や火災の面で管理者も弱り果てています。

また、車で走行していると交差点には、信号待ちの間に灰皿を掃除したと思われる大量のたばこの吸い殻、空き缶、さらに道路の至るところに投げ捨てたものがあります。その横には、町会や有志で手入れをし、きれいな花が植えられている花壇があったりし、その風景のアンバ

ランスさにため息がでます。花壇の手入れや美化作戦に参加している人は、そのようなポイ捨てはしないと思います。また、そのような奉仕活動に参加されている皆さんは腹立たしさを覚えるでしょう。

お互いの家の前などに捨てられたごみは、近所の方が片づけてくれているのでしょうか。自分の出したごみを片づけられない一部の人のことかと思えますけれども、このままでは減るはずがありません。せめて、景観を損なわないデザインでの看板の設置やごみのないモデル路線の設定などに取り組み、きれいなまちを目指したらと思います。

副町長に答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田副町長。

○副町長【矢田征夫君】 空き缶やたばこの吸い殻の散乱は、酒井議員ご指摘のように著しく環境の美観を損なうことから、ポイ捨てなどを事前に防ぎ、ごみゼロのまちづくりを進めるため、第四次町総合計画の行動目標に取り上げ、事業者や町民の皆さまに環境美化に対するさまざまな取り組みへのご理解とご協力を呼びかけているところでございます。

これに呼応し、年2回の美化大作戦を初めとして能瀬環境保全協議会など、各地区で多くの町民ボランティア団体が美化活動に取り組んでいただいておりますことに、この場をかりて厚く御礼を申し上げたいと思います。

当町では、不法投棄物回収パトロールを随時実施しておりますが、町民の皆さまの即時通報などもあり、わずかながら減少傾向にあるものの、幹線道路や公園等のごみ、タイヤ、電化製品等の不法投棄物は、1日平均約30キロ、年間約11トン回収している現状でございます。

啓発看板につきましては、不法投棄が少しでもなくなるよう各集落の要請に応じ、支給、設置していただいております。ご指摘のデザインについても環境にそぐわない奇抜な色彩は使用せず、景観に配慮したデザインの看板を採用するよう

努めております。

ごみのないモデル路線の設定につきましては、町民の皆さまの意識向上にもつながる方策でありますので、関係機関の意見も聞きながら検討してまいりたいと存じます。

今後も、心安らぐまちにふさわしい生活環境の整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いをいたします。

今ほど、酒井議員から私の退任に当たって、大変過分なお言葉をいただき恐縮しております。そして、感謝も申し上げたいと思います。

今後も一町民として、津幡町発展のために何かお手伝いできたらと思っております。

議員さんのご活躍をご祈念申し上げて、答弁といたします。

○議長【谷口正一君】 酒井義光議員。

○5番【酒井義光君】 これからも健康に気をつけて、いろいろと頑張ってください。

これで私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で5番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、4番 角井外喜雄議員。

○4番【角井外喜雄君】 一般質問に入る前に、今、酒井議員も申し上げられましたが、私も矢田副町長に感謝の意を申し述べたいと思います。

先日来から、新聞に矢田副町長が退任されるという報道がなされておりました。長い間、町職員、そしてまた、副町長として大変な重責を担って行政発展のためにご尽力されたことに対して深く感謝を申し上げます。

私、新人議員としてこの議会へ入った当時、副町長は豊富な経験と知識がありながらも、私のような新人議員に同じ目線で話をかけられ、そしてまた、相談にも応じていただきました。感謝を申し上げます。

そして今、重い荷物をおろし、さて、これからあれもしよう、これもしたいというような思いだろうかと思えます。何よりも健康が一番大

事であり、これから先、有意義な人生を送られることをお祈りを申し上げます。

そしてまた、今後とも温かい気持ちで行政を見守っていただきたいなということをお願いしまして、一般質問に入らせていただきます。

まず最初に、今ほど酒井議員も申されましたが、環境につきましてご質問をいたします。

私が平成21年3月議会に、この環境について環境美化条例を制定をしていただきたいという質問を申し上げました。その当時、村町長は検討したいという答弁だったかと思えます。それからはや1年と8か月が経過しております。今ほど酒井議員が申されました、実際に自分が体験し、大変実感の込められた質問であったかと思えます。私、21年のその一般質問に加えて、再度少し述べさせていただきます。

これは主に津幡川について述べますが、私の小さいころは、よく津幡川で泳ぎました。大変多くの子もたちも泳いでおりました。そしてまた、その川は多くの魚種がおりまして大変すばらしい川でありました。ところが、河北潟干拓以来、津幡川は一変しました。これは干拓だけではなく、いろんなそういう文化といいますか、食文化といいますか、いろいろそういう環境の変化によってもそれは影響しているかと思えます。しかし近年、環境問題が騒がれ、一時期よりは改善されたかと思えますが、しかし今、川尻水門が夏場となればごみがたまり、夏場ともなると異臭が発生する大変無残な姿になっております。だれが捨てるのか、どこから流れてくるのか。いくら町が下水道を整備しても、河川および河北潟の浄化は改善されません。

ごみのないきれいなまちを前面に掲げた環境美化条例をぜひ制定し、不法投棄、ポイ捨て禁止、犬のふんの放置などの行為については、罰則規定を明文化し、罰金が適用されるようなそのような内容にしていきたいなど。そしてまた、その内容を町内全家庭に周知し、また、ごみが捨てられそうな河川、公園などの公共の

場に立て看板を設置し、罰則規定が科せられるということを表示し、町民挙げての美しいまち津幡町の実現に向け、ぜひ条例制定を再度提案をいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 角井議員の環境美化条例制定についてのご質問にお答えいたします。

本町では、長年にわたり各地区での清掃作業や町内一斉の美化大作戦が実施され、また、沿道での花壇づくりや不法投棄の即時通報などに、多くの町民の皆さまがボランティアで参加、協力していただいております。

このように、環境美化保全活動に対し非常に意識の高い活力あるすばらしい町であることは、ご承知のとおりでございます。

近年では、不法投棄物の回収量が減少傾向にあり、常設資源物回収施設つばたレコの開設効果もあらわれ、農地環境保全団体などによる環境美化作業も活発に行われております。

しかしながら、多くの町民の努力や協力に反して、心ない一部の方や通過交通の増大によるポイ捨て現象が後を絶たないことは、角井議員ご指摘のとおりでございます。

先ほどの酒井議員の環境美化問題に関するご質問にもありましたように、これまでも啓発看板の設置や広報に努めているところでございますが、町の環境基本条例には、住民の教育や努力義務が明記されてはおりますが、罰則規定がないものでございます。

ご提案いただきました、ごみのないきれいな津幡町を前面に掲げていく環境美化条例の制定につきましては、今後とも各種団体と力を合わせ、さらなる啓発や広報に努めることはもちろんのこと、罰則規定にかかる取り締まり方法や実効性などにつきまして、関係機関や先進事例など情報を収集しながら、環境基本条例の見直しも含め、研究を重ねてまいる所存でございますのでよろしく申し上げます。

○議長【谷口正一君】 角井外喜雄議員。

○4番【角井外喜雄君】 今ほどの町長さんの答弁、前向きな答弁ではあったかと思いますが、制定を目指すというような答弁を聞いたかったなというのが私の率直な気持ちでありました。

今回、これをなぜ再度取り上げたかといいますと、実は私の地域内で川にたまたまごみを捨てていた人がおりまして、その人に、本人に注意をしようとしたが本人は平然とした顔で去っていったと。そこに罰則規定がもし明記されていけば、これは取れるか取れないかは恐らく大変難しい問題だろうと思いますが、そこに罰金が発生するという一つの条文があれば、私はやはり一つの抑止効果があるのではないかなと。また、それに対して声を掛ける人も、そのことを申し上げ注意をするということもできます。

そしてまた、いろいろなそういう公共施設とか、あるいはまた公園などでよく表示してあります。先ほど、副町長が言われたとおりに表示はしてあります。罰則が科せられるという表示であります。さて、この罰則というのは、どういう意味でとらえるのか。見た人がちょっと迷うような表現になっております。これを罰金というふうに、何万円というふうに書けば、もっとそういう効果があらわれるのかなという気がいたしました。いずれにしても、現代社会、大変物が豊富にあり、金を出せばほとんどのものが達せられる時代になっております。豊かな時代であればこそ、今後も、このごみに対する問題というのはつきまってくるんじゃないかなと思います。

これは、全地球規模でいろんなそういう環境保持とか、いろんなことが叫ばれておりますから、国は国、自治体は自治体、役割を持ちながら、ぜひ取り組んでいただきたいなということをお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次は、有害鳥獣対策につきましてですけど、これも今、議会で酒井議員、それから後から谷下議員が同様な質問をされるかと思いますが、

これまでも議会に、この鳥獣対策につきましては何度も質問されております。しかし、いまだ有効な対策が打たれていないのが現状であろうかと思っております。

私も農業にかかわる一人として、苦勞して育てた作物がいよいよ収穫時期になって一瞬に被害をこうむるということは、これは本当にやりきれない思いであろうかなと思っております。

特に、中山間地域は過疎化、そして高齢化に加え、農作業は平野部と違い数倍の労力を要しています。被害が拡大すれば営農意欲の低下につながり、耕作放棄地が拡大をし、山里は荒廃し、野生生物の生活環境に著しく影響します。

この有害鳥獣ということについては、これは全国どの自治体もこのことは叫ばれております。そういう状況にあつて、鳥獣被害特別措置法が制定され、鳥獣捕獲の許可権限が市町村に移譲されました。市町村が被害防止計画を策定し、その判断で捕獲ができるようになっております。被害が拡大している自治体は、行政地域の農林関係諸団体、猟友会が連携して鳥獣被害防止計画を策定し、個体数調整、被害防除、生息環境管理を実施し、総合的に鳥獣被害の軽減に努めております。

当町においても、平成21年度に河北郡市鳥獣被害防止計画を策定し、実行されています。防止計画では、イノシシによる被害対策についての取り組み方針として「山間部においては下刈りなどを行い被害防止に努めているが、生息域の拡大と個体数の急激な増加が見込まれるので、早期の対策が必要である」と書かれております。

また、捕獲の取り組み内容は水稲収穫前のおりの設置と積雪期での銃器での捕獲計画数は平成21年度30頭、22年度50頭、23年度70頭の計画が立てられています。

そこでお伺いしますが、21年度、22年度のおり、わなによる捕獲数と21年度の銃器による捕獲数が計画に対しどのような結果であったのか、まずお尋ねをいたします。

そしてまた、現在の河北郡市の被害防止計画は23年度までであります。この計画は、1市2町の広域にわたることから、24年度以降は近隣の自治体と連携を図りながら町独自の被害防止計画を策定し、地域住民との連携を強固にした実効性のある防止計画を策定することをご提案いたします。

次に、酒井議員も質問で申し上げていましたが、猟友会の件であります。

全国各地でクマが山をおりて市街地に出没し、人に危害を加えている事件が相次いでいます。

平成22年11月現在で、クマの目撃情報は県内で316件、町内で11件に達し、先日、金沢市の住民が犀川緑地公園でクマに襲われる被害が発生しております。山里の荒廃に加え、ブナの実の不作などいろいろな要因が影響し、クマの大量出没は今後も定期的に繰り返されるとみなければなりません。問題は、先ほど酒井議員も言っておりましたが、クマ出没に対する駆除を担っている猟友会会員の減少であります。そしてまた、高齢化でもあります。

今現在、登録されている猟友会の会員数は、酒井議員とちょっと違うかもしれませんが、私の範囲では22名だというふうに伺っております。酒井議員も申されましたが、若い人の育成が必要であるというふうに申しておりましたが、私も同感であります。

しかし、免許取得、狩猟税、銃器、保管庫、弾代など、最低でも25万円くらいはかかるかと思えます。そしてまた、若い人には銃器に対する認識不足など、猟銃を取得するには抵抗感があるかと思えます。仮に免許を取得し、猟友会に入会しても、平日は会社勤務であり、出勤要請を受けても対応できないのではないかなと思います。これは大変とつひもない提案ですが、ある自治体で役場職員が狩猟免許を取って、そしてまた、銃、弾などを役場に保管し、住民からクマの目撃情報、あるいはまた、いろんなそういう情報に基づいて駆けつけるという、そ

ういう組織を編成したというふうに聞いております。確かにこれは、銃器による、役場職員が銃器によるそういう被害を仮に与えたならば、これは大変な事態になると思いますが、しかし、今の現状を考えたときに、住民から通報があった、さあ猟友会に通報した。猟友会の人はその時になってみれば、どういう状況になっているか分かりませんが、少なくとも、役場職員がそういう体制をとっているならば、即その対応はとれるかと思えます。

ぜひとも可能かどうか分かりませんが、私は、そのことを一度検討するに値することではないかなというふうに思います。大変とつひもない、これは提案ですけれどもよろしく願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 まず、イノシシの捕獲数がどのような結果であったのかとのご質問でございますが、津幡町の平成21年度は、8月から10月31日の間に有害鳥獣捕獲許可により13基のおりを設置し、捕獲にあたりました。11月15日からは猟友会河北支部のご協力をいただき、3月31日まで捕獲おりによる狩猟を行いました。結果といたしましては、狩猟による捕獲が1頭であり、計画を大きく下回る結果でございました。

この原因といたしましては、まだおりが新しくペンキ等のおいによりイノシシが警戒したものと考えられております。

平成22年度は、5月から10月31日までの間に有害鳥獣捕獲許可により33基のおりを設置し、12頭を捕獲しております。11月15日からは、石川県猟友会河北支部の協力をいただき、3月末日まで捕獲を行う計画としており、イノシシ捕獲奨励金の効果も含め、本年度計画数どおり30頭の捕獲を期待しているところでございます。

次に、猟友会会員の減少と高齢化、職員の鳥獣駆除隊の養成についてのご質問にお答えいたします。

猟友会会員の減少と高齢化につきましては、本年のクマ大量出没等で多くの報道がなされているとおりに、全国的な問題となっております。津幡町におきましては、51名の猟友会会員がおられますが、年々高齢化しているのが現状であります。ご指摘のとおり、この問題の対策として一部自治体では、職員による猟銃免許の取得、有害鳥獣捕獲隊への参加などの事例がありますが、捕獲および猟銃の使用には経験が必要であるととも危険が伴うことから、職員個々の判断にゆだねたいと考えております。

有害鳥獣による被害は地球の温暖化のほか、里山の荒廃や耕作放棄地の増加など、さまざまな点が要因と考えられております。

今後も国、県、農協など、関係機関と農家が連携し、また、先進地の事例を参考に対策を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長【谷口正一君】 角井外喜雄議員。

○4番【角井外喜雄君】 今ほど、町長の答弁で一つ、私、漏れていたのかなと思います。

実は、23年度で河北郡市の防止計画が、そして、私、今ほど24年度以降はまだ期間がありますから答弁はいいです。ぜひとも町独自でその防止計画を立てていただきたいなと切に要望いたします。

これはやはり、広域になるとその問題の焦点がどうもぼやけてきそうな感じがします。そしてまた、内灘町は、かほく市、津幡町と状況が違っております。やはり、それぞれの地域あった防止計画を立てなければ、地域住民にこたえられないのではないかなというふうに思っています。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で4番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

次に、9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 9番、道下政博です。私のほうからは、今回5点について質問をさ

せていただきます。

まず最初に、Web図書館の導入、推進をということで提案をさせていただきます。

近年、国民の活字離れが指摘される中であって、電子書籍の普及が注目されていると思います。

電子書籍とは、既存の書籍をデジタル化し、パソコンや電子書籍リーダーなどで読めるようにしたもので、昨今話題のipadやkindle（アマゾン提供の電子書籍リーダー）の登場を受けて、今後、国民のニーズが飛躍的に高まると予想されています。

そうした中、東京都千代田区の区立図書館はいち早く電子書籍の存在に着目し、平成19年11月、インターネットを使って電子図書を貸し出すWeb図書館をスタートさせています。そのWeb図書館では、政治経済、文学、語学など、さまざまなジャンルの電子図書を提供しており、その数は4,745タイトルにおよびます。平成22年10月現在であります。利用者は、インターネットを介して24時間365日いつでも貸し出し、返却ができるため、わざわざ図書館に出向く必要がなくなります。千代田区立図書館の場合、利用登録（貸し出し券の作成）と利用者ログインのパスワードの設定さえ行えば、千代田区の在住者、在勤者、在学者ならだれでも利用可能な仕組みとなっております。

Web図書館を導入して1番目の利点としては、利便性だけではなく、従来の図書館建設に比べて準備予算が少額で済みます。その額は、初期設定費用が約5万円、2番目にシステム関連費が約190万円、3番目にコンテンツ、資料費ですが、平成19年度が約500万円、20年度が約450万円、21年度が約340万円と年々安くなってきており、驚くほどの多額費用ではありません。

2点目の利点としては、本来図書を収納するはずの箱物やスペースを確保する必要がなく、従来の図書館よりも比較的小規模のキャパで設

置が可能であることが挙げられます。

当町に当てはめてみますと、すでに立派な図書館シグナスがありますので、そこにWeb図書館を導入すれば他の地域にも図書館がほしいとの要望が将来生じてきたとしても、その地域に箱物、図書館または図書室をふやさなくとも利便性が向上します。しかも、電子図書の導入により、図書の盗難、破壊、未返却等の損害額をゼロに抑えることができます。

そのほかのメリットを挙げてみますと、1番目に、外出困難な高齢者、来館時間がなく多忙な方でも気軽に利用が可能であること。

2番目に、電子図書は文字拡大・縮小機能や自動読み上げ機能、自動めくり機能、音声・動画再生機能を搭載しているため、視覚障害をお持ちの方でも読書を楽しむことができること。

3番目、町や図書館発行の行政資料、文書も電子図書として貸し出しが可能となること。

4番目に、従来は公共図書館として提供が難しかった学習参考書や問題集も貸し出しが可能となること。また、重要箇所にはマーカーで色づけしたり、自分の回答を採点できたりすることができます。

5番目に、図書の収納が不要になるので、その書棚スペースを大幅に節約できること。

6番目には、図書の貸し出し、返却、催促に人手が不要となること。

7番目には、また、我々議員もこれまでは議員専用の図書コーナーがあればいいと考えておりましたが、Web図書館と電子図書の導入ができれば、パソコンが数台あればその代用が可能となることなどが考えられます。

以上の利点を考えてみれば、文化会館シグナスにWeb図書館を導入する価値は十分にあると思いますが、いかがでしょうか。

本年は、国民読書年であります。読書に対する国民意識を高めるため、政・官・民一体となって図書館を初め、さまざまな場所で行事や取り組みが推進されていると聞いております。

公明党としては、これまで子どもの読書活動推進法の制定を足がかりに、学校での朝の10分間読書運動、また、読み聞かせ運動やブックスタート事業など、国民の活字離れ対策として一貫して読書活動の推進を訴えて実現してまいりました。その一環として、図書館の利用改善、推進を図る観点からも、Web図書館の導入は大変意義深いものと思います。

当町の図書館は開館以来、利用状況は右肩上がりに増加し続けており、大変喜ばしい状況にあります。さらに、これからのデジタル化時代に即応し、町民が利用しやすい読書環境をつくるためにも、また少しでも今後の図書購入費の縮減や維持管理費の削減ができる可能性を見つけられるのであれば、積極的にWeb図書館の導入、推進を図るべきであると思います。

早川教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 道下議員のWeb図書館の導入、推進についてお答えいたします。

今おっしゃいましたように、今年度は国民読書年ということで、これまでもいろいろ道下議員を初め、多くの議員の皆さん方のご支援で図書の充実、学校の図書館司書、司書補助員等の配置をしていただきまして、子どもたちも町民も大変読書に親しんでくださっております。

町の図書館は、年間20万冊を超える貸し出しがございますし、最近では少し減ったとはいえ、1日600人を超える町民の皆さんが図書館に出入りをさせていただくという活況を呈しているところでございます。

さて近年、電子書籍閲覧端末が次々に登場いたしておりまして、電子書籍雑誌等の出版コンテンツのデジタル化が急速に進展しております。

Web図書館では、今、道下議員さんがおっしゃったように利用者にとっては利用時間に縛られることなくいつでも電子書籍を利用することが可能となるなど、多くの利点がございます

し、図書館側にしてみましてもスペースの有効活用や書き込みが予想され、配架しにくい参考書、問題集などの資料も提供しやすくなるなど、本当に多くの利点があるというふうに思っております。

しかし一方で、国内の出版物のすべてを集めて半永久的に保存する役割を担っております国立国会図書館において、現在蔵書のデジタル化が進められておるようでございますが、そのところで著作権の問題などで、そのすべてが自由に利用できず、その運用方法について今、検討がなされているという新聞報道がございました。

この著作権の問題やある図書館におきましては、近年の電子書籍の閲覧端末普及によりまして電子書籍市場が大変活性化している現状の中において、新規の商業出版社コンテンツの確保ができるか等の課題も今挙げられてきているというふうに聞いております。

こうした中、資料の収集・保存、利用者サービスの観点から電子書籍、あるいはWeb図書館などの運用に関しまして、総務省、文部科学省および経済産業省による三省懇談会や著作権当事者協議会によりまして、出版流通と図書館の関係を見据えた小委員会が設置されるなど、さまざまな関係機関で今現在、検討が開催されておるようでございます。

私どももその動向を見据えながら電子書籍等の取り扱い、運用について、これからより一層学ばさせていただきたいというふうに考えておりますので、いましばらく時間をいただきたく、ご理解をお願い申し上げます。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように大変多くの方々が利用していただくこのシグナスの町の図書館、今後もより多くの方々を利用しやすい図書館の運営にしていくよう努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 教育長ありがとうございます

いました。

ぜひ前向きに、また今後検討を重ねていただきたいと思っています。

それでは、2番目の質問に移らせていただきます。

2番目につきましては、ジェネリック医薬品促進通知サービスで医療費削減の取り組みをとということで提案をさせていただきます。

ジェネリック医薬品とは一言でいうと後発医薬品のことで、新薬と同じ効能や成分がありながら値段が新薬の2割から7割という格安な薬品のことであります。新薬の特許期間が過ぎた後、厚生労働省の承認を得て、開発メーカーとは別のメーカーから発売される後発医薬品のことであります。

人口約25万人の広島県呉市の取り組みが新聞で紹介されておりましたので、紹介いたします。

呉市は、少子高齢化の進展に伴い、1人当たりの年間医療費が全国平均の約1.4倍超となり、財政破たんを危惧しておりました。

2008年7月、後発医薬品の利用を促進することで医療費を抑制しようということで、ジェネリック医薬品促進通知サービスを全国に先駆けて始めました。

この通知サービスは、国民健康保険に加入する市民約6万人を対象に後発医薬品に切りかえた場合、最低でどれだけの薬代が安くなるかを知らせるものであります。

この試みを始めるに当たって、市は医療機関から提出される診療報酬明細書、レセプトをもとにしたデータベースを構築し、それを使って市民に処方された薬を把握し、糖尿病など医療費削減の効果が大きいと見られる人を対象に通知を郵送することにしました。

通知を受け取る側の市民にとっては、後発医薬品に切りかえることで安くなる医療費を一目で知ることができ、薬局でジェネリック医薬品を求めやすくなったわけで、市によると初年度に通知を出した人の約6割が後発医薬品に切り

かえたということです。

医療費の削減効果は、初年度の2008年が約4,400万円、翌09年度は約8,800万円に上ることです。

また、市の担当者は、レセプトをもとにしたデータベースの構築によって、これまで以上に市民の健康保持や健康増進などに役立てられるようになったと医療費削減以外の効果も強調しているそうです。

その中で、1番目として複数の医療機関への重複受診者の抽出が可能となった。

2番目には、同じ種類の薬を併用している患者の抽出が可能になった。

3番目には、生活習慣病予備軍のリストアップを通し、保健師による医療訪問指導で過度の病院受診や薬の飲みあわせを改善できるようになったことなどが挙げられています。

市は、さらに今年度から広島大学と連携して高額な治療費がかかる糖尿病性腎症の重症化を予防する食事、運動療法プログラムを約50人を対象に実施しているとの内容でありました。

当町においても、いよいよ高齢化が進み、医療費が増加することは間違いないと考えられます。

このジェネリック医薬品促進通知サービスを実施することで少しでも医療費の削減につながるのであれば、ぜひ、実施をしていただきたいと思います。

矢田町長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 ジェネリック医薬品促進の町の取り組みといたしまして、平成22年3月分にジェネリック医薬品希望カードを作成し、保険年金課、シグナス、各公民館等の窓口に配置し、来庁者等に対し周知を図ったほか、町広報の3月号にジェネリック医薬品の促進についてを掲載させていただいております。

また、10月の国民健康保険被保険者証の更新時には、国保加入全世帯に対し、ジェネリック

医薬品希望カードを同封し、ジェネリック医薬品の普及促進に努めているところでございます。

道下議員が質問の中で述べられております通知サービスにつきましては、石川県国民健康保険団体連合会が、平成23年度事業として患者負担の軽減および医療保険財政の健全化を図るため、県内各市町に対しジェネリック医薬品にかかる利用差額通知情報の提供、また、国民健康保険加入者への利用差額通知書の作成を行うための共同電算処理システムの導入を行う予定でございまして。

当町におきましても、国民健康保険加入者への利用差額通知書の作成について、県内各市町の動向を見据えながら検討してまいりたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

ぜひとも一日も早い実現ができればと思っています。

続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。

総合観光対策プロジェクトチームや準備室の設置をということで提案をさせていただきます。

この提案は、総合的なまちづくりの中で、特に観光に重点を置いた総合的な観光対策プロジェクトチーム、準備室の設置を提案するものであります。

木曾義伸と巴御前のNHK大河ドラマ誘致推進については、12月のシンポジウムの準備等で大変忙しい時期を迎えていることと思います。

また、ゆるキャラの活用推進や着ぐるみの活躍、また、ピンバッジの職員による制作運動というように誘致推進の機運につながる動きが力強く感じられるようになってきていると感じ、大変喜んでおります。

いよいよこれからが大事だと思います。

前回の9月議会でもお話ししましたが、我々の願いどおりに4年後の北陸新幹線開業にあわせて大河ドラマが放送され、大反響を呼んだと

して想定してみますと、全国から津幡町に観光客がどっと押し寄せて来たときに、数十万人という単位で観光客がふえた時の準備は万全かという、まだまだではないかと思っております。

その観光客に「うーん、すばらしい」とうならせるような準備をしておかなければ、大河ドラマを誘致した、また、お金をたくさん使った意味が全くないと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、まずその準備の1番目として、大河ドラマに関連した観光スポットを重点に置いた魅力のある、分かりやすい観光パンフレットの準備であります。当然、自家用車用のパンフレットや観光バス用、自転車用、ハイキング用等々いろいろな角度で検討され、準備され尽くした楽しさ満載のパンフレットでなければ効果がないと思います。また、それぞれのスポットでは、充実した観光地の環境整備がなされていることが前提であります。

2番目には、お土産の準備であります。

せっかく津幡町の木曾義仲ゆかりの地に来ていただいた観光客の皆さんには、津幡町の名産品や特産品の観光土産をたくさん買ってもらって、喜んで帰ってもらい、また次につながるリピーターになっていただかなければおもしろくありません。

その一つの案として、津幡町ブランドや木曾義仲ブランドの認証をして、観光土産のブランド化をしていくのもよいかと思えます。

このヒントは、ことし7月にボートピアでおつき合いのある群馬県みどり市の市議会議員の皆さんが、広報調査特別委員会の視察研修に当庁舎に来庁された際のお土産のお菓子のおみ紙に書いてあります「認証みどり市ブランド」との記入があったことがきっかけであり、注目をいたしました。

みどり市ブランドとはを調べてみますと、みどり市が認証した市内で製造されたすぐれた商品や工芸品等のことで認証マークがその目印と

して使用されています。市が自信を持ってお勧めする自慢の商品のことなのであります。

当町でもこの方式を取り入れてもよいのではないかと思いますので「認証津幡ブランド」の提案をしたいと思えます。

具体的にどうしたらよいのか、また、詳細についてはこれからの総合観光プロジェクトチームで練り上げていけばよいと思えますので、ぜひ、津幡ブランドの取り組みも同時に提案をいたします。

3番目には、観光コースの組み上げであります。

木曾義仲と巴御前に関係した観光スポットの整備と、それをどうドラマチックに魅力的に総合的に観光客に紹介していくのか、プロデュースしていくのが大切だと思います。限られた観光資源を最大限に活用し、そこにしっかりとこ入れをして、そのおもしろさを数十倍、数百倍に表現することができれば、観光対策のほとんどは完成したようなものだと思います。

だからこそ、それを実現するために総合観光対策プロジェクトチームが必要だと思いますので、ぜひ、実現をしていただきたいというふうに思います。

矢田町長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 町の観光施策では、平成18年度に観光交通室を設置し、北陸新幹線の開通を見据えた観光振興施策に取り組んでおります。

これまでの取り組みといたしましては、つばた弁当の製作販売や寄贈を受けた和船の活用、津幡ふるさと検定の実施、津幡駅観光案内看板や観光コース案を掲載し、観光地名を3か国語により表示した観光パンフレットの制作などを行ってまいりました。

現在推進する義仲・巴の大河ドラマ化は大事業であることから、昨年7月に大河ドラマ誘致推進協議会、実行委員会を設立し、本格的に取

り組みを開始いたしました。

おかげさまで、委員ならびに議員の皆さまのご尽力もいただきながら、徐々にではございますが、機運の盛り上がりが出てまいりました。

ボランティアガイドつばたふるさと探偵団では、倶利伽羅峠における義仲・巴にスポットを当てた観光案内の新コースを設け、すでに多くの方のご案内をしており、また、各地域へ伺い、活発な義仲講座を開催していただいております。

社会福祉法人やまびこでは、キャラクター入りTシャツを制作し、倶利伽羅塾で販売を行っております。

ご意見のように、大河ドラマ化を想定した専用パンフレットと観光地整備、お土産品の開発など、経済効果を得るための対策はまだまだ不十分であり、これからと認識しておりますが、徐々に誘致に関する活動が展開されており、今後も引き続き、本会を中心に対応を協議、検討してまいりたいと存じます。

そのような中で、商工業者の中からも必然とお土産となる新商品が生まれてくることを期待し、みどり市のように町の認証にふさわしい品が開発された折には、インターネットなどを活用したPRに取り組んでまいりたいと存じます。

さて、本年10月24日、長野県、富山県で組織いたします義仲・巴連携推進会議に、石川県および本町を含めた県内の5市2町が新たに参画し、顧問に石川県知事、代表幹事に私が推薦、承認をいただいたところでございます。

今後の誘致推進につきましては、本町としてできることをこれまで同様、大河ドラマ誘致推進協議会、実行委員会を中心に継続しながら、重要かつ大きな事業等につきましては、石川県と協議を行い、補助金などの活用も検討しながら取り組んでまいりたいと存じますので、今後ともご支援、ご協力をお願いを申し上げる次第でございます。

なお、本町におけますプロジェクトチームの設置につきましては、平成18年に津幡町プロジ

ェクトチーム設置規程を定め、複数の部局にまたがる重要かつ緊急な課題で、一定の期間内に調査、研究、企画、調整等の事務処理を必要とする場合に、部長等の推薦または公募による選考により、12人以内の構成員で設置できるようになっております。そして、これまでふるさとCMの制作を課題に各課の職員が選任され、取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

今ほどの、ちょっと再質問になりますが、12人以内で設置できるようになっているということで、まだ設置が正式にはされていないということでもよろしいでしょうか。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 お答えいたします。

できることになっており、すでにふるさとCMの制作等でプロジェクトチーム、もうすでにできております。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 また、着実な歩みで、また、力強く進めていただければというふうに思っております。

ありがとうございます。

それでは、4番目の質問に移らせていただきます。

夏休みや冬休み期間だけでも預けられる学童保育運営をとということで提案をいたします。

当町の学童保育の運営については、各学童クラブごとに運営委員会が設けられており、それぞれ個別に運営されております。

その実態はというと、学童の父母会が中心となり、正規の指導員の人員確保とパートさんの指導員の人員確保から給与に至るまでの一切の運営についての重要な部分の負担が、父母会に大きく乗っかっているのが現状であります。

私は、英田小学校のぼけっとクラブの運営委員長をさせていただいております。年2回ほど

の委員会に出席するたびに、直に父母会の皆さまが苦勞している姿を目の当たりにし、苦勞話を聞いていますので、本当に申し訳ないと感じております。

一方、町の対応はといえば、各クラブの人数に応じた一定の補助金を出して、あとの一切の運営の責任は運営委員会にお任せというような状態で少し楽をしているのではないかと、そう感じて、そう思えてならないのは私だけでしょうか。

この部分の問題の前に、今回の質問のポイントに戻りまして、先日、町民から「夏休みや冬休みや春休みの期間だけでも、学童保育に低学年児童を預けることができるようにならないでしょうか」との質問を受けました。私は、答えに困ってしまいました。というのは、私は、これまでに町に対して、少子化対策についても積極的に質問をしてきたり、また、ただしてきたとの自負を持っておりましたが、確かにこの点については長年進展がなかったなと思い、反省の念からそう思ってしまったのであります。

全国的には、就学前の保育園の待機者が大変多く社会問題化しております。幸い当町においては、現状ではほぼ待機者ゼロとの報告をいただいております。ほっとしておりましたが、今回のこの質問については、以前からも要望をいただいております。進展させられなかったなと反省をいたしております。

長期休み期間だけの学童保育の実態ができていない理由については、さきに述べたことに関係があります。

学童保育現場を運営している実態は、ほぼ全面的に父母会なわけでありまして。

その1つ目の理由として、年間スケジュールで児童数とともに指導員の人員確保を含めてきっちりと決められており、融通をきかせることは大変困難な状態なのであります。

一定期間だけ児童の増員をすることになると、一定期間だけ同時に指導員の増員雇用が必要に

なり、父母会だけで対応するのは極めて難しいということが一番大きな理由になると考えます。

2つ目の理由は、一定期間だけ児童がふえるというのは、園児間にトラブルが起きる原因となり、クラブ全体に迷惑をかけてしまう可能性が高過ぎることが考えられます。

ただ、この問題については、他県で小学3年生までクラブに通っていた児童に限り、4年生以降でも一定期間のみの受け入れを例外的に受け入れている例もあると聞いております。

以上に挙げた問題点は、まだほんの一例かもしれませんが、どちらにしても何とか一定期間のみであっても、学童保育の受け入れをできるように、夏休みや冬休み期間であっても父兄は安心して仕事に励むことができ、関連して出生率にもよい影響が出るのではないかと考えられますので、ぜひ、実現の工夫と手だてをお願いしたいと思います。

学童保育の運営現場で一番大変で難しいこと、それは、正規指導員やパート指導員の人員の確保であると聞いております。

これは通告には出しておりませんでした。正規指導員とパート指導員の人員確保の窓口を町のほうで一括して管理してもらうことはできないでしょうか。もしこれが実現されれば、父母会の仕事の責任の大半が解決でき、父母会の苦勞が大きく削減できることとなります。そうすれば、発展的に今回提案しております、夏休みや冬休み期間だけでも預けられる学童保育運営実現に大きな一歩を踏み出すことができるように思います。

今回は、父母会の今後については現場の父母会とよく語り合い、知恵と工夫を相互に出し合いながら、早期に実現をしていただきたいと思います。

また、これが実現されれば、他市町にまさる先進事例として注目を浴びること間違いのないと思いますので、ぜひ、素早い実現に向けての対応をお願いしたいと思います。

瀧川町民児童課長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 瀧川町民児童課長。

○町民児童課長【瀧川嘉孝君】 本町に放課後児童クラブは8施設ございます。

各クラブ関係者や指導員の皆さまによって、児童の健全育成やクラブの円滑な運営が図られていることに感謝をしているところでございます。

なお、本年度、津幡小学校区のつばたっ子の新築および太白台小学校区のもりもりくらぶの増築を進めており、子どもの安定、安心した生活の確保の基盤づくりに努めております。

さて、ご質問の夏休みや冬休み期間だけでも預けられる柔軟な対応ができる仕組みづくりでございますが、津幡町学童保育連絡協議会会長に、保育の対象となる児童については、放課後児童健全育成事業実施要綱に基づいたものであること、それから、現施設の定員に余裕があることなどの要件をお示しし、各クラブで夏休みや冬休み中の保育について検討していただくようお願いしたところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 今ほど答弁いただきましたが、指示をされたということですが、具体的に、例えば実現の方向に向けて指示をされたのか、単に現段階での状況を把握するために指示をされたのか。私自身が思うには、例えば実現しようという方向に、例えばクラブごとにどれだけの要望があるのかとか、実態を把握しなければ何の進展にもならない、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長【谷口正一君】 瀧川町民児童課長。

○町民児童課長【瀧川嘉孝君】 実現に向けての情報を集めたいと思っております。

これからも父母会なりと協議しながら前向きに考えていきたいと思っております。

あとは、関係課との協議もあるかと思えます

ので、今しばらくお待ちいただきたいと思えます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。前向きな答弁でございます。できれば、いつごろ、いつごろをめどにとか、そういう部分、予定があるようでしたら、目標設定があるようでしたらお聞かせいただければと思います。

再質問でございます。

○議長【谷口正一君】 瀧川町民児童課長。

○町民児童課長【瀧川嘉孝君】 今から父母会なり運営委員会のほうとお話をしながらですので、ここでいつごろというのはなかなか出しにくいのでお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 それでは、最後の質問に移らせていただきます。

5番目ですが、高齢者の安全確保に救急医療情報キットの無料配布をとということで提案をいたします。

救急医療キットは、救急時に必要な情報、例えば持病、かかりつけ病院、常服薬、緊急連絡先などをボトルに入れて冷蔵庫などに保管することで救急隊が迅速な救命活動を行えるようにするものであります。

埼玉県越谷市では、1番目、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に無料配布、2番目には、ひとり暮らし障がい者または障がい者のみの世帯に配布、3番目には、健康上不安を抱える人に配布など、来年1月からの予定で民生委員が対象者宅を訪問して手渡すほか、社会福祉協議会などでも希望者に配布する予定とのことであります。

これからの時代は、当町においても高齢者や高齢者のひとり暮らしは増加傾向にあり、このキットが無料配布され、普及すれば、高齢者や障がい者の救急救命率の向上間違いのないと思えますので、ぜひともという思いで救急医療情報

キットの無料配布の実現を提案いたします。

矢田町長より答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 核家族化の進行と高齢社会の到来によりまして、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯数の増加が見られる中、加齢に伴う体力の低下や突然の疾病により、救急搬送などの増加が予想されます。また、救急医療の現場では、秒単位での差が生死を分けることも少なくございません。

ご提案の救急医療情報キットは、医療情報用紙に常用している薬やアレルギー等の有無、持病、主治医、緊急連絡先等を記入し、本人確認のできる写真、健康保険証の写し、診察券の写し、薬剤情報提供書の写し、お薬手帳の写しを水漏れに強い容器の中に入れて冷蔵庫内の目立つ場所に保管し、保管場所が分かるように救急医療マークシールを冷蔵庫の扉と玄関ドアの内側に張ってすぐ対応できるようにしておくものでございます。

当町では、約20年前から救急の事態に備え、65歳以上のひとり暮らし高齢者と75歳以上の高齢者のみの世帯に対し、氏名、生年月日、緊急連絡先、担当民生委員名、かかりつけの医療機関、消防署の電話番号などを記載するための用紙を配布し、電話機の付近などに張ってもらうようお願いし、万が一のときに救急隊員や第三者にも分かるような取り組みを行ってきております。

しかし、生存率を高めるためには、既往症や服用薬などの情報を医療現場に正確に早く伝えることが重要となります。

救急医療情報キットは、容態が急変した救急医療時はもちろん、災害時にも有効活用が期待されるため、全国的にも導入する自治体がふえており、当町におきましても、先進地の取り組みやキットの活用事例などを調査した上で、関係機関と協議、検討を行いたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長【谷口正一君】 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 ありがとうございます。

以上で、私、道下からの質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で9番 道下政博議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕午後0時00分

〔再開〕午後1時00分

○議長【谷口正一君】 ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

1番 荒井 克議員。

○1番【荒井 克君】 1番、荒井 克です。

午後一番のトップバッターとして、それでは私のほうからは、福祉政策について2点にわたり、町長のお考えと町の今後の方向性についてお伺いをいたします。

まず最初に、町の公共交通機関である町営バス、福祉バスにおける利便性についてお伺いいたします。

公共交通機関というのは、大半が自動車中心社会において運転免許証を持たない、もしくは持てない方々が利用するものであり、その内訳としては、子ども、高齢者、障害を持つ方、自動車を持たない、持てない方が主であります。

しかしながら、公共交通機関は、定刻に毎日定められたルートを必ず運行しているものであるため、これらを利用することは自動車等の利用より極めて環境的にもすぐれたエコ対策であると同時に、交通渋滞の緩和や道路整備の面からも道路等の保全にもつながる大変に重要なものであることは皆さまご承知のとおりでございます。

しかるに、公共交通機関の利用が減少することは、先ほどの点からも極めて不経済のことに

なります。しかし、その利用度が減少したからといって廃止するわけにもいきせん。それらは、先ほど申し上げました方々の交通手段を失うことになり、町民の生活に重大な不便を齎してしまいます。このようなことも踏まえながらも、町としては対応していかなければなりません。最終的には、町民からの税金をもとに運用していくことですから、少しでもより経済的な対応へと考慮していくことは言うまでもありません。

その上で現在、高齢化社会に対応し得る町政施策の一環として、今後ますますその整備状況においては、町民の関心を引くところでありますので、これらの公共交通機関の利用度促進に向けた施策を提案し、町のお考えをお聞きしたいと思います。

矢田町長におかれましては、住んでよかったと実感していただけるまちづくりをモットーに町政のリーダーシップをとっていただいておりますが、本町といたしましても、日々変化する社会情勢の中で町民が住みよさの満足感を得られるように、さらなる改善策を講じながらより充実した整備状況に持っていかなくてはならないかと思っております。

そこで重要なことは、町の財政面の考慮と福祉施策の両立を考えた方向性を見定めながら実行していくことであり、財源根拠も見出さず単に弱者対応を迫るといったものでは、町政を担う立場として無責任な発言となってしまいかねませんので、今日の課題とその必要性について問いただしながら、より効果的な施策をとることも見出していくつもりでございますので、よろしくお願いをいたします。

今、町が運営する交通網である町営バスと福祉バスでございますが、町営バスは9路線で運行されており、その運賃は150円から430円まで、距離に応じて段階的な賃金格差となっております。ただし、小学生以下と身体障害者手帳を所持している方などは半額となり、小学校入学前の児童で大人に同伴の1人は無料となっております。

ます。

一方、福祉バスのほうは、町内全域を12方面に分けて、それぞれ週2回ずつ巡回し、ウェルピア倉見、河北中央病院、おやど商店街、JA本店前、津幡町福祉センター、文化会館シグナスの6か所を乗り降りする無料バスとなっております。この福祉バスが利用できる対象者は、高齢者の方、心身に障害を持つ方その他福祉バスを利用しなければ移動困難な方で、特に福祉施設および病院への直接利用に限るとなっております。また、介助者についても運賃は無料となっているのが現状であります。

まず、町営バスについてですが、以前にも他の議員が質問しておりますが、財源なき施策は後の世代に借金だけ残すことになりかねませんので、どうやれば利用していただける方がふえるのかという視点で、運賃収入増加の施策を考えることが重要かと思われまます。

そこで、私が提案いたしますのは、運賃支払い方法の改善であります。

今、運賃支払方法は、現金および定期券、回数券の購入により支払われております。調べましたところ、昨年度の町営バスの定期券収入は約653万円、回数券収入は約182万円であります。また、現金による収入は約722万円で、合計約1,557万円であります。利用者数は、整理券の発行枚数であります、5万1,200人です。

ここで、フリップを見てほしいと思います。

〔荒井 克議員フリップを掲示〕

これは、平成11年度から21年度までの10年間の町営バスの利用料収入の推移でございます。一番上の青いのが利用収入の合計でございます。

平成11年度が過去最高の収入がありまして、3,744万円でございます。あと下のほうに、上から2番目が定期券の収入、それから赤いのが普通料金の収入、最後一番下が回数券の収入であります。

ちょっと時間がなさそうなので一枚だけ。

〔荒井 克議員フリップを掲示〕

これが平成18年度から21年度までの4年間の小中学生と小中学生以外の利用の推移でございます。この棒グラフは、小中学生の定期券の収入でございます。それから、この赤い折れ線グラフは、補助を除く実収入でございます。それから紺色、黒っぽい折れ線グラフは、小中学生以外の定期券の収入でございます。

これらから言えることは、中山間地域の少子化と相まって町営バスの利用収入が減少していることや高齢化社会に伴い小中学生以外の定期券利用者が増加していること。また、車社会に伴う町営バスの利用度の減少であります。

今年度についても、予測としては利用料収入の減収と考えられておりますが、少子高齢化に歯どめがかからないことから、さらなる一般利用者の増加を模索し、利便性の向上が求められるものと思われま。

そこで、一般利用者の増加を考えるときに注目したのが、電子マネーという媒体であります。現在、電子マネーというものが非常に多く流通してまいりました。

特に、非接触型ICチップの電子マネーの普及が著しいのは、皆さまもご承知かと思われま。この電子マネーの利用促進となった要因には、電子マネー自体が複数の利用範囲があり、例えば1枚のカードである店、この店、あの列車、このバスといったぐあいにお金をあらかじめ入金さえておけば、それ1枚で目的地での買い物から交通手段まで一つで賄えるといった利便性があるからであります。

そういう複合的に利便性の向上に相まった施策を講じていかないと利用度の向上や利用者数の増加にはつながっていかないとしますので、ぜひとも、町営バスの電子マネーによる支払方法への転換を含めた町営バスの利用促進に向けた検討をしていただきたく、町としてのご見解を伺います。

次に、福祉バスの件であります。私は、町

営バスの利用度の促進をもって賃金収入の増加に伴い、その恩恵ではありませんが、バスの利用者に対する福祉施策として町民に還元していくという考えが基本であると思っております。

そこで、どちらも同時に行っていただきたいのですが、現状の福祉バスの運行状況を考えてみますと、医療施設への降車場所が不十分であるかと思われま。それは、町内の12方面から週2回の運行であるというのは、財政面から見ても現状ではいたし方ないと思われま。目的地を見ると町内中心部の6か所のとまる場所に医療施設が近くにあるのは河北中央病院とシグナス前ぐらいで、あとはかなりそこから徒歩で行かないと行けない場所が降車場所となっているかと思われま。

医療施設というのは、総合病院から内科医院や整形外科、歯科医院と多種多様の施設があります。特に高齢者の通院する施設としては、接骨院等も含まれていると考えなくてはならないと思われま。

そこで、特に降車場所としての追加をお願いしたいのは、民間ではありますが、町内には唯一の透析設備を備えた病院が来年開業予定となっております。町内在住者で透析治療が必要な患者にとって、待ちに待った吉報ではありましたが、その場所まで福祉バスが通っていないことが判明しております。透析治療を要する患者の家族の負担は大変なものかと思われま。また、治療費にも追われ経済的な負担も少なくなると思われま。このような方は、福祉バスの利用者とはならないのでしょうか。また、町営バスについても、透析設備を整えた医療施設への降車場所となるように同時に要望するものでございませ。

そのことも踏まえて、医療施設への降車場所をもっとふやすことは可能でしょうか。

町長のご意見をお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 荒井議員の町営バス、

福祉バスの利便性についてのご質問にお答えいたします。

本町の町営バス運行に当たり、運転業務を委託しているほくてつバス株式会社では、ICaという電子マネーを活用した運賃收受方式をとっております。

このICaは、利用者が乗車の時カードを機器に通し、降車の時にも料金箱に併用設置された機器に通して運賃精算するというものでございます。カードに電子データ化された金額がバスを利用するごとに減っていくものですが、使い捨てではなく、残額が減った場合に使用者は料金を支払い、補うことができるものであります。

町営バスに採用となれば、町が所有する9台の車両すべての運賃箱にICaの読み取り機器を追加設置するとともに、乗車口の整理券発行機へも機器の追加設置が必要となってまいります。設置における概算費用は、車載機器・ソフトなど約1億円を超える高額になると聞いております。

目的地での買い物との併用ができる利便性で利用度の向上と利用者の増加施策をとることでございますが、店舗や医療機関での電子マネーを取り扱う設備投資も含め、加盟店をふやさなければ利便性のある充実した活用ができないことから、電子マネーの活用は、現在考えてはおりません。

町営バスの運行当初は、廃止代替路線においても特に通学時は多くのご利用がございましたが、ご意見のように平成11年をピークに利用者は減少し、中山間地におきましては、少子化により今後も減少傾向に歯どめがきかない状況となっております。

しかしながら、市街地ではまだ運行していない地域もあり、運行時間帯などを検討することにより、利用者の増加を見込めるものと考えており、本年8月開催の公共交通会議で、市街地における次期改正路線案をご提示させていただいたところでございます。

年々減少する利用者をできる限り食いとめるべく、引き続き、利用促進につながる対策を検討してまいりたいと存じます。

次に、福祉バスの運行でございますが、福祉バスは町が運営する福祉施設の利用促進や公共施設利用の便宜を図ることを目的に運行しているものであります。文化会館シグナスの完成やJAの統廃合による利用便宜を図ることやご要望などから、その都度、指定降車場所をふやしてまいりました。

ご意見のように個人経営する医療施設も数多くあり、ご高齢の方々が利用されていることは承知しておりますが、町営バスをご利用いただければ通院ができる施設もあると存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

また、透析治療設備のある病院への福祉バス運行につきましては、関係者の皆さんからも透析治療を終えたすぐの様態で車を運転することは大変危険であると伺っております。そのような患者さんのために、また、住宅が急増している当地域のバス路線をも考慮し、福祉バスではなく町営バスの運行を検討させていただきたいと存じます。

○議長【谷口正一君】 荒井 克議員。

○1番【荒井 克君】 どうもありがとうございます。

また、透析治療の方々に少しでも便利などころになって通っていただきたいと思います。

次に、福祉政策の第2点目として、認知症徘徊者支援についてお伺いいたします。

先日、新聞紙上でも報道されましたが、去る11月11日に津幡地区で行われました認知症徘徊者捜索訓練でございますが、参加者約120人、それに各地区の事業所のご協力もあり大規模な体制で実施され、町民と行政が一体となって認知症徘徊者に対する認識を再確認し、その際の対応に関心を大いに示すことができた大変有意義な訓練でありました。

この認知症安心ネットワーク事業については、

本町において昨年配置された津幡町認知症安心ネットワーク推進委員会設置規程のもと、同委員会が中心となって認知症支援事業の推進を図っていただいていることかと思いますが、現段階での認知症支援対策における進捗状況や今後の施策の見通しについてお伺いしたいと思ます。

私自身も、先日行われました訓練に同席させていただきました。その席で感じたことは、この認知症に対する周囲の理解や認識をどれほどの人たちが知っているのだろうか。認知症の方を家族に持つ方たちの苦勞といったら大変なものだどつくづく感じるとともに、高齢者を持つ家族たちの今後の不安などを考えると、何とか手助けできないかと考えさせられました。

現在、厚生労働省が行っている「認知症を知り地域をつくる」というキャンペーンの認知症サポーター100万人キャラバンというものがあります。これは、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを全国で100万人養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指していくもので、全国キャラバン・メイト連絡協議会が主体となって運営されており、都道府県、市区町村など自治体や全国規模の企業・団体等と協働で、認知症サポーター養成講座の講師役、キャラバン・メイトを養成しております。そして、その養成されたキャラバン・メイトが自治体事務局等と協働して、認知症サポーター養成講座を開催しております。

津幡町においても、キャラバン・メイトが70人、サポーターは1,617人存在しており、過去49回養成講座が実施されております。県内でもいち早く取り入れており、数の多さではメイト数で3位、サポーター数で4位、養成講座実施回数でも5位という位置であります。これも関係者の方々の実行力によるものだと思います。

今回の訓練に同席させていただき、初めてこういうことに関心がいったわけですが、調べてみるといろんな方々がこういう活動を地道にや

っているということに敬意を表した次第でございます。

現実に関今、最も拡大している現代病にうつ病と認知症があることに不安を抱えている方々が大変に多いことも聞きました。そのことも含めると、認知症に対する正しい知識や認識を持つことが、まず大切ではないでしょうか。

そのためには、この認知症サポーター養成講座の開催や認知症徘徊者搜索訓練などの一連の対応を町がしっかりと支えていく制度や条例化などの環境整備を行うとともに、地域との連携を密にした施策が重要かと思われます。地域の持つ役割、そこには非常に大きなものがあります。

今回のような認知症に対する支援にしても、また、防災訓練等にしても、地域が主体となって実行されることが望ましいと思ます。

そして、いざというときのためにも地域内や地域同士が日ごろから連帯感を持ち、自分たちの地域を自分たちがつくり上げるといった意識を持つことが大切ではないでしょうか。

その対策について、町の見解を矢田町長にお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 当町では、認知症の方が安心して暮らせるまちを目指し、認知症サポーターを要請するキャラバン・メイトの活動支援、脳いきいきメイト養成講座、自主的な介護予防を評価するための生きがい手帳の取り組み、医療連携研修会による医療従事者の認知症理解の促進、若年性認知症の人と家族の会の立ち上げと活動支援、介護支援の研修会、交流会や認知症フォーラムの開催等を実施しております。今後も継続し、内容の充実を図っていきたくと考えているところでございます。

また、県内初となる認知症徘徊者対応訓練、搜索訓練を昨年度より実施しており、今後も町内全地区で順次実施していきたくと考えております。

現在は、訓練で試行した認知症徘徊者を検索するための町内事業所に協力店となつていただく安心ネットや高齢者が持ち歩くための安心カード作成の推進を図っております。

訓練後の報告では、認知症に対する正しい理解の普及、啓発や検索に当たる地域の方々の親身な対応による連携協力、マンパワーの大切さ、そして、日ごろから地域の連帯意識が必要であることを再認識したと聞いているところでございます。

認知症を切り口にさまざまな地域支え合いネットワークを形成してきましたが、認知症に限らず、障害者やだれもがどんな状態になっても安全で安心な生活が送れる地域となるよう、自助・互助・共助・公助の協働による地域包括ケアシステムづくりの推進を今後も図ってまいり所存でございます。

また、来年度から2か年で津幡町地域福祉計画を策定する予定であり、その中で、安全で安心のまちづくりに関する条例の必要性についても検討し、地域が主体となる地域力強化の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長【谷口正一君】 荒井 克議員。

○1番【荒井 克君】 どうもありがとうございます。

私も高齢の母親がおりまして、やっぱり先のこともいろいろ心配ございます。また、これから人と人とのつながりを大切にして、地域の連携が大事だと思います。そして、我々大人の責任として、未来を担う若者たちへそういうことも伝えていかねばならないと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長【谷口正一君】 以上で1番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、16番 河上孝夫議員。

○16番【河上孝夫君】 16番、河上孝夫です。

私も去る11月3日の文化の日には、私と長谷川議員が特別自治功労賞の表彰をいただきました。これもひとえに、議員各位、また、町長さん初め、役場の職員の皆さま方、また、地域の住民の皆さん方のご支援の賜物であります。

心より感謝と御礼を申し上げます。

また、今後とも微力ですが初心に返り町政発展のために尽くしてまいりたいと思います。

それでは、初心に返りまして4点について質問をいたします。

まず最初に、津幡小学校跡地利用について質問をいたします。

津幡小学校の跡地については、先日行われました津幡小学校建設工事委員会の審議の中で、校舎跡地については駐車場約70台、新設道路幅員が6メートル、延長120メートルの計画がなされていまして、新設道路については、旧国道に立ちグラウンドに向かって右側の清水の手前、車が1台ほど通れるような道がグラウンド、体育館の裏、プールの裏に続いております。それに並行して体育館の後ろ、プールの後ろを通りまして、現在あります忠魂碑と体育館の前を通りまして、現在の校舎の前にでるといふ計画がなされていまして、

これは将来、何かのために進入道路が必要ではないかと思っておりますし、駐車場につきましては、これも委員会の中では一つのたたき台ということでございましたので、これはこれでいいといたしましても、私が思うには、小学校を取り壊した後でも、現在正面には大きな松の木、池、由緒ある池、立派な池であります。また、大きな木が茂っております。これらを伐採することなく、これらを生かした計画をすれば、津幡小学校の卒業生たちの思い出も残ると思えます。

現在、先ほど町長も言いましたように、議員の皆さん缶バッジをつけているんですけども、大河ドラマの誘致を推進しており、津幡城跡の史跡ということで、何度か津幡城跡がテレビで

紹介されています。これらを利用して津幡城跡地としての公園の整備をしていけばいいと思うが、どう思いますか。

また先日、町長初め、区長さん、議員の皆さまも視察に行ってみてきました。白山市のような民俗博物館、歴史博物館の建設なども考えまして、津幡には、ぼう示札とかいろんな遺跡が出ていますけども、その展示場所もないということで、ぜひとも駐車場の完備したところに町営博物館をつくってはどうか。これらのことにつきましても、町として津幡小学校の跡地、体育館の跡地、プールの跡地についてどのような考え方をしているのか、町長に前向きな答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 河上議員の津幡小学校の跡地利用についてのご質問にお答えいたします。

まず、現在の施設の取り壊しについてであります。作業工程計画では、今年度にプールや校舎等の取り壊しの工事のための乗り入れ道路の建設に取りかかります。そして、23年度には校舎および体育館等の取り壊しや運動場の整備に着手する予定となっております。

ご質問の小学校校舎跡地に津幡城跡地としての整備計画や歴史博物館等の建設は考えられないのかとのことですが、これまで発掘が進められてきた加茂遺跡などからの埋蔵文化財の出土遺物や民具などの民俗文化財を後世に継承するため、適切な保存と管理が必要と考えております。また、これら収集、調査した文化財を広く町民に知っていただくため展示する施設の整備もあわせて必要と思っているところでございます。

津幡城址として、本町の歴史的にも重要な位置にあります津幡小学校跡地も建設候補地の一つとして視野に入れ検討してまいりたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 河上孝夫議員。

○16番【河上孝夫君】 なるべく早いうちに利用方法をお願いいたします。

それでは、2点目について質問をいたします。

J R本津幡駅改札所の新設について質問をいたします。

現在、J Rの本津幡駅利用者は地元住民はもとより、英田、河合谷地区まで広範囲にわたり、利用者数は平成21年度は年間18万4,941人、1日平均約600人の人たちが利用しています。

先日ちょっと調べたんですけども、朝6時から8時までの北口方面からの通勤、通学の人は約60人ほどいます。踏切を渡らなければならず、また、その踏切の遮断機の閉鎖時間が長く、無理に遮断機を渡る光景が見られました。

また、高齢者、障害者にとっては、本津幡の横断橋を渡るのは大変であります。幸いにも、北口のほうの日通プロパンのほうへ歩いていったところが、最近、宅地開発が進められ、町道も完備され、プラットホームの横が公園として幅5メートル、長さが約50メートルと整備され、その公園から30センチの段差でホームにつながっている状態であります。ですから、入口を設けるだけであり、余り金額をかけることなく改札所ができると思います。

北口利用者にとっては、利便性の向上ははかり知れなく、J Rへの強い働きがけで実現に向けてほしいと思いますが、ぜひ、これをJ Rに働きかけるよう強く町長の答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 J R本津幡駅は、近隣住民の方はもとより、広範囲にわたって利用されている駅であり、英田、河合谷地区の利用者は本津幡踏切を横断しなくてはならず、利用者の安全性と利便性を図るため、北口改札所の新設はこれまでも地域の方々から要望としてございました。

ご存じのとおり、J R本津幡駅は、無人化するところを利便性の維持やホーム内の複線区間

に伴う危険性などから、町がシルバー人材センターへ業務委託し、町民利用者のサービス継続を図っております。

北口改札所を新設となれば、駅舎建築および改札等の有人化が不可欠と聞いており、また、北口改札所に通じる道路などの住環境整備や駐輪場などの北口駅前整備なども必要であり、それに伴う財源の確保も課題でございます。

さらに、JR本津幡駅利用者は、道路交通網の整備や少子化などから、平成16年度実績の年間約21万人が、平成21年度の実績で年間約18万4,000人と、約2万6,000人の減少傾向であることから、それらも踏まえて、今後北口改札所設置の可否を慎重に検討してまいりたいと考えています。

○議長【谷口正一君】 河上孝夫議員。

○16番【河上孝夫君】 今ほどは、答弁ありがとうございました。次に、3点目の問題については、七尾線がどうなるか分からないということで大変難しいと思いますけれども、ぜひまたご配慮をお願いしたいと思います。

それに関係して、本津幡の北口の改札所の問題に関連しまして大きな問題になっております、並行在来線の存続について質問をいたします。

皆さまご存じのように、最近、新聞などに出ておりますけれども、北陸新幹線は21世紀の全国高速交通体系の柱として、現在、高崎―長野間が開業されて、平成26年度末までには、長野―白山総合車両基地間において、金沢開業に向けて整備が進められています。

また、その一方で、並行在来線などにつきましては、2年前の平成24年度に決着というんですか、方向性を決めていかなければならないという協議会があると聞いております。

きょうの新聞にも出ておりましたけれども、並行在来線については、県は今年度、資産譲渡や枝線乗り継ぎなど、国やJRの支援と協力を得る必要があるということで、担当課を来年4月に立ち上げしっかりと取り組むという、きのう

の県議会で紐野議員の質問に答えております。

また、余剰金、新幹線の埋蔵金につきましては、余剰金の一部を並行在来線に充ててほしいということなど、一環として、国、県などがまだまだ不安定というんですか、俎上についていないということでございますが、並行在来線などが国において検討されています。

津幡に関係のある北陸本線、また、富山県境―金沢間については、地域住民の通学の足を確保するとして協議を進めているが、七尾線については一向に新聞などにも報道されていないし、協議会があると聞いていますが、その中で余り俎上についてこないと思いますが、現在の状況はどうなっているのか。

本津幡駅の北口改札所の問題もあり、町長に現在の状況などを説明していただきたいと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 北陸新幹線長野―金沢間は、平成26年度末の完成を目標としており、新幹線が整備されますと、輸送の時間短縮、確実性、快適性の向上で交通量が増大し、観光客や各種産業の活性化、企業立地の促進や商機能の充実、通勤・通学圏域の拡大など、新幹線による石川県の経済効果は約121億円とも言われております。

新幹線開業に伴い、それまでの特急列車利用者が新幹線に移ることで、輸送量に著しく影響を受けることとなる線区を並行在来線といい、石川県においてはJR北陸本線の金沢駅から富山県境までの約20キロメートルがその区間となります。

並行在来線は、新幹線開業時にJRから経営分離されますが、分離後も地域住民の生活に欠かせない交通手段を確保するために、鉄道として存続させる必要から、県は官民挙げて協議する場として、関係市町、経済界の方々も構成員とした石川県並行在来線対策協議会を設置し、今後のあり方について調査、検討しております。

当町としても、当協議会の一員として第三セクターにおける並行在来線の安定的な経営と関連自治体の負担軽減に向けた取り組みを推進していきたいと思っております。

次に、JR七尾線についてのご質問でございますが、JR七尾線は地域住民の生活を支える大切な路線であると同時に、北陸本線からの旅客流動も多く、新幹線開業時には効果を能登地域に波及させるための二次交通の役割も担うという重要な公共交通区間でございます。

JR七尾線につきましては、さきに述べました並行在来線のように新幹線開業時に経営分離がなされるという位置づけではございません。

しかしながら、利用者の減少などから今後の運行も危惧されており、維持、運営につきましては沿線地域住民を初め、関係市町がみずから支えるという意識を持ち、利用増加に向けてJRおよび関係者一丸となって取り組んでまいりたいと思っております。

○議長【谷口正一君】 河上孝夫議員。

○16番【河上孝夫君】 本津幡の北口改札所ならば並行在来線と、特に七尾線については難しいかと思っておりますが、今後とも県、国へ町長としてまた働きがけをお願いいたしまして最後の質問に入ります。

最後に、認知症の対応について質問をいたします。

先ほど、私の前に質問されました荒井議員とは、ともに訓練に参加させていただいた関係で、質問が重複する部分があるかと思っておりますので、さきの答弁を踏まえまして簡潔に質問をさせていただきます。

現在、津幡町の高齢化率、全人口の65歳以上の割合は、平成12年は14.8パーセントで約5,550人、平成18年は16.5パーセント、平成21年には17.8パーセントで6,700人、平成25年、私が65歳になるころには、もはや20パーセントを超えて7,500人になります。

地域包括支援センターへの高齢者の相談も

年々ふえていくと思います。中でも、認知症の相談が一番多く、徘徊のおそれのある人は平成20年の調査では58人、実際に消防署が搜索した件数はここ数年急増しています。平成20年度5件、平成21年度8件であり、この件数は家族が探して見つかる場合は含まれないので、実際はもっと多いと思われます。搜索になると、家族の不安や心配はとても大きいものがあります。だから地域の力が大切ではなかろうかと思えます。

その意味で、去る11月11日に津幡6地区の区長さん初め、民生委員の方々120人が参加して、津幡町キャラバン・メイトさんの協力のもとに、このキャラバン・メイトさんは徘徊者になって、自分たちで搜索の人に見つからないように前日からその地区を回って歩いて、どうしたら見つからないでいようとかというようなことで、キャラバン・メイトさんが大変苦勞しておりました。私どもも大変有意義な訓練であったと。地区住民の皆さんが本当に携帯電話が鳴るたびに「見つかったか、よかった」という言葉というんですか、真剣さがありまして、私どもも大変感銘を受けた次第であります。

この訓練については、県からの補助金は今年度限りであると聞いていますが、県の補助金がなくなっても、これは、私はそういう人がいれば今後この訓練の成果といたしまして、町の補助でも使いながら今後各地で行ってほしいと思いますが、今後そういう他の地区での予定があるのか、ぜひ開催してほしいと思いますが、それらの予定につきましてお願いをいたします。

また、この訓練の中で、最後にいろんな人たちが、参加した人の中からもいろんな意見交換がありました。その中で、参考になればいいなということで、いくつかの点を紹介したいと思います。

まず1番目に、つばた安心ネット協力事業所、登録できる事業所とは送迎サービスや宅配サービスを実施している事業所または随時近所周辺

の見守りができる事業所などとありますが、思ったことは、つばた安心ネット協力事業所がまだ少ないこと、安心ネット協力事業者が多く登録してれば、いち早く自分の身近な地域で見発見することができると思います。みんなで探せば、10メートル、20メートル範囲で事業所があれば見るといことで、私は、早期発見できると思います。そういう意味で、つばた安心ネットの登録事業所を広く働きかけるとは思います、その方策について何か考えているのかを聞きたいと思ひます。

次に、2つ目には、安心ネットにファックスで検索をする連絡シート。事業所訓練の時に見ましたけれども、肝心かなめの写真が黒くて、この顔がだれの顔かなといことで、本当にこの安心ネットのシートの写真が分かりにくいという問題がありました。顔写真なのでファックスでやれば黒くなるのかなといことも感じましたので、このことについてもやはり写真はある程度実物に近いシートで写真が事務所のほうに届けばいいなと思ひていますが、何か検討しているかお聞きいたします。

次に、3つ目につきましては、認知症の方が持っておりますけれども、安心カード、

〔河上孝夫議員安心カードを掲示〕

ちょっとこれは、津幡町独自の登録番号の安心カード、登録カードといひますが、これは認知症の方が日夜つけているといことで、こんな小さい、薄っぺらい小さいものなんですけれども、これには表裏、どれが表か裏か分かりませんが、表にはつばた安心カード、名前、生年月日、緊急連絡先が書いてあります。注意してほしいこととして、自分の持病が書いてあります。例えば、糖尿病があれば糖尿病があります。血圧が高ければ血圧が高いといことが記してあります。また、裏のほうには、登録番号が書いてあります。もしものときはここに連絡してくださいといことで、津幡町地域包括支援センターといことで住所が書いて

あります。

本当にこんな小さなものなんですけども、認知症の人にこんなものを持たせていても、ポケットへ入れても、財布に入れても失けるといか、キーホルダーや財布を持っているんですかね、何か持ちにくいとか、紛失しやすいとか、ペラペラのものなんですから、これらなど決まりがないといことを聞いておりますので、町独自でバンドといひんですかね、風呂屋さんのバンドになるんですけども、そういうふうなバンド形式にしたり、もう少し大きくすればいいかといことで、これらについても小さくて分かりにくい、または紛失しやすいとの声も聞かれました。このことについても、ぜひ、検討してほしいと思ひます。

そういうことで、健康福祉課長の答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 板坂健康福祉課長。

○健康福祉課長【板坂 要君】 昨年度、県の認知症安心ネットワーク推進モデル事業の指定を受け、その事業の一環として県内初の認知症徘徊者対応訓練を津幡地区で実施し、今年度は9月21日に笠谷地区で同様の訓練を実施しました。また、11月11日には、県内初の認知症徘徊者検索訓練を津幡地区で実施しており、対応訓練と検索訓練の2つの訓練をもって、1地区での訓練が完結するものと考えております。

今年度の2地区の訓練は、区長さん、民生児童委員さんを中心に実行委員会を立ち上げ、実施したことにより、地域が主体となり、地域に密着した大変すばらしい訓練となったことを実行委員の方々、そして一般参加された方々に深く感謝を申し上げます。

次期開催地区は現在未定ですが、町内全7地区で順次実施していきたいと考えております。

また、今回の検索訓練では、認知症の行方不明者検索協力店が加入する、つばた安心ネットを導入し、協力店には顔写真入りの検索依頼書をファックス送信し検索にご協力いただきまし

た。

また、徘徊者役の方には、名前と包括支援センターに登録してある番号等が記載されたキーホルダータイプの安心カードを所持していただき、それにより本人確認をすることとしました。いずれも今回の訓練で試行させていただきました。

ご質問にあります安心ネットの拡充については、訓練では区内24か所の事業所をお願いしましたが、実行段階では町内全地区の事業所を対象とし、協力店を募っていきたくと考えております。ファックスについては、顔写真が黒くなって届いたため、訓練後の事業所からのアンケートではパソコン所有の事業者には顔写真をメールしてほしいとの意見があり、それで対応していきたいと思っております。また、安心カードについては、キーホルダータイプは小さいということもあり、所持の仕方によってはカードサイズでの対応等の工夫が必要かと考えております。

今回の訓練では、机上では想定できなかったことがあり、実際に行動したことにより学んだことも多く、今後、認知症安心ネットワーク推進委員会でさらに検討し、改善していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 河上孝夫議員。

○16番【河上孝夫君】 以上で、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で16番 河上孝夫議員の一般質問を終わります。

次に、2番 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 2番、中村一子です。

通告に従い質問いたします。

最初に、河北中央病院に併設している現在耐震工事中のしらとり長寿支援センターについて質問します。

ことし、6月定例会で建設費として5,778万

円の予算がついて耐震工事が9月より始まり、今年度中にしらとり長寿支援センターの耐震工事は完成すると聞いています。

すぐに、この施設の使い道に沿って内装にかかるのかと思っておりましたら、この施設をどのようにしていくかがまだはっきりとは決まっていないというお話をつい数週間前に担当課から聞き、驚いています。

しらとり長寿支援センターは、1976年に完成したもので、もともとはこの建物が河北中央病院でした。1991年の増改築に際し、新たに増築した建物を河北中央病院として運営することになり、増改築する前の河北中央病院であった建物、現在のしらとり長寿支援センターであります。これは1993年に町の健康管理センターとして開設され、同年、社会福祉協議会によるしらとりデイサービスセンターがオープンし、ヘルパーステーションがこの健康管理センターへ移行しました。1995年には津幡訪問看護ステーション、96年には在宅介護支援センターが開設し、99年現在のしらとり長寿支援センターに改名されたということです。こうして、しらとり長寿支援センターは、在宅介護事業を支える拠点としての役割を担うこととなりました。

しかし、2008年、しらとり居宅介護支援事業所はあがたの里支援事業所に統合され、翌年、しらとりデイサービスセンターもあがたの里に統合されました。こうして、しらとり長寿支援センターでの在宅介護などの事業は、すべてあがたの里へと移行することとなりました。

その後のしらとり長寿支援センターは、2階は事務室、リハビリ室、津幡訪問看護ステーション、栄養指導などに使われ、3階は医師、看護師などの宿直室、研修室などに使用されてきたそうですが、入浴室などの設備がある1階は放置されて、ずっと空き室状態になっていたようです。

そして、ことし4月にしらとり長寿支援センターは河北中央病院に移管されました。

耐震工事はするものの、いまだこの建物を何に使うのか、その役割がはっきりとは見えないような状態であるという、その原因、理由は何でしょうか。

病院に移管されたということでもあり、病院長を初めとした病院サイドの意見は大切ですし、同時に行政サイドのビジョンも重要であり、さらに市民の要望、意見を踏まえて、今後の活用方法について審議されなければならないと思います。現在のところ、どの程度まで話が進んでいますか。また、今後の審議の手順について、また、どのようにしらとり長寿支援センター建物を利用するのか、その方向性についてもご説明ください。

そして、まだ明確にその活用方法が決まっていないのなら、その活用方法について一つ提案をさせてください。

しらとり長寿支援センターに障がい者、特に発達障がいやアスペルガー症候群、自閉症などの18歳未満の人たちを受け入れる場をつくれないうか、居場所づくりができませんでしょうか。こういった児童や青年少女は、夏休みなど学校が長期にお休みのときはもちろんのこと、平日でもなかなか受け入れ先がなく、保護者の中には仕事にも行けないような状況の方もいらっしゃいます。児童デイサービスは、津幡町にはありません。園児から18歳未満のそういった人たちを日中支援できるような居場所をこの建物の中につくれないうのでしょうか。河北中央病院に併設する建物だから、その役目を果たせるのではないかと思います。

先ほども申し上げましたが、5,778万円の建設費予算の中で耐震工事が行われ、工事は来年3月には完成します。建物をどう使うのか、それによって内装が決まっていくものですが、今も何に使うかが決まっていない状況ということで、当然、内装についてはどうするかということはこれからの話になりますが、さらに建物自体、外壁から雨水、雨水がしみてくるなどの問

題があるそうで、内装にとどまらず建物の外壁の改修工事が必要であると聞いています。もし、耐震工事をする以前に具体的に建物の用途が議論され、審議され、決まっていれば、耐震工事と同時に外壁、内装の工事も可能であり、そうしたほうが耐震改修工事としての総額費用が少なく済むはずだのではないかと思います。この点についてはどうでしょうか。

耐震工事は、急がねばならない工事であったのか。耐震と改修を一緒にすることは考えられなかったのか。さらに、改修時に耐震審査が新たに必要となり、今回の耐震工事が無意味になる可能性はないのかも懸念されます。

2007年から2010年度のここ最近、この4年間においてですが、河北中央病院の事務室の最高責任者である事務長は、毎年交代の人事がなされています。毎年、事務長が変わる状況の中では、中長期的な視点に立って問題等を把握、改善できるのかが疑問に思われます。支障があるのではないかと以前から気になっていたことなので、毎年交代する事務長人事が行われている理由についても質問いたしますので、町長に答弁をよろしくお願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 中村議員の耐震工事中のしらとり長寿支援センターの今後の役割等についてのご質問にお答えいたします。

まず、耐震工事に関するご質問につきまして、公立病院として合理的かつ効率的な活用を基本に、人工透析医療施設などの検討を含め、1年前から耐震工事を行う基礎調査や設計に取り組んできており、県の医療施設耐震工事補助金を活用し、着工の運びとなったものでございます。なお、細部につきましては、東本病院事務長に答弁をさせますのでよろしく願いをいたします。

次に、人事につきましては、平成19年度に事務課長職を設けており、事務執行上は全く支障がないというふうに思っておりますし、人事は

少なくとも早ければ1年、長くても3年、4年に一度やらなくてはならないだろうというふうに私自身は思っているところでございます。

○議長【谷口正一君】 東本河北中央病院事務長。

○河北中央病院事務長【東本栄三君】 中村議員のご質問にお答えします。

現在、当病院では急性期医療を充実させるため、リハビリテーションの拡充や地域医療連携を強化することを目指し、活用計画を検討しているところであります。

これらのことについて病院検討委員会、病院運営審議会におきまして調整、審議をしていただき、後に、議員の皆さまにご報告いたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 再質問ですけれど、そうしますと、地域医療の連携等を含めた理念とか、そういったことはある。だが、具体的にどのように活用していくかということについてはないのでしょうか、どうなのでしょう。その辺を一つお願いします。

それと、もう一つなんですけれども、18歳未満の人たちを受け入れるような、そういう場も考えていただけないか。発達障がいや障がいを持った方の受け入れ先という場もつくれないものかということについても答弁をお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 東本河北中央病院事務長。

○河北中央病院事務長【東本栄三君】 すみません、もう一度、最初の質問は何でしたか。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 具体的に、例えば決まっているものがあるなら教えてください。

○議長【谷口正一君】 東本河北中央病院事務長。

○河北中央病院事務長【東本栄三君】 先ほど

申しましたように、リハビリテーションの拡充につきましては、生活機能訓練の導入に対応できるスペースあるいは予防健康増進へも拡張できるような構造、地域連携室や相談室の設置等について検討しているということで、そのことにつきましては、先ほど申しましたように病院検討委員会、病院運営審議会におきまして調整、審議にさせていただくということでご理解いただきたいと思えます。

発達障害者のことにつきましては、病院の事業的なものと診療報酬的なものを考えた場合には、かけ離れたものではないかと思っております。

以上です。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 さまざまな検討を期待するものであります。よろしく願います。

続きまして、ホームページについて質問いたします。

通告一覧表には、2、3、4と記入されているところで、すべて町のホームページに関する質問なので最初に町長に答弁をよろしく願います。

家庭や企業の情報通信サービスの利用状況を調べた2009年通信利用動向調査の結果が、ことし4月に総務省より公表されました。それによると、インターネットの利用者は、2008年度に比べると2009年には317万人ふえて9,408万人になり、人口普及率は78パーセントに達したということです。社会とのつながりを持つほとんどの大人が、インターネットにより結ばれていると考えられる普及率です。インターネットを活用することは、町にとっても今後ますます重要になっていくと確信し、町ホームページに関する質問と要望をいたします。

まず、議会に関することで質問いたします。

町民が議会を知る手だての一つに、議事録を読むという方法があります。かつては、図書館、公民館などへ出向いて議事録を閲覧していまし

た。しかし、今からちょうど2年前の12月定例会に、議会議事録を町のホームページで公開するよう求める請願が提出されたことがありました。その請願は継続審議となり、最後には不採択となりましたが、事実上、議会議事録はホームページに公開されることとなり、いつでもどこでも容易に議事録を読むことができるようになりました。

同様に、ホームページに議会録画中継を公開することについて、議員の一人として私は議会録画中継をホームページで公開したらいいのではないかと考えています。

現在、ケーブルテレビで定例会初日の一般質問などが公開されていますが、放映日程が限られており、町民はいつでも見ることができるといわけではありませんし、ケーブルテレビの契約をした町民に限られてしまいます。傍聴に行きたくても、仕事の都合などで傍聴できない人やケーブルテレビでの放映日に見ることができない人などがたくさんいるだろうということは、容易に推測されます。ホームページで議会録画中継が公開されれば、町民はいつでもどこでもその様子を見ることができるのです。

ホームページでの公開については、採決がとられる最終日の定例会の議会中継も可能ですし、また、現在、部屋が狭いということなどの理由で傍聴人が拒まれております常任委員会もホームページで公開する、そのようなことも今後の検討課題に入ると思います。

これは議会の問題でもあるわけですから、当然議会としての判断も重要であり、また、住民の声を聞くことも大切です。そういう中で、ホームページでの議会録画の公開について、町長としての考えをお聞きしたいと思います。

ホームページでの議会録画中継は、お隣の内灘町でもかほく市でもやっております。内灘町では、過去数年間分の録画を見ることができます。今でしたら、2006年度からの一般質問や本会議、臨時会をホームページ上で録画中継を見

ることができます。かほく市でも1年間分ではありますが、内灘町と同様です。

さて、そのためには予算がどれくらいかかるものかが気になるところであります。

内灘町の場合は、実際にかかった費用は、映像ストリーミングサーバー構築作業委託に9万9,750円。議会録画のためだけではないんですが、準備したものとしては、動画編集ソフト1万2,000円、テレビキャプチャーボードに1万4,000円、合計すると12万5,750円になります。思っていたよりも、内灘町は非常に金額のかからないやり方で録画中継をしているのだなと思いました。

実際、津幡町がホームページで議会録画中継をした場合に、そのためにかかる費用についてはどうでしょうか。金額についても答弁をお願いします。

続きまして、公共施設の予約状況の公開も求めたいと思います。

運動施設、公民館を含む文化施設の空き情報、つまり予約状況をホームページでチェックできれば、町民にとっては施設を利用する際にとても便利です。まず、シグナスの施設から始めることはできるのではないのでしょうか。また同時に、予約をインターネット等でできないものでしょうか。

例えば、埼玉県の三郷文化会館はあらかじめ利用者登録が必要ですが、これは無料で登録でき、一度登録すると利用者登録カードが発行され、インターネットや携帯電話、電話、ファックスで利用が可能です。

県内では、野々市町では公共施設の予約状況がホームページで分かるようになっていましたし、能美市も公共施設の空き情報を知ることができます。また、内灘町ホームページの公共宿泊施設空き室情報をクリックしますと、県施設利用予約ページにつながり、そこには野々市町や能美市の公共施設予約状況をも見ることができます。

このようなことをいろいろ使いながら、利用しながらやっていると、津幡町も簡単に予約情報のホームページ公開が可能になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

町長には、最後に、町ホームページについての、どのように、どこで、このホームページが制作されているのかという、その仕組みについてご説明をお願いいたします。

現在は企画財政課が担当しているということまでは聞いておりますけども、また詳しいことが分かれば答弁をお願いいたします。それと、先ほどのインターネットというものが、今後ますます重要になってくるというお話をしましたが、この企画財政課の中に専門の部局を設置し、ホームページの利便性の向上やホームページによるまちのPR効果を上げるためにも、専門部局の中で取り組むべきではないかとも思いますので、今後の取り組みについてもお聞きいたします。

よろしく申し上げます。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 本町におけますホームページ上でも議会録画中継の公開につきましては、平成19年8月21日付で「町議会定例会本会議の録画を、町のホームページで視聴できるように求める請願」が市民グループより提出され、同年9月の第5回定例会で総務常任委員会の審査を経て、不採択になったと伺っております。

中村議員みずからが言われるとおり議会のことでもございまして、私自身は、この案件についてお答えする立場にはないということをご理解を賜りたいと存じます。

なお、ホームページ上で公開するための経費につきましては、1会期当たり約30万円の委託費用が必要と見込んでおります。

また、各常任委員会の様子をホームページで視聴できるようにするには、約500万円の費用が見込まれ、また、その様子を会議室等で視聴できるようにした場合は、100万円以上の追加

費用が見込まれるということでございます。

続きまして、ホームページに公共施設の予約状況、空き室状況の公開をとのご質問にお答えいたします。

文化会館シグナスの平成21年度の施設利用の申請件数は、ホールで249件、生涯学習センターで559件の利用となっております。その大半が中高年齢者による利用申請で、現在は窓口での申請やファックス、メールによる申請となっております。

ご質問にあるホームページ上での公共施設の予約状況となりますと、初期導入費用に約1,300万円、年間の保守費用に約90万円が必要と見込まれております。現状の利用申請数や利用者の年齢層を考慮しますと、費用対効果の点において導入は非常に困難であり、現在の窓口やファックス、メールによる利用申請のほうが安価で、トラブルなく対応が可能であることから、今のところ施設利用予約システムの導入は考えておりません。

続きまして、ホームページの利便性の向上と町のPRを図るために専門部局をとのご質問にお答えいたします。

利便性の向上のため、現在、ホームページ全体にわたり、掲載情報の充実や分類の見直しを進めており、今後とも現体制のもと、町民の皆さまにとって必要とされるホームページとなるよう、より一層の利便性向上や町のPRに努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 再質問いたします。

議会の議会中継、録画中継でのことについてなんですが、確かに立場にはない。議会の判断に従いたいということですが、例えば、町長として本町ホームページで議会の録画中継を見ることができるとい、そのような状況については、どのように考えられますか。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 幸い、議会の皆さん方に広報委員会を設置していただいて、広報紙を熱心につくっていただいております。

町民のみなさん各戸配布ということでもございますので、そちらのほうで十分に見ていただいているというふうに理解しているところでございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 この町ホームページというのをもっと有効に使うという姿勢を今後も持っていたきたいと思っております。

続きまして、監査報告書の公開をということで質問させていただきます。

ちょうど1年前に、昨年の12月の定例会であります。監査について一般質問をいたしました。そのときに、監査報告書をホームページで公開してほしいということをお求めました。そのときの答弁では、県内では監査と結果を公表している自治体は金沢市、小松市、白山市、能美市であり、町では公開している自治体はないということで、今のところは考えていないというお話でした。ホームページを用いた監査結果報告書の公開については、今後検討課題とするということでしたので、あれから1年たちました。どのように検討されているのか、報告をお願いいたします。

それからもう一つ、ホームページでの公開は、私は簡単にできることだと思っております。ですので、もしできないというのなら、その理由は何なのかということで、大坂監査委員事務局長に答弁をよろしくお願ひします。

○議長【谷口正一君】 大坂監査委員事務局長。

○監査委員事務局長【大坂 茂君】 中村議員におかれましては、1年前にそういった質問を受けまして、1年間検討してまいりました。

今し方、公開している市町の説明もしていただきましたので簡単に結論だけ申しますと、現在、情報通信環境が発達している状況を踏まえまして、ホームページを通じて監査結果等の情

報の提供を行っていくことも行政サービスの向上と考えられますので、他自治体の事例も参考にしながら、監査委員とも協議して監査委員事務局のホームページで提供できる体制を順次整えていきたいと思っております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 再質問いたします。

監査というのは、やはり非常に公開することでその大きな意味を持つてくると思うんですね。もちろん議員には、監査報告書っていうのいただいております。中を読みますと専門用語がたくさんあったり、私にもなかなか理解しにくいことがたくさん書いてあります。できれば、こういう中身をですね、もうちょっとだれが読んでも分かるような、簡単な、分かりやすいものにして、監査の報告をきちんと市民に伝えられるような、そのような、監査委員として、今後も考えていただきたいなど。その上で、そのホームページの活用をしていただきたいと思っておりますので、このことについてはいかがでしょうか。

○議長【谷口正一君】 大坂監査委員事務局長。

○監査委員事務局長【大坂 茂君】 中村議員のおっしゃることはよく分かりますが、監査結果等の報告につきましては、多少なりとも専門的な用語を使わざるを得ない状況にございます。ですが、また、皆さんに見ていただくという時には、情報の提供といった観点からなるべく分かりやすいような文言等も使えるようには検討していきたいと思っております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 本来なら簡単にできることではないかと私は思うんですね、公開は。その点についてはどうでしょうか、最後にやり方です。

○議長【谷口正一君】 大坂監査委員事務局長。

○監査委員事務局長【大坂 茂君】 前提といいますか、基本はなるべく分かりやすいということですが、効果となりますと個人情

報の観点もしくは膨大な文書になりますとその要約といったことも考えられますので、その観点におきましては、なるべく分かりやすいものにしようとは思っております。それは、内部等で今後詰めていきたいと思っております。

以上です。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 続きまして、教育委員会のホームページの充実をということで質問いたします。

実は、ことし4月27日に開催された第5回教育委員会を最後に、教育委員会のホームページ上にはですね、それ以降の委員会の議事報告がなされておられません。半年以上前の4月27日までしか、その委員会報告というか議事報告がされていないということで、実はついこの間、通告にその理由についてを質問いたしました。そうしましたら、数日後、もう1回またホームページを見ますと、11月24日、つい先月ですが、先月に開かれた第12回教育委員会までが一気にホームページにアップされておりました。

この理由というのはですね、できれば教育長のほうからどういったことでこういうことになったのかということをご説明していただきたいと思っております。

それから、中身なんですけれども、非常にその分かりづらいといいますか、議案は掲載されているんですけれども、事務局より原案説明、原案どおり承認という、その文言がですねずっと並んでおまして、何がどう承認されたのか、非常に不明というか、分かりづらく、非公開ということについてはもちろん公開はできませんので結構なんです、それ以外のことについては、きちんと内容を掲載するべきではないかと思っております。

そのことについて、2点よろしくお願ひします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 教育委員会の議事に

関しまして、関心を持っていただきましてありがとうございます。

ご質問の件につきましては、事務引き継ぎの際の不手際から今回このような状況を生じさせてしまいました。それで、ご質問を受けまして直ちに更新をしたという状況でございます。ご理解をお願いしたいというふうに思います。

また、掲載内容につきましては、近隣の教育委員会ホームページを参考にして、現在のような掲載内容としてきました。

現在、県内では19市町のうちの7市町がホームページで教育委員会の会議、議事を公開しております。町でいきますと、9町のうちの私どもの町を入れて3町がこういうふうに掲載しております。

近隣の委員会の議事録の掲載の仕方を参考にしてやってきましたが、今後も近隣の状況等を勘案しながら、掲載内容を決めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 事務引き継ぎの不手際ということで、4月27日以降は記載していなかったというご答弁をいただいております。

ただちょっと不思議だなと思うのは、見られないのかなど。見れば、あれなんでだろう4月27日までしかないなっていうことを一目瞭然に分かるんですね。あまりごらんになっていないのかなという印象を受けております。

教育委員会というのは、私は非常に教育行政上の審議の上でですね、非常に重いものを持っていると思うんですね。なので議会と同じぐらいに議事録もあってもいいんじゃないかとか、それらの思いでおりますので、ぜひそのことについては、今後も町民にはなるべく分かりやすい内容で努めていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

この点についてどうでしょうか。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 今、中村議員仰せのように、私どものほうの携わっている教育行政、これは大変重要な職務、任務を負っているというふうに考えております。

そういう意味で、子どもたち、そしてまた、一般の方々がより豊かな、心豊かな生活が過ごせるようにすばらしいまちづくりに貢献できるようにということで、日々の行政活動に積極的に取り組んでいるつもりでございます。

その具体的な中身をホームページ上で文字上で示すということは、なかなか難しい面もありますし、ご理解いただくのも難しい面もあると思いますが、今後ともより一層理解していただけるような、そういう取り組みに力を注いでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 それでは、今度はポートピア津幡について質問させていただきます。

現在、建設予定地において造成工事が着工されております。その周辺地域で、すでに埋蔵文化財の調査は事前にされていると思いますが、実際にポートピア建設の造成工事が進む中に、埋蔵文化財が今後発掘される可能性を考えると、決してその可能性はないとは言えないと思うんです。

工事中の埋蔵文化財に関するチェックはどのようにされているのか、教育長にお聞きいたします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 ご存じのとおり、ポートピア予定地は、平成21年3月と9月に文化財の試掘調査を行っております。その際には、埋蔵文化財は発見されておられません。ただし、これは埋蔵文化財が工事中に発見される可能性がないという、ゼロであるという、そういうことを示すものでないことは当然でございます。

工事中の埋蔵文化財に関するチェックにつきましては、担当者による側道からの目視による

確認あるいは必要に応じて工事区域内に立ち入り調査等を行っているところでございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 再質問ですけど、立ち入るのはなかなか大変ですよ。しょっちゅう立ち入るといってもいかないと思います。

そうなるとうっかり報告が重きになってくるんでしょうか。ちょっとその辺の具体的なことをもう一度詳しく教えてください。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 再質問につきましては、藤本部長のほうからお答えいたします。

○議長【谷口正一君】 藤本教育部長。

○教育部長【藤本英幸君】 工事中の埋蔵文化財が発見された場合には、どのような取り扱いということの再質問かなと思われました。

これらにつきましては、不時の発見の場合によっては、業者に対して津幡町ならびに石川県より文書、口頭で出土物に対しての、遺物に対しての報告を下さいよということが法的に示されております。

立ち入りはできにくいかといいますと、この工事につきましては、私どもは特別なものとは考えていませんので、一般的な開発行為ということで、その遺構、遺物に関する調査につきましては必要あれば立ち入りするなり、遺物に対する調査をしているところでございます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 そうしますと、もし発見された場合、業者が発見されるわけですよ。そして、どこに連絡がいくのでしょうか。

○議長【谷口正一君】 藤本教育部長。

○教育部長【藤本英幸君】 今ほど申し上げましたように、その遺構、遺物に関しましては、文化財保護法による埋蔵文化財の法に基づいた形で、津幡町教育委員会ならびに石川県教育委員会への報告となっております。

遺物につきましては、それは遺失物でござい

ますので、教育委員会へ上がってきたときには警察が遺失物としての取り扱い、これは民法上の取り扱いでございます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 それでは続きまして、ボートピアについて質問いたします。

ボートピア津幡でいろんな今後問題があるかもしれない。もしですね、あらゆるトラブルについてなんです、そういうトラブルが起こった場合に、その責任の所在ということなんですけれども、みどり市以外の競艇場のレースもあるわけですので、桐生競艇場以外のレースがあるわけですので、そういった責任はどこが持つのか。それから、例えばみどり市にあるのか、民間業者なのか。そのことについて、まず質問いたします。

それから、広大な山林を切り崩しての造成工事が進んでおります。この造成と建設工事に一体どのくらいの費用がかかるのでしょうか。工事を請け負っているのは、地元を含めてですね、建設会社中心でやっております。地元の建設会社が請け負う工事、それについては、どのくらい請け負っているのか。それから、町長は開発行為者のグッドワンとそのような話はなさらないのでしょうか。工事、造成工事に関することですけれども、10月にはみどり市を訪問したということでもありますし、町長はみどり市長と直接会談する機会があり、造成や建設工事に係る費用についてみどり市長や市関係者から聞いていませんか。

そのことについてお伺いします。

それから、町長がもちろん容認しなければボートピアというのはつukれないわけですが、町長は容認しております。それにもかかわらずですね、なぜ、そのギャンブル施設が必要なのか、ボートピア誘致なのか、それをですね、住民に説明する義務と責任があるのではないかと思います。町による説明会の開催は考えてい

ないと6月の一般質問に対し答弁されています。私は、そのとき聞き忘れておりました。その理由は一体何でしょうか。ボートピアを容認し、この町にボートピアが設置されるということは、津幡町は今後ギャンブルを奨励する町になるということかと、とても危惧しておりますが、どうなのでしょう。

群馬県の前橋市に隣接する吉岡町という町に、みどり市が施行する桐生競艇場の場外舟券売り場、ボートピアを建設する計画がありました。そこで、建設予定地に当たる溝祭自治会は、昨年2月に検討委員会を設置し、1年半調査検討を進め、ことし10月に臨時総会を開き、設置の是非を協議して、出席した代議員による投票の結果、過半数の人がボートピア建設に不同意を示しました。10月13日、地方新聞社の上毛新聞には「舟券売り場 住民拒否」の見出しが大きく載りました。ボートピアの開発業者は、建設予定地の地権者の同意を得て、農地を転用するための手続きを進めていた中での出来事でした。地元住民の意見を聞く前提には、溝祭自治会のように調査検討されて、協議した後に賛否を問うのが、民主的な手続きではないのでしょうか。

津幡町に話を戻しますと、2007年3月に有権者の半数を超える1万4,561筆のボートピア計画中止の署名を、町は、前町長は受け取ったわけですが、以後それはどのように扱われましたか。

町長に答弁をお願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 (仮称) ボートピア津幡の造成と建設工事でどのくらいの費用がかかり、地元建設会社が請け負う工事の代金はいかほどかということでございますけれども、当町は、施行者でも運営者でもありませんので分かりません。また、私は、そのことについて聞いてもいません。今ほど、中村議員から、みどり市の石原市長とお会いされた時にそんな話はなかったのかということもございますけれども、

そういう話を全くしておりません。

次に、桐生競艇場以外の競艇場でのトラブルの余波があった場合、例えば不正レースが発覚し、その原因でボートピア津幡で暴動が発生した場合にはだれが責任をとるのかということでございますけれども、仮説ということに對しましては、答弁は差し控えさせていただきたいというふうに思っています。

次に、説明会の開催についてであります、何度も前町長がお答えしておりますとおり、広報を通じ町民にお知らせをし、また、一般質問にもお答えし、その間に選挙もありました。議論も尽くされたものと考えております。従いまして、町としては説明会を開催する予定はございませんし、その立場にもないと思っております。

次に、有権者の半数を超える1万4,561人の署名を町が受け取ったが、以後どう扱われたのかということでございますけれども、前の町長さんが、それを見たのか、見ていないのかということは聞いていませんけれども、現在は議会で大切に保管されているということを聞いております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 きのう、舟橋地区で業者による、建設会社もしくはグッドワン、それから日本海コンサルタントというところが、工事に関しての説明会を行ったそうです。あくまでも工事に関するもので、それ以外の質問は受け付けなかったそうです。

そうなるのですね、住民はどこにその質問を持っていけばいいのか。町長はどう思われますか。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 どのような形で開催された説明会かは、私は存じておりませんが、少なくとも、今、中村議員が言われますとおり、業者が開催した説明会ということであれば、私どもは何らタッチするわけにいかんとい

うふうに私は思っております。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 私は、工事以外の質問をどこへ持っていったらいいのかという質問をしたんですけれども、先ほど、この有権者の半数を超えるという署名についてですけども、1万4,000名余りのボートピア建設中止の署名はですね、どこか引き出しの奥深くにしまわれて、署名などないことになっている。そして、有権者の過半数の署名が無視されるといいますか、目の前で、その中で、開発行為が進められているように私には思われます。

皆さんが選んだ議員の意見が町民の意見だと以前に副町長は言われていたということを知ったことがあります。議会と住民との意見が異なってねじれることはあると思います。住民に説明もないまま地元の同意はとった。住民は賛成してるといっているこの状況について、そして、ボートピアは今、禁句のようになり、人の顔をうかがって静かにしている。一部の町の人たちに見受けられるそんな様子、たまらなく耐えがたい気持ちでいます。民意はどこにあるのだろう、どこへ行ってしまったのか。

今、

〔議席から発言あり〕

今、名古屋市で市議会の解散を求める直接請求の署名が無効か、有効かと問題になっております。

正確な数を調査することはもちろん大切ですが、明らかに数十万人の市民の意思がその書面にあるということを重く受けとめ、その重みに、市も議会もこたえていくべきだと私は思います。

津幡町のボートピア中止の署名も同様なことが言えると思います。

町長は1万4,000名余りのボートピア中止の署名については、どう向き合うおつもりなのか、再質問させてください。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 名古屋市の場合は、10

万票余りの無効の票があったというふうな選管が結論を出して、今、まだ係争ではないですけども、縦覧ですか、になっていると聞いております。

今回のポートピア津幡に関しての1万4,561人の署名でございますけども、平成18年、19年に署名を受け取ったのは、町議会だということを聞いております。また、私は見ておりませんが、当該署名を見た議員さんらの話を聞きますと、同一筆跡と思われるものが相当数あり、重複も多々あったということも聞いております。

過去にも署名についての一般質問があり、前町長さんは真摯に受けとめますとお答えしております。私もそういう気持ちは同じでございます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 確かに調査し、これが正当なものかどうかということ判断することが大事だと思います。

ただし、それを削っても多くの町民が中止を求めているということには変わらないのではないのでしょうか。私はそういう思いでいます。

最後にですね、民意を反映させるためにということで質問いたします。もう時間がないので通告にありますように、答弁お願いいたします。

自治体が抱える問題について、議会と住民あるいは首長と住民の意思とがねじれたりすることがあると町長は思われますか、それはないと思いますか。

2番目に、自治体が抱える問題について、議会と住民や首長と住民の意思とがねじれたりする場合には、住民には自分たちの意思を示す方策がありますか、あるとしたらどのようなやり方がありますか。

3番目に、その示された住民の意思に議会と首長はどのように対応すべきだと考えますか。

以上、答弁お願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 まず、議会と住民、首長と住民の意思とがねじれたりすることがあるかについてですけども、地方公共団体の議会は憲法93条に規定されました、その地方公共団体の住民の直接選挙によって選出された議員によって構成される地方公共団体の議事機関であり、住民の意思を代表する機関であるとともに、その地方公共団体の意思を決定する機関であります。

また、首長も住民の直接選挙によって選出されていることから、議会と長は対等かつ独立の関係に立ち、それぞれが職務権限について住民に責任を負うこととなりますので、お互い住民の意思を十分に酌み取り、いわゆる「ねじれ」状態にならないようにするのが、議会と長の重要な役割と考えております。

次に、議会と住民や首長と住民の意思とがねじれたりする場合には、住民には自分たちの意思を示す方策があるのかについてでございますが、今ほど申し上げましたとおり、地方公共団体は、住民が直接選挙した町長と議会による間接民主制が採用されておりますが、それを補完する制度として、地方自治法では条例の制定改廃の請求、事務の監査請求、議会の解散の請求、議員、町長等の特別職の職員の解職請求の4つの直接請求の制度が定められ、直接民主制の一つとして位置づけられております。そのほかにも、住民監査請求や住民訴訟が認められております。

次に、示された住民の意思に議会と首長はどのように対応すべきかについてですが、直接請求により示された住民の意思については、法令等にのっとり対応すべきものであることは当然でございます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 時間がないので、地方自治法を抜本的に見直して片山総務大臣は、検討事項の一つとして、住民投票を提起しやすく

する方法を考えています。

私も、住民の政治参画の機会を拡大していくことを望むものであります。

以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で2番 中村一子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後3時10分から再開したいと思います。

〔休憩〕午後2時53分

〔再開〕午後3時10分

○議長【谷口正一君】 ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

6番 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 日本共産党の塩谷です。

のどのぐあいはまだいまいち治っておりませんので、一部聞き苦しいかもしれませんが、どうかよろしく願いいたします。

5つ質問をいたします。

まず初めに、国保税の値下げを求めます。

さきの議会でも述べましたが、津幡町では、ことしの4月から国保税が大幅に値上がりし、4人家族のモデル世帯を比較しますと、県下で一番高い負担となりました。今の生活状況を考えてみますと、勤労者の賃金が低いままに抑えられ、失業も一向に改善されません。失業をした人は当然国保に加入することになりますから、高い国保税には苦しめられることになります。また、自営業の人も加入しますが、売り値に消費税分を上乗せすることができなくても消費税は支払わなくてはならず、厳しい生活を余儀なくされています。国保に加入している人は、そのほかにも、年金生活者、農業漁業従事者、パート、アルバイトなどで職場の健康保険に加入できない人など、厳しい生活を送っている人が多いのが特徴です。

この状況に追い打ちをかけるように、11月19

日の社会保障審議会介護保険部会では、2012年度に改定される介護保険制度の最終報告書の素案が厚生労働省から示されました。それによりますと、65歳以上の保険料が平均5,000円を超えかねないとしています。年間所得200万以上の人の利用者負担を2割に倍増することや現在無料のケアプランを有料にすることを検討すべきとしています。要支援者、軽度の要介護者への給付については、効率化が必要だとして保険給付の対象外とするとの意見を示しています。さらに、施設の相部屋に入居している高齢者から、水光熱費に加えて新たに室料を月5,000円徴収することが必要だとしています。委員からは痛烈な批判が相次いだそうです。

このような素案が実施されることになれば、高い国保税と高い介護保険料、さらに高い利用料で、命そのものが脅かされることとなります。

国がこのような非情な施策を進めるといふなら、強く反対し、意見を上げることが必要です。国保への国庫負担をふやすように国に求めることも必要です。

その一方で、町としてできることを実施すべきです。すでに7つの自治体で行っている一般会計からの繰り入れなどにより、1世帯平均1万円の国保税の引き下げを行うべきです。不要不急の道路建設より先に取り組むべきことだと思います。

国保税の引き下げについて、町長のお考えをお聞きいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 塩谷議員の国保税の値下げを求めますとのご質問にお答えいたします。

まず、国保への国庫負担をふやすよう国に求めることも必要ですとのことですが、以前から同様の質問にお答えいたしておりますが、本年11月2日に石川県町長会として、国からの財政支援の拡大について石川県知事に要望しております。

次に、一般会計からの法定外繰入等により、

1世帯平均1万円の国保税引き下げを行うべきですとのことですが、これにつきましても、以前から同様のお答えをしておりますが、現在のところ、一般会計からの法定外繰入につきましては考えておりません。

しかしながら、真に必要な事態となったときには、議会の皆さまとも協議させていただきたいと思っております。

また、塩谷議員がご質問の中で述べられております、解雇等により失業を余儀なくされた方や生活困窮等で国民健康保険税の納付が困難と認められる方については、町の条例、要綱に基づき、国民健康保険税の軽減、減免を行ってまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。

なお、厚生労働省が提示した平成24年度からの介護保険制度の見直しにつきましては、まだ国での審議段階でありますので、町といたしましては、国の動向を注視しながら、高齢者の実態把握や給付分析等を行い、介護保険料、要支援者、軽度の要介護者へのサービスにつきまして、平成23年度に行う第5期介護保険事業計画の策定の中で、被保険者や利用者に対し、保険料の負担増、また、サービス低下とならないよう、県や津幡町介護保険事業計画等協議会等で十分に協議を行い、検討してまいりたいと思っております。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 国保の問題あるいは介護の問題というのは、直接生命そのものにかかわってくる問題ですので、ほかの自治体などはどうしても必要ということで、繰り入れなども行っていますので、真に必要な事態になると多分遅くなるということも考えられますので、早目、早目にぜひ考えていただいて、本当に命そのものが奪われないようにということを前の議会だったと思っておりますが、やはり全国的には国保の問題で手おくれになって命を奪われたっていう方もたくさん事例が出されていまして。その

こともお伝えしたと思っておりますので、ぜひ、早目、早目に本当に大丈夫かということを検討願いたいと思っております。

それから、介護保険につきましても、決まってからでは本当に遅いということがありますので、必要に応じて、ぜひ、それでは困るということを意見として、またぜひ伝えていただきたいと思います。

2つ目の子どもの医療費の無料化を求める質問をさせていただきます。

津幡町では、子どもの医療費の助成制度が入院費については中学卒業まで実施されています。しかし、通院については小学校就学前までしか認められていません。石川県19自治体のうち、小学校卒業までの通院費の助成制度が実施されている自治体は12。そのうち、中学校卒業まで通院費の助成制度が実施されている自治体は11もあります。1,000円の自己負担をなくしている自治体も6つあります。

医療費の窓口負担がないということは、親として本当にうれしいことです。

私の孫が横浜に住んでいますが、目医者さんの医療明細書がありました。それを見ると「窓口負担0円」と、はっきり書いてありました。本当にこれはうれしいことだと、よさを実感しました。

石川県では、窓口無料化をすると県からのペナルティーがあると聞いていますので、償還払いということになるとと思いますが、医療費の自己負担なしをぜひ実現していただきたいと思います。

私は医療費の無料化をぜひ実現していただきたいと思っておりますが、もしそれがすぐには実現できないようなら、次の提案をいたします。

これは、町民の方からいただいた提案で大変すぐれていると思います。

自己負担の1,000円分をお金で返すのではなく、プレミアム商品券のようなもので返せばどうかというものです。そうすれば、津幡町の商

店街も潤うことになり、経済的な効果も出てくるというものです。ドレミファカード2枚分ということも考えられると思います。商工会ともぜひご検討の上、前向きのご答弁をよろしくお願いいたします。

繰り返して申しますが、私は、子どもの医療費の自己負担なしを入院、通院ともに中学校卒業までにするようにということを要望いたします。

町長さん、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 子ども医療費の自己負担分1,000円について、これまで要望してきた単純な無料化ではなく、津幡町の商店街が潤い、経済的効果が見込まれるプレミアム商品券などで対応する実質的無料化の提案をいただきました。

これにより経済効果は多少見込まれると思いますが、今までもお答えしてまいりましたとおり、医療費の自己負担は公平性を考慮したものであり、現時点では無料化は考えておりません。

しかし、今後の見直しの機会には、プレミアム商品券などについても検討させていただきたいと思います。

また、小中学生の通院にかかる助成額の拡大などについては、塩谷議員の命と健康を守るとの思いは私も同じであり、今後は、他市町の動向、社会情勢の変化などにあわせて、県に要望しながら検討してまいる所存でありますので、ご理解をお願いします。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 今、公平性を考慮してという答弁がありました。子どもたちに対するこれは助成ということになりますので、少子化ということが大変問題になっている折から、しかも、町長については本当に子どもたちのことについても、子どもたちも含めて住んでよかったと言える津幡町にということはずっと言っていらっしゃることだと思いますので、そうい

う意味からもぜひ助成制度を拡大していただきたい。さらにその上に、負担なしという方向で検討をぜひ続けていただきたいと思うのですが、少子化に対する上からも大事なことだという点についてはいかがでしょうか。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 少子高齢化を迎えた時代というのは言われるまでもなく、十分認識しているつもりでございます。

ただ、これまでどおり現時点では無料化は考えておりませんし、先ほど申しましたとおり、見直しの機会には、先ほどご提案がありましたプレミアム商品券などにつきまして、十分検討させていただきたいというふうに思っていますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 見直しの際には、十分検討ということでしたので、できるだけそういう早い時期が来るようにということをお願いしたいと思います。

3つ目の質問に入りたいと思います。

3つ目には、住宅リフォーム助成制度の創設を求めます。

町長は、地元産材の消費拡大と定住促進を図るため、町内で住宅を新築、購入する方に最大60万円を助成するという制度をつくられましたが、地元産の杉を使う町内の建築業者から建築または購入する町外からの新転入者には加算するなど、大変いい制度をつくられたと思っています。この制度を使われた方は今どれぐらいおられますでしょうか。それをまず1点お伺いしたいと思います。

さて、私は不況対策として今、全国で取り組まれている住宅リフォーム助成制度の創設を求めたいと思います。

住宅リフォーム助成制度を実施している自治体は、県では秋田県が1つ、市町村では158の自治体です。

では、幾つかの自治体の制度を紹介します。

愛知県蒲郡市では、住宅リフォーム助成制度が2010年10月から実施されています。市民が市内業者を使って住宅リフォームすると、工事代金の10パーセントが助成されます。上限は20万円です。工事対象は、屋根や外装の改修、塗装、フローリングの張りかえや畳がえ、浴室・トイレの改修・設置、窓ガラス・網戸の交換などです。10月から始まりましたので、その8日目の申請数で91件、助成額は978万3,000円です。全体工事費は1億5,200万円になりますので、地域への経済効果は助成額の15倍を超えます。市の担当者は「ついでに別の部分も改修する人が少なくないので、全体の経済効果はもっと大きいのではないかと話しているということです。また、愛知県建設組合連合蒲郡支部の事務局長さんは「ほとんどの工事が対象になり、手続きも簡単、地元の業者を条件にしたことがいい」と高く評価しているそうです。

岩手県宮古市では、今年度実施している住宅リフォーム助成制度が大変大きな人気を呼んでいます。市内の業者にリフォームを依頼する場合に助成が受けられます。屋根のペンキ塗り、畳がえなどの幅広い工事が対象となります。11月15日現在の申請件数は2,397件で、持家所有者の6人に1人が申し込んだ計算になります。これまで3回補正を組んでいるそうです。ハローワーク、宮古市の統計によりますと、大工や土木作業員等の常用雇用求人が、昨年と同時期を63人上回っています。特に、若者の雇用環境が好転しているそうです。

今までは、個人の資産形成に対する補助になるからという理由で実施されませんでした。新市長が就任してから検討委員会が設置され、使い勝手のよい制度にすることに力を注いだそうです。貴重な話です。「長引く不況の中で、国の施策を待っているだけでは間に合わない。自分たちで何とかしようと知恵を絞ったのが、今回の住宅リフォーム助成制度。助成の対象になる総工費が高過ぎたり、助成金を総工費の1、

2割にしたりすると、市民もやる気が起きない。だから、総工費20万以上の工事に一律10万円を現金で支払うことにした。市民の申請手続も簡単なものにした」と話しておられるようです。

明石市では、2000年度から5年間実施しましたが、要望が強く09年度に復活し、現在も継続しています。市内の業者に発注する20万円以上の工事が対象で、10万円を上限に費用の10パーセントを助成します。これまでに2,697人が応募しているそうです。

私は、津幡町の業者の実情を知りたいと、何人かの業者の方を訪問してお話をお聞きしました。津幡町では大手と言っていると思いますが、大きな業者の方は現在、国の住宅エコポイント政策があるので、住宅のエコ化を進める際には助成が受けられるため、今は注文がたくさんあるということでした。しかし、23年度内までの限定政策なので、その先がどうなるか分からないということでした。個人の業者さんは、仕事が少なくて困っている。実際、国のエコポイントがあるということは知っているが、それについての実際来たのは二重窓にするぐらいだったということでした。また、ある方は、年内は仕事は入っているが、来年度の仕事はまだ入っていないとおっしゃっていました。また、訪ねたうちの3軒の大工さんは、仕事がなくて数年前に仕事をやめて、今は全然別の仕事をしているとか、年金で暮らしているということでした。津幡町の建築関連業者の方は、大手のほかは決して仕事が回っているとは言えない状況なんだなと思いました。

さきに紹介しました住宅リフォーム助成制度は、小規模建築業者にも関連業種にも仕事が生まれ、経済波及効果が大きいと実施した自治体は胸を張って語っています。この制度は、業者も町民も大変助かる制度です。

ぜひ、創設していただくよう要望いたしますが、町長いかがでしょうか。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 地元産材の消費拡大と定住促進を図るための制度として検討してまいりました助成制度として、本年度より木の家づくり奨励金とマイホーム取得奨励金を創設させていただきました。

この制度を使われた方はどれくらいおられるのでしょうかとのご質問でございますが、現在2件の申請があります。しかし、電話での問い合わせも多く、今後さらに申請がふえるものと予想しているところでございます。

住宅リフォーム助成制度の創設につきましては、地元建設業者や商店など、地域経済を活性化させる一つの手法と考えられ、一部の自治体で実施されておりますが、地域経済に及ぼす波及効果と新たな財源負担を勘案しますと、その必要性は低いと認識しており、現在のところ助成制度の創設は考えておりませんので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

当面は、本年度から創設した奨励金のPRを進め、地元産材の消費拡大と定住促進を図るため事業を推進していく所存でございますので、よろしく願いいたします。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 先ほども申しましたように、地元産材を使うとか地元の事業者を使うとか大変いい制度をつくっていただいたと思っています。

ただ、それだけではやはりもう額が大きい方ということになりますので、もっと小さい事業、それが可能になるのが住宅リフォーム助成制度のいいところだと思いますので、ぜひまた検討をよろしく願いしたいと思います。波及効果が小さいように思うと言われましたが、実際やっている自治体の記事をたくさん読んだのですが、そこで実施されている方は、どこも大変波及効果が大きくて、いい制度だということ胸を張っておっしゃっていましたので、またぜひ関係の方のお話も聞かれて、創設に向けて、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

お願いします。

4つ目の質問に入ります。

今、津幡町内には、療育手帳AおよびBを持っている学齢期の児童、上限18歳ですが、その方が54人います。私は、この児童のことを念頭に置いてお話をしたいと思います。

津幡町では、学童保育の発足当時から障がいのある児童も入れるような取り組みをしてこられたことを大変評価しております。子どもや親の立場に立った、とてもいい運営だと思います。しかし、障がいのある児童のいる家庭では、学童保育だけでは解決しない問題を抱えています。経済的に学童で見てもらうことができない家庭、発語が不十分であったり、多動などがあつたりして、実際に学童保育にお願いに行つたけれども預かってもらえなかった家庭、親が勤めていないため学童には預かってもらえなかった家庭があります。また、小学校時代は学童で過ごしていましたが、今、中学生になっているので、中学生以上になると学童が使えないという方もいらっしゃいます。

障がいのある児童が、放課後や親の仕事のある日、あるいは夏休みなどに預かってもらえる場所としては、学童のほかに児童デイサービスや児童の日中一時支援事業があります。

児童デイサービスは、障害者自立支援法によって運営されています。児童デイサービスは、介護保険を思い浮かべていただくとよく分かると思いますが、それぞれの児童が受けた認定により、1月当たり何日児童デイサービス事業所に預かってもらえるかが決まります。ただ、その児童によっては月20日とか、月15日とか、あるいは年齢が上になってその必要が少ないと判断されると減るという場合もあります。児童デイサービス事業所では、親御さんと相談の上、一人一人の児童の支援計画を立て、それに沿って活動や支援を行います。事業所では、保育士や看護師などの配置も求められます。

一方、日中一時支援事業は、町の地域生活支

援事業で、認定などはなく、預かってほしい時間を事業所と相談して決めることになります。したがって、児童デイサービスと児童の日中一時支援事業では単価も異なります。親は、それぞれの利用料の1割を負担するというようになります。

障がいのある児童を抱えるとはどんなことなのか、何人かの親御さんにお話をお伺いしました。いつときも目が離せない、予測のつかないことをするなど、当事者でないと分からない気苦労や不安が多いんだなと思いました。特に長期休業中、どこに預かってもらえばいいかを考えなくてはならず、負担感が大きいと思います。心身ともに休養がほしいと思うこともありますし、自分の用事をしたいということもあります。

金沢市や野々市町では、児童デイサービスの事業所がたくさん立ち上がっていて、それを利用する方もあります。津幡町の方で、野々市の児童デイサービスを利用している方もおられますが、学校まで迎えに行き、事業所に着いて着替えをしたら、もうお家に向かって出発する時間になってしまいます。着替えのためだけに行くようなもんだけれども、それでもそこに預けざるを得ないということなんです。

津幡町では、生活介護事業所が日中一時支援事業をしています。成人も児童も利用しているところです。成人の生活介護の場所の一部を借りて、児童の日中一時支援も行っているという事情ですから、成人の方々に窮屈な思いをさせているという負い目があります。また、多動や発語の不十分さを課題として抱えている児童は、成人の方がお休みで職員の方が十分にかかわるときでないと預かってもらえないという問題もあります。特に長期休暇時には、たくさんの方からの申し込みがあり、すべての希望者の要望にはこたえられないというのが実情です。

かほく市にも日中一時支援をしている事業所がありますので、親御さんが申し込みに行かれましたが、かほく市の子どもたちを優先的に預

かるので、津幡の子どもさんまで預かる余裕はないと断られました。

また、内灘町に11月15日に児童デイサービスの事業所が開所すると聞きましたので、事情もよく知らないまま訪ねました。施設長さんが大変親切に対応してくださり、さきにお話ししましたように、児童デイサービス事業と日中一時支援事業の違いがよく分かりましたし、私がお話をお聞きしましたお母さん方が望んでおられるのは、日中一時支援だと思いました。

羽咋市でも日中一時支援をしているところがあると聞きましたので訪ねました。その事業所は、作業所として開所されたのですが、障がいのある子どもの放課後支援をしてほしいという親御さんからの要望が強く、児童の日中一時支援をするようになったとのことでした。ほかにグループホームや相談活動をなさっています。児童の日中一時支援は、同じ場所では、つまり作業していらっしゃる方がいらっしゃる場所ではできないので、近くのお寺のお堂を借りておられます。

また、茨城県大子町では、社会福祉協議会が町の登録事業所として障がい児日中一時支援事業を実施しています。

障がいのある児童のいる家庭では、さまざまな事情を抱えていることをご理解いただけましたでしょうか。

今、学童保育が70人を限度とすることになり、津幡町では次々に新たな学童保育の場所がつけられたことを大変喜んでいますが、他県では、まだ大人数のままで大変だということも聞きましたので、機敏に対策を立てて実施されたことを大変高く評価しています。

それと同じように、障がいのある学童が放課後をどう過ごすか大変困っているわけですから、ぜひ手を差し伸べていただきたいと思います。津幡町の生活介護事業所での日中一時支援事業が成人の方への負担を強くないように、例えば津幡にある空いている場所を借りるなどして、

より充実できるように強く求めます。

間もなく冬休みです。そして春休み、そして夏休みとめぐってきます。子どもたちは日々成長していますので、待ったなしの事業になると思います。

平成21年度の主要な施策の冊子にも、課題として「当町では、日中の拠点となる日中ショートステイ事業や地域活動支援センター事業を実施する事業所が不足している。また、近隣市町でも同様な課題が上がっていることから市町間で協議を行い、地域の実情に応じた事業展開を考えていく必要がある」としています。利用する側から考えますと、町にあるからこそ利用できるということですので、町としての取り組みをぜひ考えていただきたいと思います。

町長の考えをお聞きいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 日中一時支援事業につきましては、自立支援法に位置づけられた事業として、障害がある方の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としており、監護する者がいないため見守りなどの支援が必要とする方を対象としております。

また、事業実施に当たりましては、必要なスペースがあり、支援を適切に行うことができる設備がある障害福祉サービス事業所等で事業が適切に行うことができると市町村が認めたものとしております。

当町では、保護者の送迎にかかる負担を勘案し、津幡町、かほく市、金沢市および宝達志水町にある9か所の事業所に委託して実施しております。10月末現在で50の方がこの日中一時支援事業を利用しており、それぞれの家庭の事情をお聞きした上で、必要とされる日数を支給決定させていただいております。

ご質問にありましたように、特別支援学校へ通学する子どもさんを持つ保護者の方にとりましては、放課後や夏休み、冬休み等の支援が必

要とされているとお聞きしましたが、日中一時支援事業を実施していく上で、子どもさんの障害の種別や状態によって支援方法が異なるため、適切に対応していくことが必要であるということから、専門知識を有する職員の確保とスペースの問題で、受け皿となる事業所が不足しているのが現状で、近隣自治体におきましても同様の課題を抱えていると聞いております。

これらの課題につきましては、一朝一夕に解決できることが困難と思われ、いましばらく時間をいただきたいと存じますけれども、今後、日中一時支援事業を実施している事業所と実施場所の問題を含めた運営面や事業費等について検討、協議を行い、利用を希望される方々のニーズや要望におこたえできるよう努力をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 先ほど特別支援学校というお話がありましたが、私がお話をお聞きしました方は特別支援学級のほうに、つまり、それぞれの町内の特別支援学級に入っている方たちのお母さんから話を聞きましたので、もちろん学校に通っていらっしゃる方の要望もあると思いますが、町内の学校に通っている方たちの子どもたちのお母さん方が実際には困っていらっしゃるということを、ぜひご理解いただきたいと思います。

先ほど、道下議員のご質問の中で、長期休業中だけでも、学童保育が使えるようにという質問がありまして、前向きに検討するというお話がありましたので、同じように障がいがあっても、やはり子どもたち、親が勤めに出ているとか親がいたとしてもやはり障がいが高くても見ていることは大変な気苦労とか思いを持っていらっしゃる方、実際には本当にいらっやうって、要望していらっしゃるわけですので、ぜひ前向きに、しかもなるべく早く、次々と長期休暇もめぐってきますので、待ったなしですの

で、ぜひ早く検討していただきますように、やはり場所をどうするかという問題が結構大きいと思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問に移ります。

(仮称) ボートピア津幡の撤回を求めます。

国道8号線横のボートピア津幡予定地の整地が今進んでいます、大変悲しい気持ちで何度も足を運んで見えています。

もともと、この事の起こりはボートピア設置の請願でした。その請願に至る過程で、説明会のあり方や委任状のとり方、決のとり方に大きな疑問を残したまま、それも何度か取り上げさせていただきましたが、どんどん進められてきました。また、町民への説明会開催についての要望も何度もありましたが、ことごとく退けられまして、説明はすでにしているということで、ボートピア設置ありきということでここまで来ました。

住んでいてよかったと言える津幡町を目指しておられる町長さんにお聞きしたいと思います。

大人の思惑でギャンブル場をつくるということが、子どもの夢をはぐくんだり、住んでいてよかったと思える津幡町をつくることになるとお考えでしょうか。何よりも、津幡町を子どもたちにゆだねていく私たち大人が、ギャンブル場を子どもたちに残すべきだとお考えでしょうか。

町長就任後、いち早くさまざまな予防接種への助成を決め、子どもたちの健康に配慮されたことを本当に喜んでおります。

ボートピア津幡が、子どもたちへの望まれるプレゼントだとお考えになっているのか、ぜひお考えをお聞かせ願ひしたいと思います。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 ご指摘のとおり、私は住んでよかったと実感できるまちづくりを目指しております。前町長も、そのまちづくりを目指して町長の職責を全うしてこられたと思っ

ております。

したがって、前町長が答弁されているとおり、私といたしましても、(仮称) ボートピア津幡に関しまして、すでに根本的な論議は終わったものと理解しております。撤回する意思は全くございません。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 私からみますと、住んでよかったと実感できるまちづくりということとギャンブル場があるということ、しかも次世代の子どもたちにそういう施設を残すということが、果たして本当に大人の責任としてそれであるのかということ、私はすごく感じています。まだ本当に設置の段階です。今から建物も建つという段階ですので、幾らでもまだ引き返すことができると思いますし、本当に町長さんが子どもたちの将来を考えたときに、津幡町に住む子どもたちのことを考えたときに、それがギャンブル場があるということが住んでよかったと言える町と両立するとお考えなのか、すいません、もう一度お願いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 私自身は、ボートピア津幡があること、ないこと、あるなしにかかわらず、住んでよかったと実感できるまちづくりというのは、あるなしに関係なしだと自分自身は思っています。

○議長【谷口正一君】 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 その感じ方は大きく違うのかもしれませんが、やはり私たちが一番考えなくてはいけないのは、子どもたちがどういう環境でこれから生活していくのか、どういうものを見ながら、大人のどういう姿を見ながら大人になっていくのかということ、本当に大事なことだと思います。

それは形にあらわれない場合、心にどういった影響を与えるかっていうことまで考えていけないといけないことだと思いますので、このことについては、まだ何度もお話をさせていただく

ことになると思います。お願いします。

これで、私からの質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で6番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、11番 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 私から、2点について質問をさせていただきます。

初めに、まちづくりカルテについて質問を行います。

矢田町長のホームページの中でライフワークは「住んでよかったと実感できる地域づくり」と書いてありました。私は今回、それに一つ提案をさせていただきたいと思います。

今、住んでいる町が、住んでみたい、住んでよかったと思える町になるために、私たちがどんなことに取り組んでいけばよいか。そのために何をしたらいいのか、そこから入りました。魅力的なまちづくりを進めるためには、一人一人の思いを地域の住民で話し合い、自分たちが目指す町の将来像を共有し、それを実現するためにみんなが力を合わせて取り組んでいくことだと感じております。

そこで提案させていただくのは、自分たちの地域を見直すことから始め、地域の魅力や課題を共有することが出発点であり、地域を知ることから始め、そして私たちが住んでいる地域がどんなところなのかを整理する資料、つまり、カルテをつくるべきだと思います。安全、安心なまちづくりカルテの作成には、私は以下の項目が必要とっております。

1つは、地区単位の人口分析、それから子ども110番の家の分布状況の調査、それから消火栓の分布状況、それから小学校通学路、道路安全施設の設定状況、そして、災害時等の避難場所、避難路および標識の設置状況、そして、ひとり暮らしの高齢者世帯、障害者世帯などが挙げられるとっております。

当町でも、洪水、地震のハザードマップや地域支え合いマップが作成されてきています。そ

の中に、一緒にまちづくりカルテも製作できればもっとすばらしい、住んでよかったと実感できる地域づくりができ上がるのではないのでしょうか。

災害が起こったとき、ペーパー、マニュアルどおりに事は進みません。行政だけでは、災害が起こったときに、また、自分たちの仕事と直面したときに、今の支援体制では私はとても心配であります。

私は、住みなれた地域で安心して暮らせる環境づくりに、ぜひともまちづくりカルテが必要ではないかと思えます。

プライバシーより命の大切さをどう住民と対処し、その取り組みが地域の住民の安心感になるのではないのでしょうか。

以上の点から、まちづくりカルテについて町長の見解をお聞かせください。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 まちづくりカルテをとのこと質問にお答えいたします。

近年、局地的に発生するゲリラ豪雨により、全国各地で多くの被害が出ております。10月20日に発生した奄美豪雨は、秋雨前線と台風13号の影響により記録的な豪雨となり、3名の死者と2,800名以上の方が避難生活を余儀なくされました。被災された方々には、心からお見舞いを申し上げます。

さて、まちづくりカルテですが、当町では防災カルテを平成12年に作成し、平成20年度作成の洪水ハザードマップ、平成21年度作成の地震ハザードマップ、また、今年度作成中の土砂災害ハザードマップ、それぞれの作成時に参考といたしております。

南田議員ご指摘の高齢世帯などの災害時要援護者について、当町では災害時要援護者避難支援プランを策定し、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、要介護認定を受けている方および障害者手帳の交付を受けている方等の支援について定めております。

現在、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯についてはすでに台帳を提出していただき、要介護者名簿に登載しております。要介護認定を受けている方、障害者手帳の交付を受けている方等の要介護者名簿登載につきましては、該当支援を希望する方の同意を得、拡充を図ることを関係部署で検討し、準備を進めているところでございます。

要介護者に対する支援は災害時のみならず、日常からの共助が大切であり、区長や民生児童委員さんを初め、町民の皆さまのご協力を得ながら、支え合いマップの作成等、安心して暮らせる町づくりに努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、南田議員が参考にされた大阪府堺市中区のまちづくりカルテは、さまざまな情報が分類、整理され、興味深いものでありました。統計資料の活用によって、いろいろなデータをグラフや数字であらわされ、地域を知ることができるよい資料であると思います。

津幡町と堺市では地域性も異なりますが、データの取りまとめの手法など参考にできることは取り入れながら、今後のまちづくりの推進に役立てていきたいと思っております。

○議長【谷口正一君】 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 住民の安心、安全というのは、一朝一夕ではできません。私、今回、堺市の文面を抜いたんですけど、またそういうのを参考にさせていただければ幸いです。

次に、2点目の質問に入らせていただきます。

遊休農地等を活用した学校ファームについて質問を行います。

学校単位に周辺の遊休農地等を活用して、児童生徒が植え付けから収穫までの複数の生育過程を体験する学校ファームを推進することを提案したいと思います。

当町では、小学校では、太白台小学校と中条小学校以外は学校田を利用した農業体験も見られますが、中学校2校にはありません。また、

中学校の職場体験にも農業体験があってもいいのではないのでしょうか。

近年、外食、中食などの増加、朝食を食べない児童生徒、でき上がった食事しか知らない子など、子どもたちの食をめぐるさまざまな課題が発生しています。一方、命をはぐくむ農作業の体験は、食の大切さを実感する絶好の場として位置づけられ、栽培過程での発見と驚き、手をかけた作物が実ったときの喜び、仲間と協力して作業する大切さなど、教育的効果は大きいのではないのでしょうか。

稲作や畑作などの農業生産体験学習を通して農作物の生産過程を学ぶとともに、農作物を大切に思う心、食べ物と健康の関係など、食育に関連した内容を学ぶことにつながります。

また、学校給食を通して自然の恵みと生産者および学校給食に携わる人々などへの感謝の気持ちををはぐくむような取り組みや楽しい食事の機会をつくることも大事だと思います。

食事の喜びや楽しさを体験し、食生活の重要性を理解できるような環境づくりをする。それから、地域における野菜収穫などの農業体験、加工体験、料理教室など、実践的な食育活動を促進する食に関する知識や技術を持つ人材を食育ボランティアとして登録し、学校教育、地域活動の場などでの食育活動支援や食生活を中心に広く町民に健康づくりに関する知識の普及を図り、望ましい生活習慣への変容を促進する学校給食や地域の農業従事者や企業等外部講師などによる出前授業、教育ファームなど、地域の食の担い手のネットワークを活用しながら豊かな体験活動をもとにした食に関する指導も大切になると考えます。

また、学校給食における地元産食材や郷土料理の活用促進を図るとともに、学校給食の意義と役割について学校給食関係者の理解を深め、学校給食の改善充実、ふれあい体験活動の推進を図り、その体験交流を通して、自然の恩恵や生産者への感謝の気持ちを育てることになりま

す。

以上のことから、遊休農地等を活用した学校ファームの提案について、早川教育長の見解を聞かせてください。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 今、南田議員がおっしゃったように、農業体験や生産活動の、その体験活動は、小学生のみならず多感な年代の中学生の心豊かにはぐくんでいく、小中学生だけでなくその人として生きていく上での非常に重要な活動であるということを自分は思っております。そういう意味で、平成23年度から実施の小学校新学習指導要領には、総合的な学習の時間において、ものづくりや生産活動など体験的な、これ小学校のものですけれども、体験的な学習を積極的に取り入れることとなっております。現在、各小学校におきましては、この新学習指導要領に対応した学習体制を整えるべく準備を進めているところでございます。来年度に向けて準備を進めているんですけども、しかし、小学校における生産活動など体験的な活動は、現在でも学校田または学級園のいずれか、あるいは両方を設置し、農作業体験活動の機会の充実を進めております。

学校ファームという名称は使っておりませんが、その活動内容、形態は、今、南田議員がおっしゃいました学校ファームに非常に近いものであるというふうに理解をしております。

また、中学校におきましても、24年度から指導要領改定になりますけども、その中の同じく新学習指導要領の総合的な学習の時間の内容の取り扱いにおきまして「自然体験や職場体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察、実験、見学や調査、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること」というふうにあります、学校でもその対応をしているわけでございますが、現時点で、中学校、両中学校の職場体験活動の中におきまして、現在では、河北潟の農家

の方々や地域の皆さまのご協力を得ながら、農業体験を希望する中学生を受け入れていただいております。

ご質問の趣旨である農作業体験活動の一層の充実を図るため、希望者だけでなく中学生も全体でその作業を体験ができるようなことができないかもひっくるめまして、地域の皆さま方のさらなるご協力をいただきながら、取り組みができるか検討していきたいというふうに思っております。

また、学校給食を通して、自然の恵みと生産者や給食に携わる方々への感謝の気持ちをはぐくむような取り組みが大事であるのご意見をいただきました。これまた、まさにそのとおりでという思いで、体験活動を重視した新学習指導要領の実施とあわせまして取り組みを進めていきたいというふうに思います。

食育活動の推進についてもご提案をいただきました。私どもは現在、食育活動の出発点は、家庭にあるとの認識のもとで「早寝 早起き あいさつ」運動とあわせて「早寝 早起き 朝ご飯 あいさつ」運動を展開し、保護者の皆さまにその重要性を訴えているところでございます。

今後も、町の健康福祉課あるいは産業経済課、JA等の関係機関、そしてまた、ボランティア団体等の方々のご協力を得て一層の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

終わります。

○議長【谷口正一君】 南田孝是議員。

○11番【南田孝是君】 再質問はありません。

よろしく願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長【谷口正一君】 以上で11番 南田孝是議員の一般質問を終わります。

次に、3番 森山時夫議員。

○3番【森山時夫君】 3番 森山時夫です。

今回は、動物愛護活動を町の政策について4点の質問をさせていただきます。

20万760、9万8,556、この数字は、日本全国における平成19年度環境省統計の猫、犬の殺処分の数であります。

特に、猫の引き取り数20万6,412頭に対し、返還、譲渡はわずか6,179頭で、97.3パーセントの20万760頭が人間の手で殺処分をしているわけです。引き取り数のうち73.5パーセントの15万1,677頭が生後3か月以内の子猫が占めており、飼い主の無責任なことがうかがえます。

薬事衛生課が調べた環境省資料によると、犬の収容頭数、これは引き取りと保護がありますけれども、平成8年度は約42万7,000頭が、平成19年に約13万頭と7割減に対して、猫のほうは平成8年度約31万3,000頭から、平成19年度は20万6,000頭、3.4割減と、犬と比較して猫は改善されておられません。猫のほうは保護はなく、飼い主が直接持ち込みます。

そうした中、ペットブームが繁栄して、今や3分の1の家庭で犬か猫を飼っていると言われていて、飼い犬は猫に比べて多いと聞きますが、実際の生存数は猫のほうが多いのではないかと。その理由は、家の中で飼育しているため、数がかめない。それと野良猫が非常に多いことです。猫は年2回から3回の繁殖時期があり、1月中旬から3月初旬、5月から6月、8月から9月にかけて交尾すれば、ほぼ100パーセント妊娠すると言われております。1回平均5、6頭の子を産んで、子猫の半数がメスとしても、1組のつがいから1年間で79頭にふえることとなります。

では、避妊、去勢をしない猫が発情期に家の外に出たらどうした行動にでるかという、特徴的な鳴き声、尿を壁などに吹き付ける尿スプレー、オス猫同士のけんかなど非常に迷惑をかけた方々も多いと思います。

また、猫は安全な高いところ、また、車のボンネットの暖かいところを好むため、よくほかの猫が愛車に爪傷をつけたり、足跡で汚したりして、人間同士のトラブルの原因になることも

しばしばあり、取り返しのつかない刑事事件に発展することもあります。

動物の愛護及び管理に関する法律があり、愛護動物を遺棄した場合は50万円以下の罰金、愛護動物を殺傷、虐待した場合は1年以下の懲役または100万円以下の罰金などが定められて、ことし6月25日に、記憶に残っていると思いますが、内灘町で、動物病院から猫の治療中に空気銃の弾丸が見つかり、当津幡署にて動物愛護法違反容疑で捜査をしました。その後、6月30日に逮捕、解決となりましたが、その間、住民も恐怖感を味わった事件でもありました。

ここで、金沢市立杜の里小学校6年生M・K君の夏休み自由研究による「人とペットの良い関係について」という題をまとめ上げた内容、これは、こういう

〔森山時夫議員冊子を掲示〕

原本を複写したものでありますけれども、非常に小学校6年生、これはじかに複写したものです。こういう資料を集めているいろいろなすごいデータを集めながらびっしりと書かれた、こういう自由研究であります。そういうものを一部抜粋して紹介をいたします。

「1年前、捨て猫を子どもが拾ってきて家の家族として迎えたとき、親子で、桐畑さんという女性の方ですけども、猫の避妊と去勢の会の代表であり、愛玩動物飼養管理士という資格を持った方のお話と紙芝居を拝見し、本人が非常に印象に残っていたやさき、本年6月に起きた内灘事件が夏休み自由研究をするきっかけとなりました。」ということで、「僕は、事件が起きてひどいなと思い、この事件で動物愛護法とは何かと思いました。

いろんな自治体もありますけども、能登のポスターを見て、その中の標語に「安楽死なんかありません。苦しみながらそれでも死に切れなかった子はそのまま焼かれるんです。あなたは命は大切だと胸を張って言えますか」とか、環境省のポスターでは「動物の遺棄・虐待は犯罪

です」そういうものを見て、悲惨な現実があることが分かった。

それで動物愛護法とは、ペットは死ぬまで大事に飼う責任、傷つけたり、殺したり、捨てたりはしないこと。ペットショップやブリーダー等に対して、動物の安全、健康を考える決まりがあります。ペットが周囲の人に迷惑をかけないように気をつける。特に、鳴き声やふん尿、野良犬、猫に困っているときのアドバイスをすること。県、市町村が、野良犬、猫の引き取り数がふえるのを防ぐために手術を進めること。やむを得ず動物を殺すときの決まりとして、できるだけ苦しくさせないこと。愛護動物は人間が飼えるペットであり、動物を捨てたり、世話しなかったり、殺傷した場合は厳しく罰せられるなど、僕はこの法律ができたのは、猫や犬を捨てたり、虐待する人が多いからかなと思った。」そうです。

石川県はどうなのかということで、「いしかわ動物愛護管理推進計画 一人とペットのよりよい関係に向けて」が平成20年3月1日より施行されております。

1番に、飼い主の社会的責任の徹底。2、ペットショップ、ブリーダーの責任の徹底。3、地域の実情に応じた取り組みの推進。4、県民と動物の安全の確保。人と動物がよりよい関係で暮らせる地域社会づくりを目指すことがあります。そのほかに、石川県動物愛護に関するアンケート資料で、1に、動物の飼育の状況、動物の種類。また2に、犬、猫による苦情件数の推移、苦情内容、迷惑の状況。3点目に、所有者明示の状況で、していない理由、また、不妊、去勢手術の実施状況。4番目に、終生飼養の状況またはやめた理由など、石川県の動物アンケート資料を調べてそこで分かったこととして、「名札のつけていない犬、猫が多く、放し飼いや迷子のペットが人に迷惑をかけ、手術をしないと数がどんどんふえる。手術をしていない飼い主が多くいるし、全体の8.8パーセントの人

がペットを最後まで見ずに捨ててしまうなど、非常にかわいそうに思う。」

これが石川県のことで、次、薬事衛生課が調べたの環境省資料においては、1番に、犬の収容頭数、返還、譲渡、致死処分数の推移とか、猫の収容頭数の推移、猫の返還、譲渡、致死処分数の推移。以上の資料を見て「猫は犬に比べて里子になる数が非常に少なく、持ち込まれるとほとんど殺される。猫は飼い主が持ち込むときに殺してくれと言って持ってくるそうです。

飼い主の問題で思ったことは、マナーが悪かったり、知識が足らなかつたり、無責任のせいで必死に生きている小さな命を人間の身勝手に殺される。悪くない動物なのにかわいそうと思う。僕も猫を飼っているので最後まで養い、金沢市小動物管理センター内での里親探しやボランティアの人たちによる多くの犬や猫を救おうと里親を探してくるのを見てすごいなと思い、僕も将来は里親を探してあげるときに一生懸命探してみます。」そういうふうに一冊の本にまとめてあるわけです。

それで、ちょっとしたきっかけで、小学生の児童が犬と猫の殺処分の数や処分方法を知ったときに強い衝撃があつて、自分なりに調査、勉強しながらまとめあげたこの夏休みの自由研究の成果は、家族や学校の担任の先生、校長先生から非常にいいことなので、この学校名、本人名を出してもよいとの了承を受け、ここに、きょう紹介をいたしました。

こうした子犬や子猫がかわいいから飼ってみようかな、そういう安易な気持ちで飼うと、成犬・成猫になり子どもを産んだとき処置に困り、捨てたり、地域センターへの持ち込みは一向に減らない現状であります。

日本では、性格など関係なく、保管の期間はおおむね3日から7日が過ぎると処分機に閉じ込められ、二酸化炭素が注入され、窒息死させます。

見学人の話によると、炭酸ガスを注入された

後、しばらくすると中で犬が暴れ出すのが聞こえて、そして次にボタン、ボタンと倒れる音が聞こえてくるといいます。また、猫のほうは呼吸が弱く少しずつ吸うため、非常に苦しみ、一定の時間でも死に切れない状態で、それでも時間がたつと焼却処分され、決して安楽死ではなく、短時間で殺処分されるだけのことです。

それでは、国外をちょっと調べてみますと、イギリスは保管期限がなく、新たな里親が見つからなくても施設内で寿命を全うすると聞き、また、ドイツでも施設に収容された動物は殺処分をすることは絶対なく、イギリスと同じく施設は最後まで面倒を見るということということです。

こうしてイギリスやドイツを含めた大部分のEU加盟国では、ペットは法令に明記され5つの自由が保障されていると言います。

その5つとは、1、飢え、渇き、栄養不足がないこと。2、不安とストレスがないこと。3、正常な行動を自由にとれること。4、痛み、我慢、病気がないこと。5、不快感がないこと。この法令を見る限り、EU諸国の犬、猫収容施設は新しい人生の希望の家でもあり、日本の収容施設は、死を待つ箱物にすぎず、悲しい現状であります。

それでは、私たちが住む県ではどうなっているのでしょうか。

石川県の平成18年度、犬の収容頭数792頭、そのうちの388頭、49パーセントが致死処分され、猫のほうは収容頭数が1,961頭に対して1,929頭、約98パーセントが致死処分のそういう統計があります。ということで、猫はほとんど保健所に持ち込まれると致死処分されていることになります。

では、津幡町にある河北地域センターによると、平成21年度に町内からの引き取り、平成20年10月1日より子犬・猫は1頭400円、成犬・猫は1頭200円の有料となっているそうです。犬が15頭、猫が102頭、これが津幡町からの引

き取り数です。河北郡市全体でも、犬が31頭、猫が230頭引き取りがあって、この数字がほかの自治体に比べて多いとか少ないとかという問題でなく、ペットはもはや社会の一員であり、こうした悲惨な状況を繰り返す飼い主の意識改革は町政で真剣に取り組まなければ一向になりません。

国内でもすばらしい成果を上げている自治体があります。それは熊本県熊本市で、以前から動物法ニュースで報じられていますが、市政の一環として取り上げ、推進し、動物愛護センター、民間のボランティア団体の協力を得て連絡を密に取り合い、官民こぞって努力した結果、年々成果があらわれ現在に至ったようです。5、6年前までは他の自治体と同じく悲惨状態であり、2007年度には猫で引き取り数が560頭、08年度は318頭、09年度は268頭。譲渡数のほうは、2007年178頭、2008年が205頭、2009年が222頭。殺処分は、2007年は382頭、2008年が70頭、2009年が7頭。この数字を見る限り、引き取り数が減り、譲渡数がふえ、殺処分がゼロに近づいているような状態です。犬も同様で、2009年には殺処分がわずか1頭であった。こうした実績を持つ自治体も、国内には存在をしております。また、成果も上がっております。

我が町でも真剣に町の政策に取り入れ、推進する時期であると考えております。

質問に入りますが、1点目は教育長にお伺いをいたします。

年間に国民に周知徹底を図る運動週間や月間がありますが、その期間を利用してより多くの町民に知らせる会場として文化会館シグナス内展示ギャラリーがあります。その期間中に展示できるよう指定予約、そういうものがないものか、教育長にお伺いをいたします。

○議長【谷口正一君】 早川教育長。

○教育長【早川尚之君】 森山議員の文化会館シグナスで動物愛護週間期間内に犬、猫のパネル展示を実施できないかのご質問にお答えい

たします。

ご存じのように、文化会館シグナスには作品展示ギャラリーが1階と2階にあり、主に町内の各種文化団体やグループの作品発表の場として最長2週間無料で利用していただいております。

貸し出しに際しましての予約は、使用する期間の3か月前のその期間の属する月の初日から受け付けをいたしております。受け付け初日に申し込み期間が重なった場合は、その団体グループ同士の抽せんとし、受付日の2日目以降は先着順、早く申し込んだほうが優先権を持つというやり方で行っております。

今回の件につきましては、行政が施策の一環として行うパネル展示の場合、その1年前から先行予約をすることができるというふうに行っております。

したがいまして、この件で具体的に申し出があれば、その対応につきまして関係部局と協議させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 森山時夫議員。

○3番【森山時夫君】 ありがとうございます。

指定予約ということで、ほかの関係者にも迷惑をかけないようできる限りそういう方法があるということを伝えたいと思います。

次に、2点目でありますけども町民福祉部長に質問をいたします。

小さな命の大切さを幼児や児童に知ってもらおうと、平成19年度より先ほども言いました猫の避妊と去勢の会代表であります桐畑陽子さんという方が紙芝居、テーマは「共に生命 嫌い？ボクのこと」、共に生きる大切さを物語風の内容で、これまで金沢市、小松市、白山市、野々市町や内灘町、かほく市、かほく市では保育園全園を巡回したそうです。100回を超える盛況であり、ぜひ津幡町にもそういう紙芝居やお話を保育園を対象に取り入れたらどうかとい

うことで、新聞でもこういう

〔森山時夫議員新聞を掲示〕

紙芝居のどういう趣旨だという報道もされていきますし、ここにも

〔森山時夫議員新聞を掲示〕

今まで行った金沢市、小松市の一覧、何月何日にどこで行ったかということも書いてあります。まだ津幡には、これを見ると、まだ一回も巡回をしてもらったことがない。いろんな話を聞くと、人間、小さな命を守ること、子どもに対し非常に効果的であると伺いました。

そこで、ことし津幡町の保育園にもそういうことが取り上げられないか、町民福祉部長にお伺いをいたします。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 近隣市町の保育園などでは、金沢市の猫の避妊と去勢の会の代表で、愛玩動物飼養管理士の桐畑さんたちによる犬、猫の命の大切さを伝える紙芝居等が多数開催されているようでございます。当町では開催されたということは聞いておりませんが、私たちが真剣に動物も含めた命の大切さを考え、大人として恥ずかしくない行動を示すとともに、未来ある子どもたちのために命の大切さを知り、生き物と共存できる社会をつくる教育が必要であると思っております。

現在、各保育園では絵本やビデオ、そして紙芝居等を使って、園児はもとより保護者を交えての命の大切さなどを伝える情操教育を定期的に実施しております。

ご提案の紙芝居やお話につきましては、内容等を検討させていただき、各保育園などへ提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長【谷口正一君】 森山時夫議員。

○3番【森山時夫君】 ありがとうございます。

それでは、またそういう前向きに検討していただいて、私も少しでも協力したいと思います。

3点目も町民福祉部長にお伺いしますが、前文で述べたように、犬、猫の河北地域センターへの持ち込みが減らない状況、動物愛護に関する情報を広報つばたにおいて記事を連載し、飼い主の周知徹底を図ることを提案いたしますが、ここにいろいろなパンフレットや資料がものすごくあるわけなんです、そういう情報源は必ずそろそろと思います。

そういうことで、今後広報つばたに連載して載せることができるか、できないかをお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 焼田町民福祉部長。

○町民福祉部長【焼田新一君】 犬、猫の飼い方につきましては、幾度か広報への掲載や各区へ回覧文書の配布を行っておりますが、殺処分を減らすことについての広報は行ったことはないと思っています。

現在、石川県獣医師会において、獣医師会所属の動物病院のネットワークを活用して、迷子探しや里親探しなどを行っております。

当町といたしましても、今後獣医師会や保健所との連絡をさらに密にし、このような情報の収集を行いながら、連載というわけにはいかないかもしれませんが、適宜、広報等で情報提供を行い、犬、猫などの殺処分の減少に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長【谷口正一君】 森山時夫議員。

○3番【森山時夫君】 以上、前の3点の非常に前進的な回答をいただきました。

最後に、総括をいただく意味で矢田町長にお伺いをいたします。

前文をお聞きになって現状が分かったと思いますが、実際に飼い主任せになっていること、また、行政でためらいもなく致死処分を行っていること、非常に社会問題になるほど悲惨な状況にあります。

日ごろよりボランティア団体や動物保護センター等が懸命に活動を行っておりますが、どれ

だけのノウハウの知識があっても活動には限界があります。自治体ごとに官民連携した取り組みでなければ前進は望めません。「動物愛護の町つばた」を合い言葉に、町民一体で推進できる政策を望みますが、町長としての見解をお伺いいたします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 現在、犬につきましては狂犬病予防法により登録制度や飼い方など一定のルールが設けられておりますが、猫に関する法律は存在せず、飼い主の方々のマナーに任せている状態となっております。

そのため、犬のように登録制度もない猫が迷子になってしまうとなかなか飼い主のもとに戻ることは困難であり、さらに放し飼いが多いため、他人の敷地に入り込んでふんや尿をするなど、周辺住民の方々の悩みの種となっているのが現状であります。また、猫自身も車にひかれるなどして道路上で死んでしまうケースが少なくありません。

このように、飼い主や猫にとっても、また周辺住民の方々にとりましても、飼い方についての制度整備がよりどころとなるものと考えております。

私どもの自宅の近くにも、放し飼いの猫といいますか、猫を飼っているご家庭がございます。時期になりますと大きな声を出して鳴くと、ある意味では、ある程度は分かるつもりでございます。

先進事例として、静岡県三島市のように猫の登録制度を導入している自治体もあるようでございます。

本町といたしましても、これらの事例を参考にした上、住民の皆さまのニーズや登録による効果、コスト、効率的な事務の運営など、また先ほどの質問にありました殺処분을減らすための広報などによる広まりも考慮しながら検討していくとともに、国や県に対しまして法律や制度の制定を働きかけていきたいと考えております。

す。

○議長【谷口正一君】 森山時夫議員。

○3番【森山時夫君】 ありがとうございます。

このように猫や犬、殺処分されるようなそういう猫や犬だけではありません。中には、救助犬や盲導犬、猫にも駅長になっている猫もいますし、宝くじの招き猫など、非常にすばらしい猫や犬、コマーシャルに出ている犬もいますし、そういうすばらしい犬、猫もいますことを踏まえて、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で3番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

次に、17番 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 4時40分になりました。しんがりでございます。

最後の質問、通告がありましたように、イノシシ対策について、町長、部長でもいいんですけども、課長に答弁をお願いします。

まず、イノシシ対策についてということで、昨年も一般質問をさせていただきました。

議会の質問要旨には5、6点いろんなことを含めて課長に答弁するように通告をしてあります。簡単に言うなれば、先ほど午前中の酒井議員や角井議員がいろんな面での有害鳥獣駆除に対する質問がございました。私は重複する部分が多ございますので、あまりしませんけども、多分、新聞等で見る限り去年度よりも本年度は被害が多いだろうと。

ただ申し上げれるのは、新聞紙上の統計や市町村の情報より以上に報告外被害がおそらく3倍も5倍もあるであろうというふうに私は考えております。

そういったことも考え合わせると同時に、質問事項にもありますが、去年度はたしか杉本部長が、助成金制度については今年度中に何か対応を考えたいという答弁だったかと思いますが、その後の対応はどのようになっているのか。

そしてまた、角井議員や酒井議員の質問の中にも重複するわけですが、現在、町内あるいは郡内の猟友会の会員は減っている。以前の、30年くらい前からの3分の1から4分の1になっている話も聞いております。

ところが、ここ数年前から県下でのイノシシ被害あるいはクマの被害などで県の農林部あるいは町の農林課等からいろんな対策の話が出ております。

申し上げるまでもなく、猟友会の会員が少ないということで、ぜひ会員をふやそうということから試験制度をかなり変えられました。法律的には、今まで猟友会は猟銃が主体でありましたけれども、特に網とかわなという制度ができております。もちろん、私どもの区長のほうにも、ぜひ免許を取ってほしいという申請もありました。

そういったときに、この前も話しましたが、免許を取るときには2日間かかりますし、少なくとも2日間の講習に行きますし、費用的にも結構かかります。

そういうことを勘案した時に、笛を吹いて、農家から私もそれではということで免許申請したり、受験するわけですが、これはあくまでも自分だけの趣味やそういうことで取る狩猟免許ではありません。

実際に自分らの地域の集落や自分自身の畑が有害鳥獣に侵されることを防ぐ、そういう目的で取るわな免許であります。

そういった自主的に県や町の要望にこたえながら自主的に免許取得しようという個人や集落で、その農地を守ろうとする集落に対する町側の助成体制といいますか、そういったものを前回の一般質問で求めましたが、その後どういった協議がなされて、どう考えておいでなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長【谷口正一君】 榊田産業経済課長。

○産業経済課長【榊田和男君】 谷下議員のイノシシ対策についてのご質問にお答えいたしま

す。

まず、本町の被害は去年と比べてどれくらいふえたかのご質問でございますが、去年は8集落から被害報告を受けており、被害面積7アールで、作物では豆、水稻が主なものでございました。ことしは14集落から被害報告を受け、水稻、タケノコなど140アール余りの被害が確認されておりますので、6集落増加し、被害面積にして133アールの増が確認されております。

次の質問ですが、来年度以降ふえると思うか、減ると思うかのご質問でございますが、これまでの状況および地球の温暖化などを考えますと、増加すると私は思っております。

次の質問ですが、農家は自主対策に苦勞しているが他市町のように助成金を出す考えはないかのご質問でございますが、現在、国に防護柵に対する補助制度があります。これを活用して集落ごとに効果的な対策を講じてまいりたいと考えております。

次のご質問ですが、国、県からきている予算を今はどのように使っているか。そして、どのくらいで成果はどうかのご質問でございますが、県からの予算はございませんが、国からの予算は河北郡市有害鳥獣対策協議会で受けております。今年度は、330万円交付予定であり、この交付金を1市2町で捕獲おりの新設、有害鳥獣駆除等業務委託、被害防除研修等に使用しております。

成果はどうかのご質問につきましては、イノシシおりを購入して、おりの設置要望のあった集落に設置した結果、去年は1頭しか捕獲できませんでしたが、ことしは、12頭捕獲しております。

次の質問ですが、郡内、町内の猟友会の会員はどれくらいか。今後、猟友会のみでは対応できないのではないか、どうするかのご質問でございますが、まず、郡内の猟友会の会員は70人、そのうち町内の猟友会の会員は51名でございます。

今後、猟友会のみでは対応できないのではないかとのご質問でございますが、先ほど町長が角井議員にお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

○議長【谷口正一君】 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 要所を申し上げますでしたが、通告どおり答えていただきましてありがとうございます。

私は、結果的には猟友会も大切ですし、ただ、やはり農家は、自分の土地を守るためには必要なそれなりの努力をするのは当たり前だろうというのは私の自論であります。

今日をみてみますと、国からきた予算は、すべて河北郡の協議会のほうへトンネルで渡してしまう。しかも、それはすべて猟友会の活動の一端になっている、そういうのも現実だと思います。

私は、決して猟友会を恨んだり、ひがんだりするつもりはありませんし、やはりこれから地域を自分らで守ろうとする農家の皆さんと協力し合いながら、このイノシシあるいは有害鳥獣というものに対する対策を真剣に考えている。

私は、助成金につきましても金額の多少は申しません。ただ、行政も一生懸命になっている。猟友会が一生懸命になっているのは分かる。行政が一生懸命になっているということ、農家の皆さんにも認識してもらいながら一緒になって心配をしましよと、協力し合っていきましようという姿勢を見せることのほうが大事であろうというふうに思っておりますので、今後ともそういった考え方でぜひ農家の皆さんが安心、安心はできませんけども、去年も申しあげました。対策をしても決してイノシシに勝つことできない。量は年々ふえると思います。

しかしながら、みんなで守ることによって、畑、田んぼの生産意欲が低下しないような姿勢というものを行政が見せるところに意義があるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

もう1点、これもイノシシ関連ですけども、町長は県のほうにおいでしましたので、ちょっと大きな話をさせてもらいます。

言うまでもなく、免許制度についてであります。

農家の私も去年、免許を取らせていただきました。知事からわなの免許を取得しても毎年8,200円の目的税といますか、県税を、狩猟税をとられます。そしてまた、1,800円の狩猟するという登録費を求められます。そしてまた、午前中に酒井議員が言われたように3,000万円以上の保険に入るか、資産証明を持ってこなければ免許を取っても狩猟はさせない、そういう制度になっています。

私が思うに、農家の人が自分の地域の山や畑を守るのにわなをかけて守る免許に対して、目的税である県税を取らなければならないのか。登録費1,800円については、やはり、狩猟というそういうことに取り組む人の人数あるいは状況等を掌握するためある程度は必要だと思いますけども、8,200円の県税を取ることにについては、私は非常に疑問を持っています。そしてまた、銃と違ってわなです。

しかも、法律的には直径12センチ以下のわなを仕掛けるのが、わな猟なんです。人の命とひきかえるような重大事件は起きないと思います。3,000万円以上の保険に、狩猟保険に入らなければ狩猟させないことについても、少々の疑問を持っています。そういったことは、我々地方議会が云々しても、だめなようでございます。通産省とか環境省は、こういった規定はあまりしておりません。ほとんどが猟友会と石川県の中で協議されて、今日までこの制度に対する運用がなされておるようでございますので、ぜひその点について町長に県なり、知事なりにそういった点の不合理な点を申し上げていただいて、みんなが一緒になって自分の土地を守るための件で目的税だけは減額もしくは取らないような措置を講じていただきたいと思いますが、町長

の見解をお願いします。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 まず、農家が知事からわな免許を取得しても毎年8,200円の県税と1,800の登録費と3,000万円以上の狩猟保険に加入しなければ自分の田畑にわなを仕掛けることができなくなっているが、銃を持たないわな免許者に対しては特に3,000万円以上の保険または3,000万円以上の財産証明が必要とは思えないがどう思うかとのご質問でございますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律および施行規則に規定されており、法律で規定されておりますので、法に準じていただく以外にないんではなかろうかというふうに私は思っております。

また、県税は目的税であり、自分の集落や田畑を守るのに税を取り上げること自体おかしいのではないかと。重税だと思うがどうかとのご質問でございますが、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用として地方税法に規定されておるものでございます。

また、猟友会に加入しなければ6月から11月まで猟ができないのは意味がないと思うがとのご質問でございますが、狩猟期間は11月15日から2月15日までと法律で規定されております。ただし、農協および町において有害鳥獣捕獲許可を得て駆除することができることになっております。これも法律で規制されておりますので、法に準じていただきたいというふうに思っております。

なお、蛇足になるのかもしれませんが、最初の、この前の質問に榎田課長が答弁いたしましたけれども、イノシシにつきましては、石川県においてはおよそ10年ほど前に加賀市のほうで、山間部のほうで初めてイノシシの被害が発生いたしました。以後、小松のほうからずっと北のほうに上がってきまして、ことしはなんと奥能登のほうでもイノシシの被害が確認をされております。この金沢市を中心としたこ

の近辺にあっては津幡町にイノシシ被害が多く、特に河合谷地区で多かったということは仄聞しているところがございます。

先日、県の佐藤農林水産部長にお会いした時に、イノシシ対策ということをお願いいたしました。その折には、昨年2,000万円からことしは1億円になった。何かといいますと、私は、それ以上詳しく聞かなかったのですが、防護さくの補助金であろうというふうに思います。水稻の金額も値段も下がっている折であるから農家には大変厳しいので、できるだけ防護さくについては、国、県のほうですべてやってほしいというお願いもさせていただきましたけれども、そのように佐藤部長の答弁ではできれば農家にも負担していただきたいなというようなご答弁であったということだけ報告をさせていただきます。

○議長【谷口正一君】 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 ありがとうございます。

ただ申し上げたいのは、私も申し上げましたが、猟友会制度は全国で法律と申しますか、条例と申しますか、規則と申しますか、約束事と申しますか、全国すべての県は決して同じではありませんし、猟友会を管轄します環境省や総務省あたりも見解がかなり枠が広がっております。

県の猟友会と管轄する所轄庁の考え次第であるというふうに環境省のほうからの見解も私は聞いております。石川県の猟友会もそういった現実にあった猟友会にぜひしていただきたい。後にも町長さんが言われたように、先般、私の集落に鳥獣保護区という看板を立ていただきました。その中に、括弧をしてイノシシは除くと書いてあります。イノシシというのは、特別な存在だったんだ。しかも、その看板は河北の猟友会の方が立てていかれました。そういうイノシシと地域住民との関係、猟友会との関係というのは、そういう関係であるというところに非常に難しい面もございます。

前向きな農家に対する助成。私は、自分の土

地を守るのにすべてを云々と言うつもりは毛頭ございません。冒頭に申し上げましたように、町もこれだけのことを、これくらいのことは考えているよという、そういう姿勢がほしいということをお願いしております。

先ほどの課長の3百何十万の交付税、目的交付税と言いますか、結果交付税と言いますか、そういうものの使用も単純に猟友会にすべてお任せするのではなく、そういった気配りのある予算の使い方をぜひお願いを申し上げて、私のイノシシに対する質問を終わります。

もう1点。本議会の冒頭から酒井議員や角井議員がおっしゃいました。副町長さんには、一昨日の新聞で拝見いたしましてびっくりいたしました。その前に私は、議会の一般質問として通告をしてありましたので、あえて申し上げたいと思います。ただ、酒井さんや角井さん同様、副町長には長い間ご苦労さまでございました。

私も申し上げるまでもなく、青年団時代からおそらく40数年間、いろんな面でご協力や相談にも乗ってもらいました。特に、農林課に所属のころは当河合谷地区の農林行政に対してもあらゆる面でご尽力、ご協力いただきましたこと、この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

新聞にでた限りにおいては、そのとおりの結果が6日にあるようでございますので、労いの言葉を一言申し上げながら、ただ、私もこういう立場でございますので、言いにくいことを言いにくい人に言いにくいところで言うのが仕事であるということ肝に銘じまして、先般、実は全員協議会の席で少しだけさせていただきます。

ただ、今の町長さんをご存じないかもしれませんが、私は過去2回ほど全協でこの森林公園地域振興会に津幡町がどの程度関与すべきかということについて、疑問を投げかけた覚えがございます。

私は前の森林公園地域振興会の会長がおやめになるその前から、矢田副町長にあの当時、昭

和45年前後のころから森林公園地域振興会のあり方について、そしてまた、発足当初からも先輩の中村与作議員や理事として務めておいでた石本さんや中村議員からもいろんな話を聞いております。

言うまでもなく、地域振興会というのは、その地域の土地提供者とその地域住民らが森林公園に土地を売却したことによって、いろんな面で仕事も失われるし、何とか雇用の面からも残していただいて、森林公園対策委員会をつくっていただいて、私たちも公園の草刈りや何かに使っていただきたいというような話から立ち上がったというふうに記憶をしております。

もっと大きく言いますと、250円で買った土地が、交渉の次第によっては500円まで県が予算を付ける。その250万円の一部は個人に返されましたけども、個人に返されない部分についてそれを運用資金としながら地域振興会というものを盛り上げていこうということででき上がった制度だと認識しております。

そういうことからして、私は時折、町のほうにもうそろそろ30年もたったら、町は当初立ち上がりとかいろんな相談に乗るべくして、農林関係部課長あるいは町のほうから助役さんがということで役員会の中に入っています。そのうち議員は出なくなりました。

先般の副町長の答弁では、法律的にも何ら問題がない。定款には学識経験者ということで上がっております。それは町との申し合わせなんですけども、町のその当時の助役を迎えることについて、あるいは農林課長、その当時は課長しかおりませんけども、迎えることにおいて、そういった定款内容になっていたはずでございます。

ところが、先般の松本振興会長がおやめになった後に突然、県の行政指導とか口頭指導だと思えますけども、町からぜひ責任ある人を立ててほしいという要望のもとに、私になりましたという話がありました。

それはそれで一部認めるとしても、私の感覚からすれば、やはり通告にも書いてありますとおり、今、森林公園地域振興会は、皆さんご存じのとおり食堂にも一時頑張っておいでましたし、ボート競技場やアーチェリー、そしてまた、今残っていますミニゴルフ場等も森林公園が管理しております。経営の内容の云々については申し上げる気持ちは毛頭ございませんが、そして昨年度から1億1,500万円で管理全体を県から委託業務されました。これは、金沢森林組合のエコグループと一緒に受けているわけでございますけれども、責任、やはり委託業務の責任の判こといいますか、最高責任者は振興会の会長ということになっております。

運営については、いろんな方がそれなりにお互いに協力しながらやっている。

私は、少なくとも町の執行部のナンバーツーがこういった民間に近い団体の、しかも人事権と執行権のある、予算的にもおそらく2億円近くの予算が費やされているのではないかと思いますけど、そういったところに執行部から顔を出す。無報酬といえども余りいいことではないと思っております。

やめられると聞いて、それじゃ今後どうなるのかなということも心配いたしますし、土地も提供もしておいでない副町長が、有識者という形だけでその人事権や執行権のある職務につかれることについては、私は疑問に思っておりますので、その辺に対するご答弁をこれは町長に、町長になってますかねこれ。町長ですね。

そういったことに対する見解を町長に求めたいと思います。

○議長【谷口正一君】 矢田町長。

○町長【矢田富郎君】 森林公園地域振興会のことにつきましては、今、谷下議員のほうからルール説明はあったところでもございますので、私自身は地域振興会につきまして説明するつもりはございません。

ただ、昨年から森林組合とのエコグループで

指定管理者になったという中で、県のパイプがこれまで以上に強くならなければならないということもあって、そういうふうな人事があったというようなことも聞かされております。ただ、私自身は申し訳ございませんけども何らそこには関与しておりません。森林組合の副組合長ではございますけれども、そういうところには入っておりませんし、私自身は理事でも何でもございませぬので、関与してないということだけはお理解を賜りたいというふうに思います。

それともう一つ、谷下議員も言われましたけれども、役場の職員、特別職であるということであるがゆえに報酬がないということでございます。地域振興会自体も決して運営が十分ではないと、金銭的に、というふうにも聞いております。

その中で、これまでの会長さんが、私どれだけの報酬をもらっておいでたのかという詳しいことは分かりませぬけれども、無報酬の副町長になったということにつきましては、森林公園地域振興会の運営に少なからず役に立っていると私は思っているところでございます。

それともう一つ、私のほうから言うことではないのかもしれませんが、全協の折の話も谷下議員から出ましたけれども、その折にも話は出ておりましたけれども、理事の皆さん方の互選の上で会長になったということは、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長【谷口正一君】 矢田副町長。

○副町長【矢田征夫君】 農林課長時代は大変河合谷によく行ったなという思い出があります。地区民の皆さまにもかわいがっていただいたということで感謝申し上げたいと思います。

それで、森林公園地域振興会の人事権のある会長職に副町長がなっているが人事権と執行権を持つ会長に副町長がなるのはおかしいとのお質問でございますが、平成20年3月に前会長が体調不良を理由に辞職されたことに伴って、津幡町職員3名を含む16名の理事の総意によりま

して、私が平成20年6月から会長代行に、そして、平成21年6月から会長に就任をいたしております。

人事権や執行権については、当然のことながら会長である私の名において執行しているものでございます。

終わります。

○議長【谷口正一君】 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 言うまでもなく、私も議会も民間の森林公園地域活性化委員会ですから、内容等については、運営等については物申す立場ではございません。そういったことを含めながら、副町長あるいは町長の考え方をただしたにすぎませぬ。

今後は、森林公園地域振興会がそれなりに立派に成果を上げていくことを祈りたいと思えますし、副町長にも今後は元気で、町政の一員としてしっかり頑張ってもらうことをお願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長【谷口正一君】 以上で17番 谷下紀義議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<あいさつ>

○議長【谷口正一君】 ここで、12月5日をもって任期満了により退職されます矢田副町長から退任のあいさつの申し出がありましたので、これを許可します。

矢田征夫副町長。

○副町長【矢田征夫君】 ただいま、議長さんより退任のあいさつの許可をいただいて大変感謝しております。

私、昭和40年5月に役場に奉職をいたしました。きょうまで、45年と7か月という長きにわたって奉職をさせていただいたことに感謝申し上げます。

この間、5人の町長さんに仕えさせていただきました。久世嘉世さん、酒井長寿さん、そし

て矢田 剛さん、村 隆一前町長さん、そして現在の町長さんでございます。

私が40年に入った折には、津幡町の人口は2万2,000足らずでした。そして、その当時津幡川のはんらんというのは毎年毎年起こってありました。そして、40年7月には市谷の地すべりというものがありました。本当にあの現場へ行って、ポールを持って走っている、そういう日々の連続でございました。そういうこともあって、各地区で大変お世話になった区長さん、そして町民の皆さんにお世話になったなと思っております。

そして、昭和45年大阪万博があって、大変景気もよくなってきたなという折に、矢田元町長さんが就任をされて、道路、水、教育という3本の柱を町政の柱にして町政を果敢に進められました。私は、道路というのは人間という手足であったり背骨であったりすると思います。それから、水については大切なものでございまして、それを86集落くまなく施した。そしてまた、教育については、やっぱり人間生きていく上で大変大切なものであると。そういった中で、それぞれの地域で学校を建てられ、そして公民館を建設された。私は、大変すばらしかったなと思っております。

そして、高度経済成長、それからバブル経済、そしてまたバブルがはじけるといふ、そういう時代も経てきております。

そしてまた、その後を引き継いだ村元町長さんには、役場は町の一番のサービス企業でなければならないという、そういったことで行財政改革、それから職員の意識改革、組織改革をされました。職員の目線は、常に町民と等しくなければならないということを本当に教えられました。私自身、大変すばらしい教えをいただいたと思っております。

今現在、矢田町長さんですけども、住んでよかったまち、住んでみたいまちづくりのために本当に熱い思いで実践、行動をされております。

それで私は、津幡町の発展を確信をしております。

こうした津幡町の進展にお手伝いできたと、本当に少しですけども、できたということにうれしく思いますし、感謝申し上げたいと思います。

ちょっと個人的な話になりますけど、私今、還暦野球というものに入っております。津幡町の一野球人として還暦野球に入っておりますが、今の心境を野球で例えますと、いろいろなポジションを経験させていただきました。そして、さわやかな気持ちでこのグラウンドを後にできるといふことに大変うれしく思っております。

そういった環境をつくっていただいた町長さん初め、議員各位の皆さん、そして町民の皆さんに感謝を申し上げてごあいさつとさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。

(拍手)

<閉 議>

○議長【谷口正一君】 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

12月4日および5日は、休日のため休会といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、12月4日および5日は、休会とすることに決定しました。

次の本会議は、6日午前10時に開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後5時18分

平成22年12月6日(月)

○出席議員(18名)

議長	谷口正一	副議長	南田孝是
1番	荒井克	2番	中村一子
3番	森山時夫	4番	角井外喜雄
5番	酒井義光	6番	塩谷道子
7番	多賀吉一	8番	向正則
9番	道下政博	10番	鈴木準一
13番	山崎太市	14番	洲崎正昭
15番	長谷川恵子	16番	河上孝夫
17番	谷下紀義	18番	中田健二

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	総務部長	坂本守
総務課長	長和義	企画財政課長	岡本昌広
監理課長	大田新太郎	税務課長	河上孝光
町民福祉部長	焼田新一	町民児童課長	瀧川嘉孝
保険年金課長	岡田一博	健康福祉課長	板坂要
環境安全課長	竹本信幸	産業建設部長	川村善一
産業経済課長	榊田和男	都市建設課長	岩本正男
上下水道部長	村田善紀	料金課長	太田和夫
上下水道課長	石庫要	会計管理者	北野力
会計課長	橋屋俊一	監査委員事務局長	大坂茂
消防長	高森良昭	消防次長	國本学
教育長	早川尚之	教育部長	藤本英幸
学校教育課長	八田信二	生涯教育課長	宮川真一
河北中央病院事務長	東本栄三	河北中央病院事務課長	酒井菊次

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議会事務局長補佐	高山真由美
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
財政係長	杉田純也		

○議事日程（第2号）

平成22年12月6日（月） 午前10時開議

日程第1 同意第4号 津幡町副町長の選任につき同意を求めることについて および
諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて
（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<開 議>

○議長【谷口正一君】 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

<会議時間の延長>

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<同意・諮問>

○議長【谷口正一君】 日程第1 本日、町長から提出のあった同意第4号 津幡町副町長の選任につき同意を求めることについて、諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを一括して議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。
矢田町長。

〔町長 矢田富郎君 登壇〕

○町長【矢田富郎君】 本日、追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明申し上げます。

同意第4号 津幡町副町長の選任につき同意を求めることについてでございます。

本案は、12月5日に任期満了を迎えました矢田征夫氏の後任として、坂本 守氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてでございます。

本諮問は、平成23年3月31日で任期満了となります銘形法成氏を引き続き推薦いたしたく、

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

<質疑・討論の省略>

○議長【谷口正一君】 お諮りいたします。

同意第4号および諮問第2号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、以上の2件については質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 同意第4号 津幡町副町長の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17名 不起立者0名〕

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、同意第4号は同意することに決しました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり異議なき旨答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、異議なき旨答申することに決しました。

<あいさつ>

○議長【谷口正一君】 今ほど副町長に選任、同意されました坂本総務部長からあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

坂本総務部長。

〔総務部長 坂本 守君 登壇〕

○総務部長【坂本 守君】 ただいま、議長から許可をいただきましたので、一言ごあいさつをさせていただきます。

今ほどは、副町長選任の同意案件につきまして議員の皆さま全員にご同意を賜り、本当に感謝いたします。

副町長の職につきましては、私にとって本当に身に余る光栄でありますと同時に、その職責、責任を考えますと、身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではございますが、今まで培ってきた経験を最大限に生かし、矢田町長を支え、職員とともに矢田町長の目指すまちづくり実現のために、さらに、町民の皆さまの幸せの追求のために、誠心誠意、粉骨砕身頑張る所存でございます。とはいえ、まだまだ未熟で若輩者でございます。どうか議員の皆さまにおかれましては、今まで以上のご指導、ご鞭撻、そしてご協力を私に賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。 (拍手)

<閉 議>

○議長【谷口正一君】 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、12月7日から12月9日まででは休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

したがって、12月7日から12月9日までは、

委員会審査のため休会とすることに決定しました。

次の本会議は、10日に開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時06分

平成22年12月10日(金)

○出席議員(18名)

議長	谷口正一	副議長	南田孝是
1番	荒井克	2番	中村一子
3番	森山時夫	4番	角井外喜雄
5番	酒井義光	6番	塩谷道子
7番	多賀吉一	8番	向正則
9番	道下政博	10番	鈴木準一
13番	山崎太市	14番	洲崎正昭
15番	長谷川恵子	16番	河上孝夫
17番	谷下紀義	18番	中田健二

○欠席議員(0名)

○説明のため出席した者

町長	矢田富郎	副町長	坂本守
総務課長	長和義	企画財政課長	岡本昌広
監理課長	大田新太郎	税務課長	河上孝光
町民福祉部長	焼田新一	町民児童課長	瀧川嘉孝
保険年金課長	岡田一博	健康福祉課長	板坂要
環境安全課長	竹本信幸	産業建設部長	川村善一
産業経済課長	榊田和男	都市建設課長	岩本正男
上下水道部長	村田善紀	料金課長	太田和夫
上下水道課長	石庫要	会計管理者	北野力
会計課長	橋屋俊一	監査委員事務局長	大坂茂
消防長	高森良昭	消防次長	國本学
教育長	早川尚之	教育部長	藤本英幸
学校教育課長	八田信二	生涯教育課長	宮川真一
河北中央病院事務長	東本栄三	河北中央病院事務課長	酒井菊次

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹田学	議会事務局長補佐	高山真由美
総務課長補佐	田中健一	行政係長	田中圭
財政係長	杉田純也		

○議事日程（第3号）

平成22年12月10日（金） 午後1時30分開議

- 日程第1 認定第1号 平成21年度津幡町一般会計決算の認定についてから
認定第14号 平成21年度津幡町水道事業会計決算の認定についてまで
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 議案第75号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第6号）から
議案第87号 町道路線の認定についてまで
請願第19号から請願第29号まで
(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 議会議案第14号 米価下落への緊急対策に関する意見書から
議会議案第16号 津幡町議会改革検討特別委員会規則についてまで
(質疑・討論・採決)
- 日程第4 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(採決)

○議事日程（追加第1号）

- 日程第1 選任第4号 津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任について
- 日程第2 議会議案第17号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書から
議会議案第20号 TPP交渉に関する意見書まで
(質疑・討論・採決)

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

<開 議>

○議長【谷口正一君】 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<議事日程の報告>

○議長【谷口正一君】 本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

<会議時間の延長>

○議長【谷口正一君】 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<議案等上程>

○議長【谷口正一君】 日程第1 9月議会定例会より継続審査となっております決算審査特別委員会における認定第1号 平成21年度津幡町一般会計決算ほか、認定第2号から認定第12号までの特別会計、認定第13号および認定第14号の事業会計のそれぞれ決算の認定についてを議題といたします。

<決算審査特別委員長報告>

○議長【谷口正一君】 これより本件に対する委員長の報告を求めます。

南田孝是決算審査特別委員長。

〔決算審査特別委員長 南田孝是君 登壇〕

○決算審査特別委員長【南田孝是君】 ただいま議題となりました平成21年度決算の認定につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過および結果についてご報告いたします。

本特別委員会に付託された案件は、平成21年度津幡町一般会計決算のほか、11特別会計決算および2事業会計決算の認定であり、さきの9月議会定例会で付託され、閉会中も継続して審査することとされたものであります。

これら各会計決算の審査につきましては、去

る10月14日から11月18日までにかけて委員会を開催し、決算書、事項別明細書、主要な施策の成果、各種報告書および監査委員の審査意見書などに基づき、関係当局から詳細な説明を聴取し、予算執行が適正かつ効率的に行われたかについて慎重に審査したところであります。

その結果、平成21年度の一般会計、国民健康保険特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、バス事業特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計、河合谷財産区特別会計、国民健康保険直営河北中央病院事業会計、水道事業会計の決算については、いずれも全会一致をもって可と認め、本会議に送付するものであります。

なお、審査の過程におきまして、平成20年秋以降、アメリカ発の世界的な経済・金融危機の影響を受け、激しい落ち込みを見せた我が国経済は、一部に回復傾向はあるものの、引き続き予断を許さない状況にあり、また、本町の財政は、平成21年度決算において経常収支比率が90.3パーセント、実質公債費比率が17.9パーセントと前年に比べ大きく改善されたものの、税収の増額は見込めず大変厳しい状況が続いています。

政権交代という転換期にある中、確かな情報をより早く収集し、分析するとともに、引き続き各種事務事業の計画、実行、評価、改善を継続的に行い、財政健全化に向けた計画的な財政運営を図られるよう要望がありましたので、あわせてご報告し、決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

<決算審査特別委員長報告に対する質疑>

○議長【谷口正一君】 これより決算審査特別委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長、6番 塩谷」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 6番 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 私は、認定第1号 平成21年度津幡町一般会計決算のうち、いくつかの項目には反対ですので、それについて意見を述べます。

2款1項14目18、19節 自衛隊募集事務費、8款2項3目15節 町道庄能瀬線道路改良事業費、8款4項4目15節 北部公園事業費、10款5項8目15節 加茂遺跡広場工事請負費について反対です。

まず初めに、自衛隊募集事務費についての反対意見です。

今、NHKで「日米安保条約50年」という特集番組を放送しています。それを見ていると、日米安保条約が大きく変わってきていることが分かります。

先日の放送では、1970年の安保条約改定を前に、日本にあるアメリカ軍基地をいかに日本国民の目から隠すかということが大きな問題になったことが語られていました。この問題に対して当時の日本政府は、1968年に日米地位協定を利用して日本に返還された自衛隊の基地をアメリカに自由に使ってもらうことを提案しています。

あの日から40年たった今、東富士演習場でのアメリカ軍の訓練通告は、すでに300日に上っています。日本に返還された基地の中では、相変わらずアメリカ軍の演習が行われているということです。しかも、日の丸の翻る自衛隊の基地の中で、アメリカ軍の姿は日本国民の目からは隠されています。

また、その次の放送だったと思いますが、米

軍の海兵隊がどのようにして沖縄に駐留するようになったかも詳しく伝えていました。

沖縄駐留が決まる前の海兵隊員は、日本本土の太平洋側に駐留していました。しかし、反戦意識が強かった日本本土に、これ以上駐留することは難しいと判断したアメリカは、沖縄に目をつけました。当時、沖縄はアメリカの施政権下にありましたから、銃とブルドーザーによって土地を住民から取り上げ、軍事基地がどんどん広がっていきました。こうして現在、米軍基地の75パーセントが沖縄に集中するという状況がつけられました。

しかし今、これまで米軍に協力してきた基地の地主でさえ、基地の県外移設を訴えるようになってきました。

日米安保、専守防衛だったはずの自衛隊をアメリカと一体になって海外へ出かける自衛隊に変えてきました。憲法9条を持つ日本は、国際紛争を外交的・政治的努力で解決する国であることを宣言したはずですが、世界は、話し合いで紛争解決しようとする方向に向かっています。

菅民主党政権が辛うじて防衛大綱への記述は取り下げたようですが、武器輸出さえ行おうとしています。こういう危険な動きの中で、金額はわずかでも津幡町が自衛隊募集にかかわり合いを持つことを認めるわけにはいきません。

次に、町道庄能瀬線道路改良事業費、北部公園事業にかかわるさまざまな工事費、加茂遺跡広場工事請負費についての反対意見を述べます。

これらの事業は、いずれも不要不急のものであると思います。

町道庄能瀬線には工事費だけを掲載しても1億1,089万7,000円、北部公園には同じく工事費だけで1億1,418万6,000円、加茂遺跡広場工事請負費には2,471万円が使われています。

町民からは、苦しい家計の嘆きをよく聞きます。雇用状況が回復せず、正規雇用になれない。給与も下がり続けている。年金が上がらないのに天引きはどんどんふえる。どうやって生活す

ればいいのかという嘆きが聞こえてきます。

町当局に、せめて国民健康保険税、介護保険料、保育園の入園料など、もっと料金を下げてほしい、少しでも負担を減らしてほしいと要望しても、お金がないからそれはできないと言われます。

限られた予算ですから、それを何に使うかが問われています。

津幡町が何を大事にする町にしたいのかを考えたときに、不要不急の公園や道や広場への税金を使うより福祉へ税金を使うことを望みます。

したがって、これらの歳出は認めるわけにはいきません。

以上で、私の反対討論とさせていただきます。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

〔「議長、4番 角井」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 4番 角井外喜雄議員。

○4番【角井外喜雄君】 平成21年度津幡町決算について、特別委員会で審査を行った立場として賛成の討論をいたします。

21年度の一般会計歳出決算総額141億1,756万1,376円で、対前年度比25億6,182万2,285円、率にして22.2パーセントの大幅な増額となっています。

その大きな要因は、町の第四次総合計画の重点事業である津幡小学校改築事業、そして、太白台小学校および中条小学校の耐震化事業2つの事業で12億3,925万円の決算額であります。

さらに、前年度より繰り越しとなった定額給付金と子育て応援特別手当の給付事業6億106万円、私立住吉保育園整備事業に1億8,541万円、条南・井上小学校区放課後児童健全育成施設整備事業で2,833万円など、町の将来を担う子どもたちに配慮した予算執行が主なものであります。

さらに、集中改革プランに基づいて、人件費の縮減や経常的な物品費の削減に努め、効率よくコストを意識した予算執行となっております。

歳入は、景気低迷による法人町民税減収の影

響は大きく、町税で全体の対前年比6,267万円の減額となっております。

しかし、地方交付税の増額等、地域活性化臨時交付金を初めとした有利な国、県出資金を活用し、財政調整基金を減らすことなく年度末残高で12億428万円が確保されています。

また、投資的経費の財源となる町債の残高については対前年比4億3,648万円減額されており、計画的な財政運営を行っております。

決算に基づく経常収支比率は、先ほど委員長が言われたとおりに92.2パーセントから90.3パーセントと、財政健全化比率についても財政再建団体となる危険性もなく、実質公債費比率は19.9パーセントから17.9パーセントへと改善され、財政運営は計画的に行われていることがうかがえます。

特別会計や事業会計についても、町民の要望に対し、目的に応じたサービスを提供しながら経費の抑制、効率化を図り、さらに、低利への借入金の借りかえを行っており、経営健全化に向けての努力がうかがえます。

審査した特別委員会からも、検討事項として何項目か要望事項は出されております。

町民から大切な税を預かっており、効率的に、常にコストを意識した予算執行を行い、これから矢田町長が訴えている住んでよかったまちづくりをこれからも実践することを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより採決いたします。

認定第1号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

決算審査特別委員長の報告では、認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者16人 不起立者1人〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、認定第1号については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号から認定第14号までを一括して採決いたします。

決算審査特別委員長の報告では、いずれも認定すべきものとなっております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、認定第2号から認定第14号までは、いずれも認定することに決定しました。

<議案等上程>

○議長【谷口正一君】 日程第2 議案第75号から議案第87号まで、請願第19号から請願第29号までを一括して議題といたします。

<委員長報告>

○議長【谷口正一君】 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

多賀吉一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 多賀吉一君 登壇〕

○総務常任委員長【多賀吉一君】 総務常任委員会に付託されました案件について、副町長・総務部長事務取扱、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第75号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第1款 議会費 第1項 議会費

第2款 総務費 第1項 総務管理費

第2項 徴税費

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

第6項 監査委員費

第9款 消防費 第1項 消防費

第2表 債務負担行為補正

第3表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第79号 津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第82号 津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について

以上、4件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

議案第84号 小字の区域及び名称の変更について

議案第85号 小字の区域及び名称の変更について

以上、2件の小字の区域及び名称の変更については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第86号 小字の区域の変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第21号 「（仮称）ポートピア津幡 造成工事」について町民への説明会開催を求める請願については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第29号 消費税の増税に反対し、

食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願については、賛成少数により不採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものがあります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 道下政博文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 道下政博君 登壇〕

○文教福祉常任委員長【道下政博君】 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第75号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

- | | | | |
|------|-----|-----|------------|
| 第2款 | 総務費 | 第3項 | 戸籍住民登録費 |
| | | 第7項 | 防犯と交通安全対策費 |
| 第3款 | 民生費 | 第1項 | 社会福祉費 |
| | | 第2項 | 児童福祉費 |
| 第4款 | 衛生費 | 第1項 | 保健衛生費 |
| | | 第2項 | 清掃費 |
| 第10款 | 教育費 | 第1項 | 教育総務費 |
| | | 第2項 | 小学校費 |
| | | 第3項 | 中学校費 |
| | | 第4項 | 幼稚園費 |
| | | 第5項 | 社会教育費 |
| | | 第6項 | 保健体育費 |

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第76号 平成22年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第77号 平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第83号 津幡町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第20号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての請願

請願第22号 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書の提出を求める請願

以上、2件の請願については、いずれも全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 向 正則産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 向 正則君 登壇〕

○産業建設常任委員長【向 正則君】 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、上下水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第75号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第6号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 第5款 | 労働費 | 第1項 | 労働諸費 |
| 第6款 | 農林水産業費 | | |
| | | 第1項 | 農業費 |
| | | 第2項 | 林業費 |
| 第7款 | 商工費 | 第1項 | 商工費 |
| | | 第2項 | 交通政策費 |
| 第8款 | 土木費 | 第1項 | 土木管理費 |
| | | 第2項 | 道路橋梁費 |
| | | 第3項 | 河川費 |
| | | 第4項 | 都市計画費 |

第5項 住宅費

以上、一般会計補正予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第78号 平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第87号 町道路線の認定については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

請願第19号 町道認定編入方請願については、全会一致をもって採択といたしました。

請願第23号 切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書の提出を求める請願については、賛成多数により採択といたしました。

請願第24号 T P P 交渉に関する請願書については、全会一致をもって採択といたしました。

請願第25号 里山の整備と自然林復元を計画的に進める事を求める請願書については、賛成少数により不採択といたしました。

請願第26号 T P P 交渉に参加しないことを求める請願書については、賛成少数により不採択といたしました。

請願第27号 T P P の参加に反対する請願については、全会一致をもって採択といたしました。

請願第28号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願については、賛成少数により不採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○議長【谷口正一君】 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○議長【谷口正一君】 各常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「議長、2番 中村」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 2番 中村一子議員。

○2番【中村一子君】 2番 中村です。

私は最初に、請願第25号の里山の整備と自然林の復元を計画的に進める事を求める請願について、賛成の討論をいたします。

県内で、ことし4月から10月までのイノシシの駆除数は557頭と、この7か月だけでも過去最多となっているということです。

この増加の原因は、県によると、日本海側でのイノシシの生息する北限は福井県とされていたのが、近年の降雪量の減少などにより生息地域が北上し、耕作放棄地の増加にもよりイノシシの隠れる場所や植物の根などえさが豊富となり、若いイノシシでも容易に越冬して増加しているのではないかとということです。

クマも県内で1月から11月までの間に寄せられた目撃情報は348件とあり、イノシシ同様、クマも里山や住宅近辺に近づいているという情報が多数寄せられています。

その解決のために何をすべきかということですが、一つには駆除するという方法があります。

一方、イノシシやクマが人間の生活圏内に入り込まないような方法も考えなければなりません。人と動物のすみ分け、境界線を設けることによって野生鳥獣の被害を解決するという方法です。

この請願第25号には、里山の整備と自然林の復元を計画的に進めることを求めるとあり、放置された日の差さない人工林や竹林の手入れ、広葉樹の植林や草刈りなどを計画的に行うことで、人と動物のすみ分けが可能となる。つまり

は、人間と動物が共存する世界を目指すということではないかと思えます。

里山の荒廃、耕作放棄地の増加は、イノシシやクマが人里へおりてくる、そのような原因ともなります。県も耕作放棄地を手入れする必要があります。里山を整備し、豊かな森を復元することは、これは人間にとっても野生鳥獣にとってもよいことです。畑や田んぼに入ってこないような方策を考えることも大事です。

捕まえて殺すだけのやり方では根本的な問題の解決にはならないと思えますので、請願第25号の里山の整備と自然林の復元を計画的に進める事を求める請願に対し、賛成の討論とさせていただきます。

続きまして、請願第21号 ボートピアの造成工事に対する町民への説明会開催を求める請願について賛成の討論をいたします。

ボートピア設置計画について、初めて町から報告があったのは、2006年広報つばた11月号に掲載された2ページの文章でした。その後、町は住民に対し、公式に、正式にボートピアの説明をしてきたのでしょうか。4年たった今でも、町は住民に向けての説明会は一度も開いていません。

工事発注者である株式会社グッドワンによる資料を最近入手いたしました。

これでありませう。

〔中村一子議員資料を掲示〕

約5ページにわたっております。

これによりますと、敷地面積は6,255平方メートル、1,895坪とあり、町が4年前にお知らせした敷地面積3,035坪と比較すると3分の2となっていました。年間の営業日数は300日だったのが360日にふえ、1日530人の来場予定者は770人と見込まれています。町が4年前に広報でお知らせしたボートピアと今とでは、計画は随分変更されています。

9月から造成工事が着工され、現在工事が進む中、住民への説明は本当に必要ないと町は考

えているのでしょうか。

住民は、新聞紙上などで初めてボートピアについて知るといのが現在の状況です。新聞によると、造成工事では山林約2.7ヘクタールが掘削され、6万7,000立方メートルの残土が出る。そのうち5万5,500立方メートルを1.6キロメートル離れた丘陵公園予定地の谷に埋めるということです。山林2万7,000平方メートルを掘削し、その残土を排雪場まで運び出すのに10トンダンプが約1万台分必要で、それでも残土は1万1,500立方メートルはまだ残ってしまい、残土全部の処理には10トンダンプが約1万2,000台分必要になると考えられます。国道8号線沿いから北バイパスの工事現場へ行けば木が切り倒され、茶色の土がむき出しになっている状況から、ボートピア建設周辺地域の地形が大きく変わることを知ることができます。工事現場の前を通ったことのない人も、山林を切り崩して、10トンダンプ1万2,000台分の残土を排出するということから、建設予定地の地形は大きく変わるのだということが容易に想像できるのではないかと思います。

まず一番に懸念されるのは、大雨が降った時や集中豪雨の場合の対策は十分なのかということです。大きく地形が変わることにより土砂災害や洪水への対応がどうなっているのか、町は住民にきちんと説明するべきではないですか。

10月15日、グッドワンによる説明会が庄地区において開催されたということです。それを受けて市民グループ風は、この請願第21号「(仮称)ボートピア津幡 造成工事」について町民への説明会開催を求める請願を提出したわけですが、請願を議会に出したのは11月19日の午前10時でした。その2日後の11月21日には、舟橋地区内の住民宅に回覧板が回っていたようで、その回覧板には、11月30日に裏舟橋の会館でボートピアについての説明会があるというものだったそうです。しかし、さらに5日後の26日ごろには、また回覧板が回ってきて、ボートピア

説明会日程の訂正があり12月2日に開かれるとあり、実際に舟橋地区で12月2日に開かれたということです。そのときには、グッドワン、日本海コンサルタント、津幡工業、滝川組、表組が参加したということです。

その説明会で配付された資料が、これ、先ほどの資料であります。

〔中村一子議員資料を掲示〕

上下水道工事と造成工事と臨時排雪場の位置関係、そして、上空から映した現場周辺の写真、ガッパ池近くの大型土のうのイメージ写真、土砂をダンプで臨時排雪場まで運ぶルート、そして、水系図、つまり水の流れの経路についての図面であります。この図面には、下流懸案地点平面図とあり、「調整池整備により現況以上の洪水調整効果が見込める」と書かれ、「造成地下流側の舟橋地区の水路断面を検測し過去10年に一度の大雨がきても問題がないことを確認済み」とあります。

10年に一度の大雨では問題がないことをどのように確認したのか。では、30年、50年、100年に一度の大雨や集中豪雨の場合はどうなのか、そのような場合は想定されていないのか。一度山林を切り崩せば元に戻らないわけですから、10年に一度の大雨の想定だけでは問題があると思います。

調整池はどこにつくるのか。ボートピアの建物の地下につくるのか。また、その容量は、大きさはどれぐらいのものなのかなど、疑問は膨らむ一方ですが、この資料だけでは私には分かりません。

資料には、水はガッパ池から下流の水路を流れていくことになっています。庄、舟橋はもちろんのこと、加茂、清水へ、そして緑が丘も影響を受けるのではないかと。私は、グッドワンから説明を受けたわけではありませんから詳しいことは言えませんが、これは庄や舟橋地区だけの問題ではないということは言えると思います。

また、水の流れの経路を示した水系図平面図

のこの図面資料は舟橋地区の説明会の会場だけに配付され、庄地区の説明会には配付されておられません。

土砂災害や洪水などの被害を受けた場合の責任は、開発行為を許可した県にあるのかどうかを県の建築住宅課の担当者に確認しましたら、県は「都市計画法の要件を満たしていれば開発行為の許可はしなければならないということになっているので、県の責任ではない」と言っていました。では、その責任はグッドワンなのか、みどり市なのか、津幡町なのか、どうなのでしょう。

すべてを業者に任せ、発注者任せにしているのでしょうか。町は、この計画についての詳細な情報を知っているなら、住民に対し説明すべきではないですか。もし、町が工事の詳細を知らないとしたら開発行為の際の地形の変化による災害の想定をチェックしていないということになり、町は知らないでは済まされない、これは大問題です。

工事発注者であり、今後ボートピアの運営管理をするグッドワンを入れてでも、町は全住民を対象に説明すべきだと思います。

舟橋の人間でなければ説明会に来るなどか、来ては困るとか、もし、そのように対象を限定した説明会であったとしたら、そのこと自体大変な問題です。そんなことはあってはならないことです。

きのうの全員協議会の委員長の報告には、この請願に対し反対する理由として「工事にかかわる説明会は部外者が聞くべきものではない」、あるいは「すでに工事が始まっているので説明会は必要ない」という意見がありました。

しかし、何ををもって部外者というのでしょうか。周辺地区のみならず、ボートピア施設の造成、建設を心配するあらゆる住民は部外者なのか、おかしいではないですか。工事が始まっているからこそ、それによってどのような影響を住民が受けることになるのか、それを知る

権利があるのではないですか。町は、説明する義務があるのではないですか。議会は、それを町に求めるべきではないですか。

情報はすべて公開される必要があります、だれもがその説明を受けることができなければなりません。

この請願が不採択にもしなるとしたら、津幡町民はボートピアについては部外者ということになるのでしょうか。

(仮称) ボートピア津幡造成工事が行われている現在、町民への説明会開催を求めるというこの請願第21号の賛成の討論をさせていただきました。

よろしくをお願いします。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

〔「議長、5番 酒井」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 5番 酒井義光議員。

○5番【酒井義光君】 私は、請願第25号 里山の整備と自然林復元を計画的に進める事を求める請願について、反対の立場で討論いたします。

この請願で、里山の整備という部分について反対する人はいないでしょう。確かに、生活環境の変化や過疎化で里山に手入れが行き届かないのも現実です。また、人間の暮らしに、野生鳥獣が生きていくにも豊かな森は大切とのことですが、だれが考えても当然でしょう。

私は、野生鳥獣の被害を里山の整備、森の復元により人と動物のすみ分けで解決できるという問題ではないと考えます。

クマが山からおりてくるのは、えさのドングリがないのと里山の整備が悪く隠れやすいと考えがちですが、クマの絶対数が多くなっており、昔のように狩猟で生活する人もいなく、クマ自体、人間に追われることがなく人間を恐れていないこともあると思います。

ことし全国で駆除されたクマの数は、2,000数百頭とのこと。これは、各県で特定鳥獣保護管理計画に基づき約1割の駆除が必要との

計画に基づき駆除した数です。これだけの駆除をしているのに各地で生息数がふえ、問題となっているのです。

石川県内での生息推定数は、昭和45年の調査で300から400頭、現在は600から800頭となっています。そのような中で、70頭の計画で補殺しているものであり、むやみに行っているものではありません。人間が安全に暮らしていく上で、最低限の駆除かと考えます。

先日の新聞で、宝達志水町の役場職員が07年に有害鳥獣担当になったときに、前任者からクマ被害はない。あっても情報が年に1、2件だろうと引き継ぎを受けたが、出没件数は同年17件、08年23件、09年7件、ことしが8件と、以前はほとんどいなかったクマが最近は確実にふえ、07年には山で男性が襲われたり、海よりの地域でも出没しています。

また、県内でのイノシシにおいては、ことし加賀市で230頭、小松市に213頭、能美市49頭、ほかに白山市、金沢市、津幡町での合計557頭が駆除されています。

農作物被害も、ことし1月から8月までで1,908万円と前年同期比で2.9倍、面積で1,885アールで2倍になっています。

駆除をしながらこのようにふえ続けているのに、鳥獣被害を補殺でなく里山の整備などときれいごとで解決したいという請願には、私は反対します。

これで反対討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

〔「議長、6番 塩谷」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 6番 塩谷道子議員。

○6番【塩谷道子君】 議案第75号 平成22年度津幡町一般会計補正予算について、請願第23号 切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書の提出を求める請願については、反対討論します。

請願第24号、26号、27号のT P P参加に反対する請願については一括して賛成討論、請願第

25号 里山の整備と自然林復元を計画的に進める事を求める請願、請願第28号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願、請願第29号 消費税の増税に反対し、食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願については、賛成討論をします。

初めに、一般会計補正予算については、2つの項目について意見を述べます。

第1は、第2表債務負担行為補正についてです。

昨年度から、中学生海外派遣交流事業について、来年度予算が決まるまでに先方との交渉などに費用が必要になったとこのことで債務負担行為が必要になったと聞いています。この債務負担行為の補正を認めるかどうかは、この事業をどう考えるかということと一体のものです。私はこれまでも反対の立場を表明してきました。

海外派遣された中学生の報告会が開かれるので聞きに行っていますが、どの子もタウンズビル市のホストファミリーとの交流が大変心に残っていて、行く前と後とは大きな心の変化を感じているようです。自信がついたこととか、人とのつながりの心地よさ、大切さを学んだように思いました。

このように、参加した子どもたちには大変よい経験となっていることは分かりますが、ことは公教育の公平性、平等性の問題だと思います。自己負担分が払えるのかと、申し込むことは初めからあきらめる子もいるでしょう。また、申し込んでも10人までと決められていて、選考に漏れると行くこともできません。中学という義務教育の中で、明らかに教育の公平性・平等性に問題があるときには実施するべきではないと思います。

参加したことのメリットは語られますが、参加できなかったこと、あるいは参加できないことの問題はしっかり考えられてきたのでしょうか。私は、そのことが一番納得できませんので反対します。

そして、もう一つ反対するのは、8款4項4目の北部公園事業費です。どういう財源で行われる事業かということは職員の方からよく説明を受け理解しましたが、この事業そのものが以前から意見を述べていますように不要不急の事業だと思います。予定地の約半分が平成23年4月にオープンする予定だそうです、残り半分の工事はまだ続きます。町の人たちにとって、公園に税金をつぎ込むより直接暮らしにかかわる福祉に税金を使ってほしいと願っています。

よって、この補正には反対します。

次に、中小企業への支援についての請願に反対する理由を述べます。

中小企業への支援は大変大事です。しかし、この請願が本当の支援につながらないと思うので、2点について反対の理由を述べます。

その1点目は、文言の中で、法人税引き下げを行う場合とか、2011年度税制改正における法人税引き下げの財源確保はなどと、法人税引き下げを前提としているということです。

法人税は今までもいろいろな名目で引き下げが行われていますし、特に、輸出大企業では消費税分を戻すという戻し税まであります。中小企業や個人業者は消費税分を価格に上乗せできなくても、消費税を支払わなければなりません。しかし、輸出大企業は消費税分を価格に上乗せした上で、さらに戻し税まで入る仕組みになっています。

2011年度税制改正でねらわれている法人税引き下げは、経団連などの要望で実施しようとするもので、今でさえ内部留保がたくさんあってお金が回っていないと批判されている状態を固定化するものであり、経済がよくなるということはありません。

よって、この点でも反対です。

2点目は、官民ファンドの有効活用についてです。

官民共同のファンドとして創設される産業革新機構は、先端技術や特許の事業化を支援する

ことなどを目的として2009年7月27日に設置されたものです。

投資対象となるのは、大学や研究機関に分散する特許や先端技術による新事業、ベンチャー企業などの有望な技術、国際競争力の強化につながる大企業が主体であり、中小企業支援などには役立っていません。

中小企業緊急支援対策として求められるのは、中小企業予算をとりあえず一般歳出の2パーセント、1兆円にふやすこと。

税制改正に当たっては、法人税にも累進課税率を導入し、中小企業の一定範囲の所得については、現行より税率を引き下げること。

所得税法56条を廃止し、事業主、家族従業者の働き分を経費として認めること。

事業用資産については、一定期間の事業検証条件に相続税の軽減を認めることなどだと思います。

したがって、この請願は十分な中小企業支援策にはならないと思いますので反対します。

次に、TPP参加に対する請願については、一括して賛成討論します。

菅民主党政権は、地域づくり参加と日本農業の再生を両立させると言っていますが、その具体的な政策は示していません。例外品目なしの完全撤回ですので、両立は無理です。

農水省は、日本がTPPに参加すると食料自給率は14パーセントまで下がるし、日本の雇用が340万人失われると試算しています。

北海道も経済損失2兆円、17万人が雇用を失うと試算しています。

食料主権という言葉が語られていますが、食料のほとんどを海外に依存するということは命にかかわる問題です。しかも、日本は農産物の平均関税率は11.7パーセント、EUの19.5パーセントより低く、世界一の農産物輸入国となっています。そしてもう一つの大きな問題は、今後本当に安全な食料を大量に買い続けることができるかという問題があります。温暖化による

食糧危機も十分に考えられる中、多くの国が食料輸入する状況では、需給のバランスが崩れると価格が高騰し、そこに投機マネーが入り込む、輸出規制がかかるなどが起こると死活問題となります。TPP問題でもうけるのは一部輸出大企業だけです。

また、アメリカも日本とのFTA交渉がうまくいってないのを一気に解決することになります。アメリカには、アジアがまとまって経済圏をつくることを阻止しようという思いも強くあるということも聞いています。

こういうことも考えると、TPPは乗りおくれたら大変ではなく、乗ったら大変なものです。

また、請願26号は産業建設常任委員会では不採択となりましたが、この請願の趣旨はこの大変なTPPの問題、津幡町ではどれだけの経済損失になるのかきちんと試算をして、町として反対の危惧を盛り上げようというもので、私は賛成をします。

里山の整備と自然林復元を計画的に進める事を求める請願については、先ほど、酒井議員からも話がありましたように、特に里山の整備とか自然林復元は問題ないということですが、野生鳥獣の被害あるいは駆除の問題が、私とはまた考えが違うように思いました。出されている問題では、鳥獣被害にどう取り組むかということが目先の問題解決が先にあり、駆除することが前面に出ているように思います。

やはり、本質的には里山の整備とか自然林復元が必要と分かっているながら、やはり時間とかお金がかかる問題で先送りしていきたいという感があります。

議員研修で訪ねた養父市では、毎年2、3地区ずつ里山整備を続け、5年間続けているとお聞きしました。こういう息の長い取り組みこそ必要ではないかと思います。また、クマの個体数がどれだけいるのかということも再検討が必要だと思います。

先ほどは大変多いというお話を聞きましたが、

私がお聞きしている中では、役所の中にもクマの現存数はもっと少ないと見ている人もいます。奥山のナラ枯れなどにより、今まで生息していた奥山にすむクマが少なくなっておりてきている。つまり、ドーナツ化現象が起こっているというふうに見ている学者もいますし、また、調査の仕方にも問題があるというふうに考えている学者もいます。

里山の整備とか自然林復元を、それはどうしても必要なことだと思いますので、ぜひその思いを受けとめていただきたいと思います。

次は、米価の大暴落に歯止めをかけるための請願です。

今、ことしは米価の大暴落と1等米の減少という2つの問題が農家に降りかかってきて、米価の大暴落は農家にとって大きな問題です。農家の後継者が育たないと嘆く一方で、こういう政策をしてはますます農業が育ちません。

大暴落に歯止めをかける施策を求めるのは当然だと思いますし、緊急的には過剰米を政府が買い入れることが一つの判断になると思いますので、この請願には賛成です。

次に、消費税の増税に反対し、食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願についての賛成討論をします。

国民の暮らしは一向によくなるどころか、まだ回復には5年もかかるという予測もなされていきました。取られるものばかりがふえ、収入が一向にふえない。どうして暮せというのかという声もたくさん聞きます。

特に若者の就職難は厳しく、今の時期になっても大学4年生で就職が決まっていなかった人が半数いると聞きます。こういう大変な時期に消費税増税の議論をするなんていうのはもってのほかです。消費税は、所得の低い人ほど負担が重く、貧困の格差を一層ひどくするものです。ヨーロッパなどでは消費税が高いとはいうものの、食料品など暮らしにかかるものはゼロパーセントです。

この請願のとおり、消費税の増税はやめることと、緊急に食料品など暮らしにかかる消費税を減税することは、国民だれもが望むことです。

消費税を社会保障に回すとよく言われますが、今の消費税が導入されたときも福祉に回すと言いながら、実際には大企業減税と一緒に進められ、福祉にはほんのわずかしかなされず、ほとんどが減税の穴埋めとして使われてきました。

大企業減税をやめ累進課税を課すこと、7,000億円に膨らんだ米軍への思いやり予算をなくすこと、聖域扱いされている軍事費、不要な部分を見直すことで財源は生み出されます。

弱い者いじめの消費税を見直すこと、暮らしにかかる消費税を減税すること、これは私は賛成です。

以上で、私からの討論を終わります。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

〔「議長、9番 道下」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 9番 道下政博議員。

○9番【道下政博君】 私のほうからは、2点について、賛成の討論をさせていただきます。

最初に、議案第75号 平成22年度津幡町一般会計補正予算（第6号）、第2表債務負担行為補正中、中学生海外派遣交流事業に賛成の立場での討論をいたします。

続きましては、請願第23号 切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書の提出を求める請願、こちらについても賛成の討論をさせていただきます。

最初に、中学生海外派遣交流について賛成の討論をさせていただきます。

ここ3年間ほど、毎年のように中学生海外派遣交流事業について反対の意見が出ており、私はそのたびに賛成の立場で討論を行ってきているわけですが、なぜ納得してもらえないのか疑問に思います。

言うまでもなく、中学生海外派遣交流事業の目的は、津幡町の中学生が夏休み期間を利用し、海外派遣先でのホームステイ体験と現地学校で

の体験入学を経験することにより、異文化に触れ、その経験により少しでも国際感覚を身につけ、その経験を生かし郷土愛をはぐくむことであると思っております。

ことして5回海外交流ができたわけでありませんが、実際にオーストラリア交流に参加した中学生のその後の活躍状況を聞きますと、海外交流経験をかてに、帰国した後も語学の勉強にさらに積極的に取り組んだり、帰国後もホームステイ先のオーストラリア現地の方々との交流を継続している生徒や生徒会等の諸活動に積極的に参加するようになったりと、いろいろな面での活躍が目覚ましいとの報告をたくさん聞いております。

その報告を聞くたびに、この海外派遣交流事業を推進した議員の一人として大きな喜びを感じております。

全議員の皆さんには、きのうの全員協議会で平成22年度津幡町中学生海外派遣交流事業実施報告書を、

〔道下政博議員報告書を掲示〕

こちらが配付されました。おそらく目を通していただいたことと思います。

その中の写真の1枚1枚に、異文化に触れ、中学生の喜びの表情と希望があふれ出ているなと感じられるのも私一人ではないと思います。

帰国後の9月22日に行われた事後研修会報告会に私はことしも参加をさせていただき、会合を拝見させていただきましたが、大変立派な中学生の報告内容でありました。私たち議員も見習うべきであるというような立派な報告会でありました。

この子どもたちの成長した将来の姿を想像すると、こちら側の大人たちのほうが、むしろ勇気づけられ、元気づけられるような気がいたしましたのは私だけではないと思いますし、成長した中学生の姿に頼もしささえ感じられました。

こんなすばらしい経験を、多感な中学生時代に経験できるチャンスがあるという津幡町は、

これまたすばらしく、懐も深い大人の住むまちであると思えます。

ここで、10月に矢田町長がオーストラリア、タウンズビル市長にお礼のお手紙を出したその返事が届いておりますので、紹介をさせていただきます。原文はもちろん英語でございますので、私は読めませんので翻訳したものを預かっております。ここを少し紹介させていただきます。

「10月1日付でいただきましたお手紙、どうもありがとうございます。

このたびは、本市においていただき大変光栄でした。皆さまがこちらでの滞在を、そして特にミュージアム・オブ・トロピカル・クイーンズランドへの訪問を楽しまれたことをお聞きして、大変うれしく思っています。貴町の子ども科学館の計画が成功いたしますことを願っております。

本市の議会、そして市民たちは皆さまと築いた友情を非常に大切に思っており、来年また本市にお見えになることを心よりお待ちしております。

改めて、お手紙のお礼と、これからのご成功をお祈り申し上げます。また、津幡町の引き続きのご健勝とご繁栄を祈っております。」という内容が届いております。

現状では、確かに多くの費用が必要でありますので10名の代表者しか参加できることはできませんが、やや不公平さが残るかもしれませんが、近い将来、私たち大人がいろいろな面で工夫をして基金をふやす。できれば、希望者全員が参加できるように、この事業を発展させていくのもよい考えではないかと思いたすがいかがでしょうか。

発展的な、こんな提案をさせていただきながら、このすばらしい中学生海外派遣交流事業の債務負担行為を含む議案第75号 平成22年度津幡町一般会計補正予算に賛成の立場での討論とさせていただきます。

切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書の提出を求める請願、こちらにも賛成の討論をさせていただきます。

内容を確認させていただきます。

「現在、中小企業を取り巻く環境は消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、7から9月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にあります。それに対し、政策の経済対策は逐次投入の手法で景気回復への明確な方針を全く示すことはなく、「政策の予見性」が欠如していると言わざるを得ません。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益をさらに深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念されます。

このような状況であるにも関わらず、政府は「緊急保証制度」の延長打ち切りを決定し、「中小企業金融円滑化法」も時限を迎えます。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることによって資金が困窮すれば、事業が衰退し雇用に影響します。また、成長分野に取り組む中小企業支援を進めることは雇用促進にとっても重要です。年末、年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な経費回復に向けて切れ目のない対策が必要です。

一方、来年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されています。法人税率引き下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきです。

よって政府におかれては、以下の項目を含め、切れ目ない「中小企業支援」及び「金融支援策」を早急に決定し、実施するよう強く求めます。」という内容となっております。

3項目を紹介させていただきます。

1番目には、中小企業の資金繰り支援策として、2010年度末（2011年3月）で期限切れとな

る中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。

2番目、成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンド（産業革新機構）を有効に活用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。

3番目、2011年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

以上の内容となっております。

現在、政府与党民主党は、昨年の党首選以来なかなか経済対策を打ちませんでした。有言実行を掲げながら厳しい経済状況に対する緊急経済対策を打ち出したのは、我々公明党が対策を発表してから1か月以上おくれからのことです。

その財源となる2010年度補正予算も臨時国会開会から1か月以上経過して提出する始末です。民主党政権の対策はあまりにも遅過ぎ、経済への危機感が乏しいとしか言いようがありません。これが現状であります。何とも情けないことか。これだけ厳しい経済状況の中であって、なぜ手を打たないのか。結果としては手が打たれていない、打てない、こう言わざるを得ない状況であります。

我々公明党は、こうして切れ目ない中小企業支援策、こういうことを国に対して意見書を提出したい、こう思っておりますが、これに至る経過として、公明党議員は全国で地方議員が3,000名以上おります。これは、日本一の人数であります。ほかのどの党よりも一番多いわけです。その地方議員が地方の声を聞き、それを国に上げて国会議員を通し、そして、法制化し国を変えていく。これを着実に実行しているのが公明党でございます。

今回の、この中小企業の支援策についても、これまで地方で聞いてきた中小企業が一番苦しんでいる。大企業は、例えばエコポイント、自

動車、減税等で潤っている部分もあります。ところが、中小企業支援策というのは、ほとんどありません。これが現状であります。その地方の小さな声を国に届けていく、これが意見書の役割だと思っております。

我々公明党は、しっかりとその地方の声を届けていきたい、こういう思いで、今回のこの切れ目ない中小企業支援及び金融支援を求める意見書の提出を求める請願を出させていただきます。

ぜひとも、多くの議員の皆さまのご賛同をいただきながら、私の賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

〔「議長、17番 谷下」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 17番 谷下紀義議員。

○17番【谷下紀義君】 先ほど、塩谷議員の反対の討論もありました。今は、公明党の道下議員が賛成討論をされました。

私は、自論でございますので、中学生の海外旅行に予算提出の性質上12月議会の補正という形で670万円の中学生海外研修制度の予算が盛り込まれました。もちろん、3月議会で決定だと思いますけれども、私は、きょうまでずっとこの問題については反対をしてまいりました。賛成の道下議員とは角度の違った形で一言申し上げたいと思います。

塩谷議員の言葉の中にもありました中学生というのは、文部省教育下であります。しかも、その文部省教育下の中学生に優等生になるのか、希望とすれば優等生希望だと思いますけれども、その特定な、中学生400人前後いるんじゃないかなろうかと思えます。その中からたった10名の生徒を選び出して、平均するともちろん10万円の自己負担がありますけれども、町の予算からすれば1人当たり含めてでも67万円を使うわけで、自己負担を引いたとしても一人の文部省下の中学生に57万円の町税あるいは町の予算をつぎ込

むということ自体に、私は納得できないのであります。

なるほど、予算の内容を見ますと、津幡町に2,000万あるいは、ときには3,000万ありますけれども人材育成基金というのがございます。

これは、町内の有志の方々が寄付されたお金の積み立て、そしてまた、時には、町の目的によっては事前に積み立てた人材育成基金であります。それは、人材育成基金は、中学生だけのものではありません。老人会でもよし、青年団でもよし、婦人会でもよし、あらゆる社会教育や現実の津幡町の発展のために努力される一個人の方に投資してもいいはずの基金でもあります。しかも、夏休みだからといって中学生に大枚をつぎ込んでやることに対しては、現在の、現時点での町の財政状況からして、私は認めるわけにいかない一人でもあります。

もっと申し上げますと、藤本、現在の教育部長は、過去2回オーストラリアに、課長時代に行っております。教育長も行っております。今回は町長の案内役として部長が1週間も津幡町をあげました。町長もあげました。果たして、文部省下の、何回も申しますが、そういう制度のために行政をおいて、外れて、果たしてオーストラリアまで行く価値があるのか。必要があるのかということ、もっともって議会の皆さんも議論すべきだと思います。

教育長は、教育予算ではない人材育成基金で行っていると公言するかもしれませんが、私ども津幡町の一般財源を見守る立場の議員とすれば、みそとくそとを一緒にするな、そういうことを

〔「失礼やぞ」と呼ぶ者あり〕

申し上げたい。

〔「言葉に気をつけ」と呼ぶ者あり〕

気をつけいう時は、あなたも気をつけてください。

そういう立場からして、町長が、来年はどなたが行くか分かりません。670万円のうちの教

育長が行くのか、副町長が行くのか、助役が行くのか

〔「助役いないよ」と呼ぶ者あり〕

分かりませんが、我々議員もあらゆる研修を、なるほど研修の成果というのは結果報告だけでありません。生の長い課題で、しかも評価はできませんけれども、きのうやきょうのレポートの提出で立派だった。よかった。親も喜んだ、子も喜んだ、

〔「どっちがみそでどっちがくそなんや」と呼ぶ者あり〕

そういうことだけで、いい事業だということ認める公明党ということをはっきり申し上げるならば、私は、無所属の議員として、こういう津幡町の予算の執行体制と、この、特に補正、海外の670万円について、これのみ、小さな予算の中から無理してこんないろんな予算が補正されておりますけど、これだけを外していただければ大賛成。この問題があるために、私がこの75号の予算に賛成を表明できないところを非常に残念に思いながら、反対討論を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〔「どっちがみそでどっちがくそなんか言うてくれ」と呼ぶ者あり〕

わしがくそです。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。

〔「議長、3番 森山」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 3番 森山時夫議員。

○3番【森山時夫君】 私は、請願第21号

「(仮称)ポートピア津幡 造成工事」について町民への説明会開催を求める請願。この請願に対して総務常任委員会に付託され、審議した一員として反対の立場で討論をいたします。

皆さんご存じのとおり、11月ごろからポートピア予定地が本格的に造成工事に入りました。これは設計、施工、それと、それに従う土砂の数量、運搬方法、そういうものを警察や国の厳重な審査を受けて認可され、今、工事を着工し

ているわけです。

ここで、ポートピア造成工事について、説明会が10月15日庄地区の一部住民に対し開催された。そういう請願書の中に、文言となっておりますけれども、何かこの文章を見ただけでは疑惑が持たれるような文言になっております。

先ほど、中村議員も言っておりましたけれども、これは、庄町の農業に関する町民の方が山の開発工事、山を触っているために、先ほど言ってきました下に合羽池。合羽池とは、合う羽の池と書いてガッパ池と読むわけですけども、その池が農業用ため池になっているわけで、その水量がそのためにどうなるかとそういう確認のために、グッドワンの工事関係者から説明を受けたということは確認をした。そこで、そういう調整池とか、そういうことで大きな水量があっても、そこは現状より悪くなることはない、そういう説明を受けて納得をされたようです。

そうした確認、そういう庄町の一部住民に対して行ったわけですけども、先ほど開発行為に従って、今後の損害、いろんな責任、どういうことになるのかということをおっしゃっていただきましたけれども、実際に緑が丘、あそこの団地にしても今のポートピアの施設の面積からみれば何十倍も広い面積の開発が行われて、今、立派な団地ができております。あれも下の方は、毎日不安な生活をおくっておられるでしょうか。

旭山工業団地、そこも丘を崩してああいう立派な工業団地となっております。それは、設計上にそういう水の量、地形、そういうものは必ずその設計の中には組み入れられた、そういうものになっていると私は思っておりますし、そうでなければ許可がおりないと思っております。

そういうことで、今のポートピアの造成、そういうものに関しては、まずそういう下に対して水量がふえてもそういう災害はないと思いません。

それと、ポートピアについて、安全・安心なまちを願う町民の不安が大きい中、町および議

会が説明責任を果たすのは当然であるとなっており、今現在、造成工事が進行中の中、先ほども言いましたように警察、県、国が認可をして行っている行為でありまして、今さら町議会にそういう責任を問う、そういう請願書自体がナンセンスだと私は思い、反対といたしました。

そういうことで、私の討論を終わらせていただきます。

○議長【谷口正一君】 ほかにありませんか。ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議案第75号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者3人〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号から議案第87号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議案第76号から議案第87号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第19号 町道認定編入方請願についてを採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第19号を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第19号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第20号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第20号を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第20号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第21号 「(仮称) ボートピア津幡 造成工事」について町民への説明会開催を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第21号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者15人〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第21号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第22号 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第22号を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、請願第22号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第23号 切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第23号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者15人 不起立者2人]

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、請願第23号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第24号 T P P 交渉に関する請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第24号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者17人 不起立者0人]

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、請願第24号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第25号 里山の整備と自然林復元を計画的に進める事を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第25号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者3人 不起立者14人]

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第25号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第26号 T P P 交渉に参加しないことを求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第26号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者1人 不起立者16人]

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第26号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第27号 T P P の参加に反対する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第27号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者17人 不起立者0人]

○議長【谷口正一君】 起立全員であります。

よって、請願第27号は、採択とすることに決しました。

次に、請願第28号 米価の大暴落に歯止めをかけるための請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第28号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者2人 不起立者15人]

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第28号は、不採択とすることに決しました。

次に、請願第29号 消費税の増税に反対し、食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第29号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者16人〕

○議長【谷口正一君】 起立少数であります。

よって、請願第29号は、不採択とすることに決しました。

<議会議案上程>

○議長【谷口正一君】 日程第3 議会議案第14号から議会議案第16号までを一括して議題といたします。

向 正則産業建設常任委員長提出の議会議案第14号 米価下落への緊急対策に関する意見書についての趣旨説明を求めます。

向 正則産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長【向 正則君】 議会議案第14号 米価下落への緊急対策に関する意見書。

議案を次のとおり、地方自治法第109条第7項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

提出者は、私、向でございます。

本文の朗読により、趣旨説明にかえさせていただきます。

米価下落への緊急対策に関する意見書。

長期低落傾向をたどった食料自給率は、平成18年度の39パーセントを底に、その後の2年間は毎年1ポイントずつ上昇してきた。それが再び低下したことは、日本農業の衰退に依然として歯止めがかかっていないことを示すものである。

生産者米価は近年下落を続けており、政府の調査でも、ことし6月のコメ60キログラム当たりの平均価格は、平成20年産全国平均と比べて2,300円も下回っている。さらに、ことしの新米は市中相場では1万2,500円程度といわれ、下落はとどまる気配がない。米価の下落が農家にも消費者にも先行き不安を投げかけているだけでなく、地域経済にも大きな打撃を与えている。

生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、

生産者の努力は限界を超えており、さらなる米価の下落は、日本農業の大黒柱である稲作の存続を危うくするものである。米価を市場に任せるとはならず、政府や行政の対策が極めて重要であり、安定した生産のためには価格の下支えが不可欠である。コメを初め、農産物の生産者価格の安定は重要である。

よって、政府におかれては、価格保障の確立を基礎に、国内農業を多面的に発展させ、安全な食料の安定供給を図るため、過剰米の買い入れを初め、米価の下落に対する対策を直ちに講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

よろしくお願いいたします。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、長谷川恵子議会運営委員長提出の議会議案第15号 津幡町議会改革検討特別委員会の設置についておよび議会議案第16号 津幡町議会改革検討特別委員会規則について

以上、2件の議会議案について一括して趣旨説明を求めます。

長谷川恵子議会運営委員長。

○議会運営委員長【長谷川恵子君】 議会運営委員会では、地方分権の進展に伴い、議会が果たすべき役割の重要性が高まってきていることにかんがみ、議会の活性化を図るため、委員の皆さんと協議し、2件の議会議案を地方自治法第109条の2第5項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出させていただくことになりました。

提出者 議会運営委員長 長谷川恵子が委員会の皆さまにかわり、趣旨説明をさせていただきます。

議会議案第15号 津幡町議会改革検討特別委員会の設置について。

名称は、津幡町議会改革検討特別委員会とするものであります。また、設置の根拠は、地方自治法第110条および津幡町議会委員会条例第5条によるものであります。目的は、議会機能の充実、強化および活性化を図るため、議会改革に関する事項について調査、検討を行うもの。期間は、上記目的が終了するまで存続して調査するもの。委員の定数は、7人。そして、議会閉会中も継続して調査を行うことができるものであります。

以上が、議会議案第15号の趣旨説明であります。

関連がありますので、引き続いて議会議案第16号の趣旨説明をいたします。朗読により、趣旨説明とさせていただきますと思います。

議会議案第16号 津幡町議会改革検討特別委員会規則について。

(設置)

第1条 議会改革に関する事項を調査、検討し、議会機能の充実、強化及び活性化を図るため、津幡町議会改革検討特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 議会の活動に関すること。
- (2) 議員の責務及び活動に関すること。
- (3) その他議会改革に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員7人で組織し、委員は議長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議の運営にあたる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、これを代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

第5条は、雑則でございます。

以上でありますけれども、ぜひ議員各位のご賛同をお願いいたします。

終わります。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第15号および議会議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第15号および議会議案第16号は、いずれも原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕午後3時15分

〔再開〕午後3時16分

○議長【谷口正一君】 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

先ほど設置されました津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任についてならびに請願第20号、請願第22号から請願第24号までおよび請願第27号の採択に伴い、議会議案第17号から議会議案第20号までを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、選任第4号、議会議案第17号から議会議案第20号までを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

＜津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任＞

○議長【谷口正一君】 追加日程第1 選任第4号 津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会改革検討特別委員会委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に津幡町議会改革検討特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をされ、その結果を議長までご報告願います。

〔休憩〕午後3時19分

〔再開〕午後3時35分

○議長【谷口正一君】 ただいまの出席議員数は、18名です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に津幡町議会改革検討特別委員会が開かれ、委員長、副委員長の互選の結果が議長の手元にまいっておりますので、ご報告いたします。

委員長に、南田孝是議員

副委員長に、道下政博議員

以上、互選の結果をここにご報告いたします。

＜議会議案上程＞

○議長【谷口正一君】 追加日程第2 酒井義光議員ほか2名提出の議会議案第17号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書、道下政博議員ほか2名提出の議会議案第18号 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書、洲崎正昭議員ほか2名提出の議会議案第19号 切れ目ない中小企業支援および金融支援策を求める意見書、角井外喜雄議員ほか2名提出の議会議案第20号 TPP交渉に関する意見書を一括して議題といたします。

＜趣旨説明の省略＞

○議長【谷口正一君】 お諮りいたします。

以上の議会議案4件につきましては、津幡町

議会会議規則第39条第3項の規定により、提案者の説明を省略することにいたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。
よって、以上の議会議案4件については、提案者の説明を省略することに決しました。

<質 疑>

○議長【谷口正一君】 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○議長【谷口正一君】 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○議長【谷口正一君】 これより議案採決に入ります。

議会議案第17号 保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。
よって、議会議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第18号 脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第19号 切れ目ない中小企業支援および金融支援策を求める意見書を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者3人〕

○議長【谷口正一君】 起立多数であります。

よって、議会議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第20号 TPP交渉に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、議会議案第20号は、原案のとおり可決されました。

以上、今議会で可決されました議会議案第14号および議会議案第17号から議会議案第20号までならびに採択されました請願第19号の提出先および処理方法につきましては、議長にご一願います。

<閉会中の継続調査>

○議長【谷口正一君】 日程第4 各常任委員会および議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員会を初めとする3常任委員会委員長および議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長のもとにまいっております。

お諮りいたします。

各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長【谷口正一君】 異議なしと認めます。

よって、各委員会から申し出のあった事項につきましては、閉会中も継続して調査することに決しました。

<閉議・閉会>

○議長【谷口正一君】 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成22年第7回津幡町議会定例会を閉会いたします。

これにて散会いたします。

午後3時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、これ
に署名する。

議会議長 谷口 正一

署名議員 中田 健二

署名議員 荒井 克

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 議会議案	3
1. 委員会審査結果表	10
1. 津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任について	13
1. 閉会中の継続調査申出書	14
1. 請 願	18

平成 22 年第 7 回津幡町議会定例会一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	5 番 酒井 義光	1 国道法面の除草について	町 長
		2 猟友会会員の減少対策を	町 長
		3 ごみのポイ捨てをしないまちづくりを	副 町 長
2	4 番 角井外喜雄	1 環境美化条例の制定を	町 長
		2 有害鳥獣対策について	町 長
3	9 番 道下 政博	1 Web 図書館の導入・推進を	教 育 長
		2 ジェネリック医薬品促進通知サービスで医療費削減の取り組みを	町 長
		3 総合観光対策プロジェクトチームの設置を	町 長
		4 夏休みや冬休み期間だけでも預けられる学童保育運営を	町民児童課長
		5 高齢者の安全確保に救急医療情報キットの無料配布を	町 長
4	1 番 荒井 克	1 町営バス、福祉バスの利便性について	町 長
		2 認知症徘徊者支援について	町 長
5	16 番 河上 孝夫	1 津幡小学校、体育館、プールの跡地利用について	町 長
		2 J R 本津幡駅に北口改札所の新設を	町 長
		3 並行在来線の存続状況について	町 長
		4 認知症の対応訓練について	健康福祉課長
6	2 番 中村 一子	1 耐震工事中のしらとり長寿支援センターの今後の役割等について	町 長
		2 町ホームページに議会録画中継等の公開を	町 長
		3 町ホームページに監査報告書の公開を	監査委員事務局長
		4 教育委員会の町ホームページの充実を	教 育 長
		5 ボートピア造成工事中の埋蔵文化財の取り扱いについて	教 育 長
		6 桐生競艇場以外のレースの責任の所在は	町 長
		7 民意を反映させるために	町 長
7	6 番 塩谷 道子	1 国保税の値下げを	町 長
		2 子ども医療費の無料化を	町 長
		3 住宅リフォーム助成制度の創設を	町 長
		4 障がいのある児童の日中一時支援事業の拡充を	町 長
		5 (仮称) ボートピア津幡の撤回を	町 長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項	答 弁 者
8	11 番 南田 孝是	1 まちづくりカルテを	町 長
		2 遊休農地等を活用した学校ファームを	教 育 長
9	3 番 森山 時夫	1 文化会館シグナスで動物愛護週間内に、犬・猫のパネル展示を	教 育 長
		2 子どもたちに犬・猫の命の大切さと題した紙芝居やお話を保育園を対象に取り入れよ	町民福祉部長
		3 犬・猫の殺処分を減らすため、広報つばたへの連載を	町民福祉部長
		4 犬・猫の社会問題の町としての対策は	町 長
10	17 番 谷下 紀義	1 イノシシ対策について	産業経済課長
		2 イノシシ対策と免許制度について	町 長
		3 森林公園地域振興会について	町 長

平成22年12月10日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 産業建設常任委員長 向 正 則

米価下落への緊急対策に関する意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

米価下落への緊急対策に関する意見書

長期低落傾向をたどった食料自給率は、平成18年度の39パーセントを底に、その後の2年間は毎年1ポイントずつ上昇してきた。それが再び低下したことは、日本農業の衰退に依然として歯止めがかかっていないことを示すものである。

生産者米価は近年下落を続けており、政府の調査でも、ことし6月のコメ60キログラム当たりの平均価格は、平成20年産全国平均と比べて2,300円も下回っている。さらに、ことしの新米は市中相場では1万2,500円程度といわれ、下落はとどまる気配がない。米価の下落が農家にも消費者にも先行き不安を投げかけているだけでなく、地域経済にも大きな打撃を与えている。

生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、さらなる米価の下落は、日本農業の大黒柱である稲作の存続を危うくするものである。米価を市場に任せるのではなく、政府や行政の対策が極めて重要であり、安定した生産のためには価格の下支えが不可欠である。コメを初め、農産物の生産者価格の安定は重要である。

よって、政府におかれては、価格保障の確立を基礎に、国内農業を多面的に発展させ、安全な食料の安定供給を図るため、過剰米の買い入れを初め、米価の下落に対する対策を直ちに講ずることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月10日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 議会運営委員長 長谷川 恵子

津幡町議会改革検討特別委員会の設置について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の2第5項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

津幡町議会改革検討特別委員会の設置について

次のとおり、津幡町議会改革検討特別委員会を設置するものとする。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名称 | 津幡町議会改革検討特別委員会 |
| 2 | 設置の根拠 | 地方自治法第110条及び津幡町議会委員会条例第5条 |
| 3 | 目的 | 議会機能の充実、強化及び活性化を図るため、議会改革に関する事項について調査、検討を行う。 |
| 4 | 期間 | 本委員会は、上記目的が終了するまで存続して調査するものとする。 |
| 5 | 委員の定数 | 7人 |
| 6 | その他の要件 | 議会閉会中も継続して調査を行うことができる。 |

平成22年12月10日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 議会運営委員長 長谷川 恵子

津幡町議会改革検討特別委員会規則について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の2第5項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

津幡町議会改革検討特別委員会規則について

次のとおり、津幡町議会改革検討特別委員会規則を制定するものとする。

津幡町議会改革検討特別委員会規則

（設置）

第1条 議会改革に関する事項を調査、検討し、議会機能の充実、強化及び活性化を図るため、津幡町議会改革検討特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討する。

- (1) 議会の活動に関すること。
- (2) 議員の責務及び活動に関すること。
- (3) その他議会改革に関すること。

（組織）

第3条 委員会は委員7人で組織し、委員は議長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会議の運営にあたる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、これを代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、委員会に諮って決定し、議長の承認を得るものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成22年12月10日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 酒井義光
賛成者 津幡町議会議員 荒井克
同 津幡町議会議員 河上孝夫

保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

保険でよりよい歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔を健康な状態に保つことが、肺炎の予防や糖尿病の症状改善をはじめとした、全身の健康や介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究などで実証されている。したがって、だれもが早期に歯科医療の受診ができ、歯や口腔機能を健全に保持することが重要になっている。また、国民医療費節減にも効果があることが「8020運動」によって実証されている。さらに、多くの国民は歯科医療について保険のきく範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいる。

しかし、現行の歯科診療報酬では、歯周治療や義歯治療が保険では十分にできず、また、保険のきく範囲の拡大を望む国民の要望にもこたえられない状況に置かれている。

セラミック（陶歯）など、安全性も確立し、普及している技術が、いまだ保険導入されていない。そのため、患者は保険診療の窓口負担に加えて自費診療部分も支払わなければならない、このことが歯科受診を躊躇させる原因にもなっている。

また、歯科衛生士や歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなっており、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているだけでなく、歯科大学の定員割れや志願者の減少など、将来の歯科医療確保が危ぶまれる状況になっている。

このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障を来すことになりかねない。

よって、政府におかれては、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増大させることなく、保険でよりよい歯科医療を確保するため、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 患者の窓口負担を軽減すること。
- 2 患者が良質な歯科医療を保険で受けられるように制度を改善すること。
- 3 セラミック（陶歯）など、安全で普及している歯科技術は速やかに保険導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月10日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 道下政博
賛成者 津幡町議会議員 長谷川恵子
同 津幡町議会議員 中田健二

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的にあらわれるという特徴をもっている。

ことし4月、厚生労働省から本症と分かる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出されたが、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担に患者およびその家族は、依然として厳しい環境におかれている。

平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初3年間）は、症例数において中間目標100症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、本年8月について中間目標数を達成した。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業を速やかに行い、本年度中に診断基準を定めるべきである。そして、来年度には、診療指針（ガイドライン）の策定およびブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきである。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を、学校災害共済、労災、自賠責保険等の対象とすべきである。

よって、政府におかれては、脳脊髄液減少症の診断および治療の確立を早期に実現するよう、下記の項目を強く要望する。

記

- 1 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、平成23年度に、ブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
- 3 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、速やかに加えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月10日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 洲崎正昭
賛成者 津幡町議会議員 南田孝是
同 津幡町議会議員 山崎太市

切れ目ない中小企業支援および金融支援策を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

切れ目ない中小企業支援および金融支援策を求める意見書

現在、中小企業を取り巻く環境は消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、7－9月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にある。それに対し、政府の経済対策は逐次投入の手法で景気回復への明確な方針をまったく示すことはなく、政策の予見性が欠如していると言わざるを得ない。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益をさらに深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念される。

このような状況であるにも関わらず、政府は緊急保証制度の延長打ち切りを決定し、中小企業金融円滑化法も時限を迎える。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることで資金が困窮すれば、事業が衰退し雇用に影響が出る。また、成長分野に取り組む中小企業支援を進めることは雇用促進にとっても重要である。年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目のない対策が必要である。

一方、来年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されている。法人税率引き下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきである。

よって、政府におかれては、切れ目ない中小企業支援および金融支援策を早急に決定・実施するよう、下記の項目を強く要望する。

記

- 1 中小企業の資金繰り支援策として、平成22年度末で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。
- 2 成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンド（産業革新機構）を有効に活用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。
- 3 平成23年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月10日

津幡町議会議長 谷口正一様

提出者 津幡町議会議員 角井外喜雄
賛成者 津幡町議会議員 塩谷道子
同 津幡町議会議員 南田孝是

TPP交渉に関する意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

TPP交渉に関する意見書

政府は11月9日に包括的経済連携に関する基本方針を閣議決定し、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉に関して、情報収集を進めながら関係国との協議を開始することとし、さらに、13日からのAPEC首脳会議において、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）実現に向けた道筋のひとつとしてTPPを挙げた。

TPPは、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉であり、ひとたびTPPを締結すれば、洪水のごとく農産物が輸入され、日本農業を壊滅へと導くことは必定であり、いかに農家所得が補償されても、輸入は増大し、国内の生産基盤は崩壊する。

また、農業・食料・運輸等の関連産業も廃業が相次ぎ、地方の雇用が失われてしまうことにもつながる。

これでは、「EPA・FTAについては、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わない」という食料・農業・農村基本計画の方針に相反し、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上や農業のもつ多面的機能の発揮は不可能と言わざるを得ない。

よって、政府におかれては、我が国の国土と農業を守り、食料安全保障を確立するためにも、我が国がTPP交渉に参加することのないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年第7回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

総務常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第75号	平成22年度津幡町一般会計補正予算（第6号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳入 全部 歳出 第1款 議会費 第1項 議会費 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第4項 選挙費 第5項 統計調査費 第6項 監査委員費 第9款 消防費 第1項 消防費 第2表 債務負担行為補正 第3表 地方債補正	原案可決
議案第79号	津幡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第80号	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第81号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について	〃
議案第82号	津幡町消防手数料徴収条例の一部を改正する条例について	〃
議案第84号	小字の区域及び名称の変更について	〃
議案第85号	小字の区域及び名称の変更について	〃
議案第86号	小字の区域の変更について	〃
請願第21号	「(仮称) ボートピア津幡 造成工事」について町民への説明会開催を求める請願	不採択
請願第29号	消費税の増税に反対し、食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願	〃

平成22年第7回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

文教福祉常任委員会

議案番号	件名	議決の結果
議案第75号	平成22年度津幡町一般会計補正予算（第6号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳出 第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費 第7項 防犯と交通安全対策費 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第2項 清掃費 第10款 教育費 第1項 教育総務費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第76号	平成22年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
議案第77号	平成22年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第83号	津幡町立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例について	〃
請願第20号	保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての請願	採 択
請願第22号	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書の提出を求める請願	〃

平成 22 年第 7 回津幡町議会定例会

常任委員会議案審査結果表

産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第75号	平成22年度津幡町一般会計補正予算（第6号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第5款 労働費 第1項 労働諸費 第6款 農林水産業費 第1項 農業費 第2項 林業費 第7款 商工費 第1項 商工費 第2項 交通政策費 第8款 土木費 第1項 土木管理費 第2項 道路橋梁費 第3項 河川費 第4項 都市計画費 第5項 住宅費	原案可決
議案第78号	平成22年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃
議案第87号	町道路線の認定について	〃
請願第19号	町道認定編入方請願について	採 択
請願第23号	切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書の提出を求める請願	〃
請願第24号	T P P 交渉に関する請願書	〃
請願第25号	里山の整備と自然林復元を計画的に進める事を求める請願書	不 採 択
請願第26号	T P P 交渉に参加しないことを求める請願書	〃
請願第27号	T P P の参加に反対する請願	採 択
請願第28号	米価の大暴落に歯止めをかけるための請願	不 採 択

選任第4号

津幡町議会改革検討特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和62年津幡町条例第9号）第7条第1項の規定に基づき、津幡町議会改革検討特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成22年12月10日

津幡町議会議長 谷 口 正 一

津幡町議会改革検討 特別委員会委員	森山 時夫 角井外喜雄 酒井 義光 多賀 吉一 向 正則 道下 政博 南田 孝是
----------------------	---

津議発第220号

平成22年12月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

総務常任委員会

委員長 多賀吉一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 町総合計画に関する事項
1. 行財政全般に関する事項
1. 消防に関する事項

津議発第221号

平成22年12月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

文教福祉常任委員会

委員長 道下政博

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 学校教育・生涯学習に関する事項
1. スポーツ及び文化財に関する事項
1. 社会福祉・社会保障に関する事項
1. 公衆衛生・環境衛生に関する事項
1. 医療に関する事項

津議発第222号

平成22年12月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

産業建設常任委員会

委員長 向正則

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

- 1. 土木事業に関する事項
- 1. 開発事業・都市計画に関する事項
- 1. 農林業に関する事項
- 1. 商工業及び観光に関する事項
- 1. 上下水道事業に関する事項

津議発第223号

平成22年12月10日

津幡町議会議長

谷口正一様

議会運営委員会

委員長 長谷川 恵子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、次の事件について閉会中もなお調査を継続する必要があると認めたので、津幡町議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

調査事件

1. 議会の運営に関すること。

受理番号	請願第19号	受理年月日	平成22年10月18日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	町道認定編入方請願について				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字太田い7番地 太田区長 広坂一彦	紹介議員	洲崎正昭 鈴木準一		
<p>【請願事項】</p> <p>認定を請願する道路</p> <p>認定請願路線① 起点 津幡町字太田は191番地1 地先 終点 津幡町字太田は192番地1 地先 延長 L=47.3m 幅員 W=6.00m</p> <p>認定請願路線② 起点 津幡町字太田に23番地1 地先 終点 津幡町字太田に17番地1 地先 延長 L=94.6m 幅員 W=6.00m</p> <p>【請願理由】</p> <p>申請道路は農地の宅地化に伴い、近年地区住民の利用頻度が高く主要道路との連絡路である。地区住民の利便と交通の円滑化に寄与する道路管理を望みます。</p> <p>【添付書類】</p> <p>・道路位置図</p> <p>上記の道路を町道に認定編入下さるよう、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第20号	受理年月日	平成22年10月27日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書採択についての請願				
請願者住所氏名	金沢市尾張町2-8-23 太陽生命金沢ビル8階 石川県保険医協会 会長 西田直巳 河北郡津幡町字能瀬ニ38-6 津田 謹 誠	紹介議員	山崎 太市		
<p>【請願趣旨】</p> <p>歯や口腔を健康な状態に保つことが、肺炎の予防や糖尿病の症状改善をはじめとした、全身の健康や介護・療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究などで実証されています。したがって、誰もが早期に歯科医療の受診ができ、歯や口腔機能を健全に保持することが重要になっています。また国民医療費節減にも効果があることが「8020運動」によって実証されています。さらに、多くの国民は歯科医療について保険の利く範囲の拡大と自己負担の軽減を強く望んでいます。</p> <p>しかし現行の歯科診療報酬では、歯周治療や義歯治療が保険では十分にできず、また保険のきく範囲の拡大を望む国民の要望にも応えられない状況に置かれています。</p> <p>セラミック（陶歯）など、安全性も確立し、普及している技術がまだ保険導入されていません。そのため、患者は保険診療の窓口負担に加えて自費診療部分も支払わなければならない、このことが歯科受診を躊躇させる原因にもなっています。</p> <p>また、歯科衛生士や歯科技工士の労働環境も一段と厳しくなっており、各地の歯科衛生士や歯科技工士養成所で廃校、定員割れが起きているだけでなく、歯科大学の定員割れや志願者の減少など、将来の歯科医療確保が危ぶまれる状況になっています。</p> <p>このような事態を放置すれば、多くの国民の健康保持に支障をきたすことになりかねません。</p> <p>以上の点から、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増大させることなく、保険でより良い歯科医療を確保するため、次の事項の実現を地方自治法第99条にもとづき、国および政府に求める意見書を採択されることを強く要望します。</p> <p>【請願項目】</p> <p>地方自治法第99条にもとづく下記の内容の意見書採択</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 患者の窓口負担を軽減すること。 2. 患者が良質な歯科医療を保険で受けられるように制度を改善すること。 3. セラミック（陶歯）など、安全で普及している歯科技術は速やかに保険導入すること。 <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第21号	受理年月日	平成22年11月19日	付託委員会	総務常任委員会
件名	「(仮称)ボートピア津幡 造成工事」について町民への説明会開催を求める請願				
請願者住所氏名	津幡町・市民グループ「風」世話人 津幡町字清水イ117 一丸 靖子 津幡町字太田へ33-2 稲垣 巖一 津幡町字舟橋そ23-3 井上 研一 津幡町字舟橋そ23-3 井上 俊子 津幡町字庄リ28 黒田 英世 津幡町井上の荘1-49 桑江 はるみ 津幡町字潟端570-6 杉野 洋一郎 津幡町字横浜い88-1 問谷 元子 津幡町字緑が丘2-97 竹森 昭一 津幡町字津幡ケ21-17 中西 政敏 津幡町字津幡ろ87 長曾 孝子 津幡町字津幡ろ87 長曾 正明 津幡町字能瀬ロ150 中村 政利 津幡町字御門ろ19-3 平野 昌枝 津幡町字清水ニ347-1 前田 幸子 津幡町字清水ニ347-1 前田 猛夫 津幡町字津幡ケ21-17 水野 スウ 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田 眞知子 津幡町字加賀爪ニ97-4 宗田 良治 津幡町字潟端461-10 山田 絵美子 津幡町字緑が丘1-146 山田 健二 津幡町字吉倉ナ32 吉本 律子	紹介議員	中村一子		
<p>【要旨】</p> <p>「(仮称)ボートピア津幡」の造成工事が行われている現在、町民への説明会開催を求める。</p> <p>【理由】</p> <p>「(仮称)ボートピア津幡 造成工事」についての説明会が10月15日、庄地区の一部住民に対し開催された。ボートピアについて、安全安心な町を願う町民の不安が大きい中、町及び議会が説明責任を果たすのは当然である。多数の町民が反対してきたボートピアの造成工事が行われている現在、その詳細な内容、進捗状況について、町民への説明会開催を求める。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第22号	受理年月日	平成22年11月19日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件名	脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書の提出を求める請願				
請願者住所氏名	河北郡津幡町字太田ろ143-4 公明党津幡支部津幡南地区委員 石川 陳 雅	紹介議員	道 下 政 博		
<p>脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴をもっています。</p> <p>今年4月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出されました。これは、本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するため出されたものです。これは、患者にとり朗報でした。しかし、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担に、患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれています。</p> <p>平成19年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初3年間）は、症例数において中間目標100症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、本年8月に遂に、中間目標数を達成しました。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業をすみやかにを行い、本年度中に診断基準を定めるべきです。そして、来年度には、診療指針（ガイドライン）の策定およびブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきです。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を、学校災害共済、労災、自賠責保険等の対象とすべきです。</p> <p>よって国においては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、以下の項目を強く求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標（100症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。 2. 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、来年度（平成23年度）に、ブラッドパッチ治療を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。 3. 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を、災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、すみやかに加えること。 <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					

受理番号	請願第23号	受理年月日	平成22年11月19日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	切れ目ない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書の提出を求める請願				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字太田ろ143-4 公明党津幡支部津幡南地区委員 石川 陳 雅	紹介議員	道 下 政 博		
<p>現在、中小企業を取り巻く環境は消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、7－9月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にあります。それに対し、政府の経済対策は逐次投入の手法で景気回復への明確な方針をまったく示すことはなく、「政策の予見性」が欠如しているといわざるをえません。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益を更に深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念されます。</p> <p>このような状況であるにも関わらず、政府は「緊急保証制度」の延長打ち切りを決定し、「中小企業金融円滑化法」も時限を迎えます。中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることで資金が困窮すれば、事業が衰退し雇用に影響します。また、成長分野に取り組む中小企業支援を進めることは雇用促進にとっても重要です。年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目の無い対策が必要です。</p> <p>一方、来年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されています。法人税率引き下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきです。</p> <p>よって政府におかれては、以下の項目を含め、切れ目ない「中小企業支援」及び「金融支援策」を早急に決定・実施するよう強く求めます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中小企業の資金繰り支援策として、2010年度末（2011年3月）で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。 2. 成長分野の事業に取り組もうとする中小企業を支援するため、官民ファンド（産業革新機構）を有効に活用し、リスクマネーの提供を積極的に行うこと。 3. 2011年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮した検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。 <p>以上、地方自治法第124条の規定により請願します。</p>					

受理番号	請願第24号	受理年月日	平成22年11月19日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	T P P 交渉に関する請願書				
請願者 住所氏名	河北郡津幡町字清水チ 329 番地 石川かほく農業協同組合 代表理事組合長 井上 信 一			紹介議員	酒 井 義 光
<p>【要旨】</p> <p>わが国の国土と農業を守り、食料安全保障を確立するとともに、食料自給率の向上と農業のもつ多面的機能の発揮のため、T P P 交渉には参加しない旨、政府等関係機関へ要望されるよう意見書を採択されたい。</p> <p>【理由】</p> <p>政府は11月9日に「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、T P P 交渉に関して、情報収集を進めながら関係国との協議を開始することとし、さらに、13日からのA P E C 首脳会議において、アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）実現に向けた道筋のひとつとしてT P P を挙げました。</p> <p>T P P は、関税撤廃の例外措置を認めない完全な貿易自由化を目指した交渉であり、ひとたびT P P を締結すれば、洪水のごとく農産物が輸入され、日本農業を壊滅へと導くことは必定であります。</p> <p>いかに農家所得が補償されても、輸入は増大し、国内の生産基盤は崩壊してしまいます。</p> <p>また、農業・食料・運輸等の関連産業も廃業が相次ぎ、地方の雇用が失われてしまうことにも繋がります。</p> <p>これでは、「E P A ・ F T A については、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わない」という食料・農業・農村基本計画の方針に相反し、国民の圧倒的多数が望む食料自給率の向上や農業のもつ多面的機能の発揮は不可能と言わざるを得ません。</p> <p>つきましては、わが国の国土と農業を守り、食料安全保障を確立するためにも、わが国がT P P 交渉に参加することのないよう、政府等関係機関に対し、意見書の提出を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第25号	受理年月日	平成22年11月19日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	里山の整備と自然林復元を計画的に進める事を求める請願書				
請願者 住所氏名	津幡町字太田ほ267-7 原田友一	紹介議員	塩谷道子 中村一子		
<p>【請願要旨】</p> <p>私たちの住む津幡町は、森林公園をはじめ自然豊かな森林が美しい町です。</p> <p>しかし、放置された人工林や荒れた竹林など、陽が射さない場所が町のあちこちで見られます。</p> <p>最近では日本各地で里山の荒廃が問題になっていますが、クマによる人身被害が起こる理由の一つにもあげられています。幸い津幡町では、人身被害は無いと聞いております。</p> <p>私たち人間の暮らしにも、野生鳥獣が生きていくのにも豊かな森は非常に大切です。</p> <p>野生鳥獣の被害は、駆除などで解決するのではなく、里山の整備・復活、広葉樹の自然の森の復元など、人と動物の棲み分け・境界線を設ける事によって解決すべきと考えます。</p> <p>森には保水力があり、すべての生き物の命の源でもある水を生み出しています。</p> <p>豊かな森の復元は、今や大問題になってきている地球温暖化防止対策にも有効です。</p> <p>専門家・研究者等の意見、自然保護団体の実践なども参考にしたうえで、放置された陽の射さない人工林・竹林の手入れや広葉樹の植林・下草刈りなどを計画的に行う事が必要と考えます。その際、市民ボランティアを募るなど、誰でも参加出来る取り組みを実施してほしいと願っています。</p> <p>【請願項目】</p> <p>1. 鳥獣被害を、捕殺ではなく里山の整備と自然林復元を計画的に行う事によってなくす事。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定に基づき、請願いたします。</p>					

受理番号	請願第26号	受理年月日	平成22年11月19日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	T P P 交渉に参加しないことを求める請願書				
請願者 住所氏名	津幡町字加賀爪ホ70番地 納口清隆	紹介議員	塩谷道子		
<p>【請願要旨】</p> <p>菅首相は、臨時国会での所信表明演説で、突然T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加を検討する旨の発言を行いました。11月6日の経済連携に関する閣僚会議では、T P Pに関して「関係国との協議を開始する」という基本方針を取りまとめ、A P E C（太平洋経済協力会議）首脳会議に出席しました。</p> <p>T P P参加は、日本農業に壊滅的な打撃を与え、国民の食の安全と安定的な食糧供給を根底から破壊します。</p> <p>菅首相は、T P P参加と日本農業の再生を「両立させる」といいます。しかし、T P Pは例外なしの関税撤廃です。一度そんな枠組みに参加しますと、逆立ちしても「両立」など不可能です。</p> <p>農水省の試算でも、農林漁業分野の関税を撤廃すれば、日本の食糧自給率は13%まで落ち込んでしまいます。地球規模の食料不足が大問題になっているときに、T P P参加で豊かな潜在力をもった、かけがえのない農林漁業をつぶすなどというのは、国民の願いにも、世界の流れにも反するものです。まさに亡国の政治です。</p> <p>また、T P P参加は、食の問題にとどまらず、地域経済を破壊し、日本経済を壊し、国土と環境を壊すものです。</p> <p>前原外務大臣は、「日本のG D Pにおける第一次産業の割合は1.5%だ。1.5%を守るために98.5%が犠牲になっている」などと言い放ちました。許しがたい暴言です。農林漁業は単なる数字で判断できるものではありません。地域経済を支え、関連産業を支え、雇用を支え、国土と環境を守る、かけがえのない多面的役割を果たしているのが農林漁業です。</p> <p>T P P参加はこれらすべてを犠牲にすることになります。T P P参加で利益を得るのはごく一握りの輸出大企業だけです。ごく一握りの輸出大企業のために、日本を売り渡す政治は、断じて許すわけにはいきません。</p> <p>農業も、漁業も、林業も自然との営みです。自然は豊かな恵をもたらすとともに、ときとして暴力的な猛威を振ります。きびしい自然条件と向き合い、生産に励んでいる農林漁業を応援することは政治の仕事ではありませんか。</p> <p>【請願項目】</p> <p>1、T P P参加を阻止し、「食料主権」を保障する貿易ルールをつくり、農林漁業を真に再生させるために、町長として政府に対して、T P Pに参加しないよう緊急に申し入れること。</p> <p>2、T P P参加による、町内農業、関連産業、地域経済に与える影響を試算し、町民に明らかにして、町民運動としてT P P参加を絶対許さない取り組みをつくること。</p> <p>以上地方自治法により請願いたします。</p>					

受理番号	請願第27号	受理年月日	平成22年11月19日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	T P P の参加に反対する請願				
請願者住所氏名	石川県能美市辰口町 204-1 農民運動石川県連合会 宮岸美則	紹介議員	塩谷道子		
<p>【請願趣旨】</p> <p>菅首相は、臨時国会冒頭の所信表明演説で「環太平洋戦略的経済連携協定」(T P P) 交渉への参加を検討し、「アジア太平洋貿易圏の構築をめざす」と表明し、そのための検討をおこなっています。</p> <p>T P P は、原則としてすべての品目の関税を撤廃する協定で、農水省の試算でも、わが国の食料自給率は40%から14%に急落し、米の生産量は90%減、砂糖、小麦はほぼ壊滅します。農業生産額4兆1千億円の減少、多面的機能3.7兆円喪失、実質G D P が7.9兆円、雇用が340万人減少するとしています。米生産を中心とする石川県農業への影響も懸念されます。</p> <p>このように、重要な農産物が例外なしに関税が撤廃されれば日本農業と地域経済、国民生活に与える影響は極めて甚大であり、国民の圧倒的多数が願っている食料自給率の向上とT P P 交渉への参加は絶対に両立しません。</p> <p>いま、求められることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧需給に正面から向き合い、40%程度に過ぎない食料自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことと考えます。</p> <p>以上の主旨から下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出することを請願します。</p> <p>【請願項目】</p> <p>1、「環太平洋戦略的経済連携協定」(T P P) に参加しないこと。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第28号	受理年月日	平成22年11月19日	付託委員会	産業建設常任委員会
件名	米価の大暴落に歯止めをかけるための請願				
請願者住所氏名	石川県能美市辰口町 204-1 農民運動石川県連合会 宮岸美則	紹介議員	塩谷道子		
<p>【請願趣旨】</p> <p>農水省は、米戸別所得補償モデル事業によって米の需給は均衡し、米価は安定するとしてきましたが、相対価格は下落を続け、22年産の9月の相対価格は前年を14%、2,000円も下落する事態に至っています。</p> <p>各地のJAが示した概算金は1万円程度、中には7千円台という驚くべき水準で、農家に衝撃を与えています。いま農村では、農家があまりにも安い米価に失望し、無策で冷淡な政府の姿勢に憤りを募らせています。こうした事態を生み出した最大の原因は、戸別所得補償を口実に「価格対策はとらない」と公言してきた政府の姿勢にあることは明らかです。</p> <p>この数年来、生産費を大幅に下回る米価が続いている中で、生産者の努力は限界を超えており、かつて経験したことのない米価の下落が、日本農業の大黒柱である稲作存続の土台を破壊し、それはまた国民への主食の安定供給を困難にし、政府が進める米戸別所得補償モデル事業さえも台なしにするものと考えます。</p> <p>私たちは、米の需給を引き締めて価格を安定・回復させるためには、政府が年産にかかわらず、過剰米を40万トン程度、緊急に買い入れることが最も効果的であると考えます。</p> <p>以上の趣旨から下記の事項についての意見書を政府関係機関に提出していただくことを請願します。</p> <p>【請願項目】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、緊急に40万トン程度の買い入れを行うこと。 2、米価の下落対策を直ちに講ずること。 <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					

受理番号	請願第29号	受理年月日	平成22年11月19日	付託委員会	総務常任委員会
件名	消費税の増税に反対し、食料品をはじめ暮らしにかかる消費税の減税に関する請願				
請願者住所氏名	石川県金沢市新保本 4-66-4 消費税廃止石川県各界連絡会 加藤 忠 男	紹介議員	塩 谷 道 子		
<p>【請願趣旨】</p> <p>消費税は、これまで、「社会保障のため」「国の財政再建のため」として、導入され、増税されてきましたが、医療や年金、介護などの社会保障制度は改悪に次ぐ改悪がおこなわれ、同時に、財政赤字も膨らみ続けています。</p> <p>そもそも消費税は、所得の低い人ほど負担が重い、もっとも不公平な税金であり、景気を底から冷やす最悪の大衆課税です。このことからして、消費税の増税が「貧困と格差」をいっそうひどくし、景気悪化に拍車をかけることは明瞭です。</p> <p>社会保障の財源を確保し、国の財政を再建するには、下げすぎた法人税や所得税の最高税率を元に戻すなど、税金の集め方を改革し、莫大な予算をつぎ込む大型開発のムダを削るなど、税金の使い道を福祉と国民の暮らし優先に変えることです。</p> <p>国民の暮らしと家計は、今でも収入が減少し続ける一方、医療・年金・介護などの負担は増え、耐え難い状況になっています。こうした中での消費税増税は、国民にさらなる激痛を与えることとなります。私たちは、景気を回復軌道にのせて財政を再建し、国民の暮らし・家計を守る立場から、</p> <p>①消費税の増税はやめること、</p> <p>②緊急に食料品など、暮らしにかかる消費税を減税することの2点を強く求めます。</p> <p>以上から、下記の内容について請願致します。</p> <p>【請願内容】</p> <p>上記請願趣旨の内容を意見書として採択し（又は、議会として決議し）政府に送付していただくこと。</p> <p>以上、地方自治法第124条の規定によって請願します。</p>					